

大阪市立小学校児童のいじめ申立に関する  
調査報告書

令和4年4月27日

児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会  
令和2年大人事人第227号に関する部会



## もくじ

	ページ
<b>第1章 事案の発生と部会の編成及び諮問事項</b>	1
第1 事案発生と第227号部会の編成及び諮問事項	1
第2 部会の開催と調査の実施	2
<b>第2章 当該校の概要</b>	5
第1 当該校の概要	5
第2 当該校の組織構成に関する考察	5
第3 当該校でのいじめの認識	6
<b>第3章 入学から事案発生までの経過</b>	9
第1 平成27年度における事実経過（1年生）	9
第2 平成28年度における事実経過（2年生）	12
第3 平成29年度における事実経過（3年生）	16
第4 平成30年度における事実経過（4年生）	22
第5 平成31年（令和元年）度における事実経過（5年生）	26
第6 いじめに該当すると疑われる事実及びいじめ該当性について	38
<b>第4章 事案発生に至るまでの事実とその評価</b>	43
第1 1年から4年の本件児童の特徴を表す事実	43
第2 5年生の本件児童を取り巻く状況・出来事	48
<b>第5章 事案発生後の経過と学校対応の評価</b>	59
第1 自死後の経過	59
第2 死亡後の当該校の対応の評価	74
<b>第6章 本件児童の自死に係る要因</b>	83
第1 一般的な、自殺といじめとの関連について	83
第2 本件児童の自死に関わる要因	83

第3 本件児童が自死に至った原因の全体像	87
<b>第7章 課題と提言</b>	<b>88</b>
第1 学校・市教委対応の基本的な問題について	88
第2 本事案発生までの当該校の対応について	89
第3 本事案発生後の当該校及び市教委の対応について	93
第4 提言	97

## 第1章 事案の発生と部会の編成及び諮問事項

### 第1 事案発生と第227号部会の編成及び諮問事項

令和元年9月24日（火）に、大阪市立小学校（以下「当該校」という。）5年生在籍の女子児童（以下「本件児童」という。）が自宅マンションから飛び降りて死亡するという事案が発生した（以下「本事案」という。）。

本事案においては、本件児童が残したメモにいじめを受けたと疑われる内容が記載されていたことから、当該校において、児童やその保護者などを対象に、アンケート調査や一部に対する聴き取りを実施したが、令和2年1月の段階で、当該校及び大阪市教育委員会（以下「市教委」という。）としては、「いじめがあったと確認できる内容を見出すことができなかった。」とのことであった。

令和2年10月、本件児童の遺族から、本件児童に対するいじめ行為などの事実関係の調査と、当該校や市教委の対応の検証について、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）で実施するよう要望があった。

そこで、執行機関の附属機関に関する条例第1条に基づき、令和2年12月18日、「令和2年大人事第227号に関する部会」（以下「当部会」という。）が設置された。本事案発生から当部会設置までの経過の概要は次のとおりである。

令和元年	9月24日	本事案の発生
同年	9月27日	市教委が本事案をいじめ重大事態として市長へ報告
令和2年	10月12日	本件児童の遺族から、第三者委員会で調査してほしい旨要望
同年	12月14日	市長から、第三者委員会委員長あてに「令和元年に市立小学校児童が死亡した事案に関する調査審議について」諮問 諮問事項は以下のとおり (1) 本件事案に係る事実関係の調査 (2) 本件事案に係る学校及び教育委員会の対応の適否 (3) 調査結果に基づく必要な措置
同年	12月18日	市長より、本事案の調査のために、委員5名が委嘱され、上記第三者委員会に新たな部会として当部会が設置。同日、第三者委員会委員長より、部会委員及び部会長が指名
同年	12月25日	当部会第1回会議の開催

## 第2 部会の開催と調査の実施

### 1 部会の構成

当部会の構成は以下のとおりである。

令和2年12月25日（金） 当部会第1回会議において、部会長より、部会長代理を指名した。

令和2年大人事人第227号に関する部会		
部会長	藤木 邦顕	弁護士
部会長代理	山下 仰	精神科医師 武庫川女子大学教授
委員	伊藤 美奈子	教育専門家 奈良女子大学教授
委員	清水 周	弁護士
委員	徳田 仁子	臨床心理士 京都光華女子大学教授

令和3年1月22日（金） 部会委員に加えて、本件に関する調査を行うため、市長より、以下の専門委員（調査員）4名が委嘱された。

専門委員	岩本 脩平	臨床心理士
専門委員	早川 僚太	弁護士
専門委員	森下 文	公認心理師
専門委員	柳本 千恵	弁護士

### 2 部会会議の開催状況

上記令和2年12月25日の第1回会議の後、以下の会議を開催した。

- ・第2回会議 令和3年1月8日（金） 19時～
- ・第3回会議 令和3年1月22日（金） 19時～
- ・第4回会議 令和3年2月12日（金） 19時10分～
- ・第5回会議 令和3年3月2日（火） 19時～
- ・第6回会議 令和3年3月23日（火） 18時55分～
- ・第7回会議 令和3年4月30日（金） 19時～
- ・第8回会議 令和3年5月14日（金） 18時55分～

- ・第9回会議 令和3年6月4日(金) 19時～
- ・第10回会議 令和3年6月25日(金) 19時～
- ・第11回会議 令和3年7月9日(金) 19時～
- ・第12回会議 令和3年8月10日(火) 18時55分～
- ・第13回会議 令和3年8月24日(火) 18時55分～
- ・第14回会議 令和3年9月3日(金) 18時55分～
- ・第15回会議 令和3年9月24日(金) 19時～
- ・第16回会議 令和3年10月5日(火) 19時～
- ・第17回会議 令和3年10月19日(火) 19時5分～
- ・第18回会議 令和3年11月2日(火) 19時～
- ・第19回会議 令和3年11月16日(火) 19時～
- ・第20回会議 令和3年12月3日(金) 19時～
- ・第21回会議 令和3年12月21日(火) 19時～
- ・第22回会議 令和4年1月14日(金) 18時55分～
- ・第23回会議 令和4年1月28日(金) 19時～
- ・第24回会議 令和4年2月18日(金) 19時～
- ・第25回会議 令和4年3月8日(火) 17時～
- ・第26回会議 令和4年3月22日(火) 17時～
- ・第27回会議 令和4年3月29日(火) 18時～

### 3 部会による調査の実施

#### (1) 資料提供

以下の資料提供を受け、委員が個別に検討する他、会議の機会に閲覧した。

- ・市教委提供資料(当該校における調査の実施結果及び市教委・当該校・教職員の保管する関係書類)
- ・遺族提供資料(本件児童の作品、ノート、写真その他関係資料)
- ・その他当部会あてに提供のあった資料

#### (2) 聴き取り調査(児童・保護者・地域関係者)

本件児童と同学年の児童及び保護者等について、各保護者の了解を得た上で、当部会委員・専門委員が分担して聴き取りを行った。

- ・第1日目(対象者9名) 令和3年2月20日(土)
- ・第2日目(対象者1名) 令和3年2月22日(月)
- ・第3日目(対象者11名) 令和3年2月23日(火)
- ・第4日目(対象者6名) 令和3年2月25日(木)
- ・第5日目(対象者8名) 令和3年2月27日(土)
- ・第6日目(対象者3名) 令和3年3月1日(月)

- ・ 第7日目（対象者2名） 令和3年6月1日（火）
- ・ 第8日目（対象者1名） 令和3年8月30日（月）
- ・ 第9日目（対象者3名） 令和3年8月31日（火）
- ・ 第10日目（対象者5名） 令和3年9月3日（金）
- ・ 電話による追加調査 令和3年9月16日（木）、28日（火）

### （3）聴き取り調査（教職員等）

本件児童在籍時の教職員等について、当部会委員・専門委員が分担して聴き取りを行った。

- ・ 第1日目（対象者1名） 令和3年2月23日（火）
- ・ 第2日目（対象者6名） 令和3年5月31日（月）
- ・ 第3日目（対象者2名） 令和3年6月1日（火）
- ・ 第4日目（対象者5名） 令和3年6月8日（火）
- ・ 第5日目（対象者3名） 令和3年6月28日（月）
- ・ 第6日目（対象者1名） 令和3年7月28日（水）
- ・ 第7日目（対象者1名） 令和3年8月11日（水）
- ・ 第8日目（対象者2名） 令和3年8月24日（火）

### （4）聴き取り調査（遺族）

上記部会会議開催日で遺族が希望される場合、会議前に調査の進行状況や調査について出された要望等について、遺族と委員で面談した。それとは別に、以下の機会に本件児童の家庭での様子、行動等のほか、当該校や市教委の対応について聴き取りをした。

- ・ 第1回聴き取り（現場及び自宅訪問） 令和3年10月12日（火）
- ・ 第2回聴き取り 令和3年11月16日（火）
- ・ 第3回聴き取り 令和3年12月14日（火）
- ・ 報告書案の内容説明 令和4年3月15日（火）

## 4 注意点

第三者委員会による調査と報告の目的は、あくまでも諮問事項に答えることにあり、加害児童、当該校在籍教員個人や大阪市への法的責任を判断するものではないことに注意を要する。このような法的責任について、第三者委員会は何ら意見を述べる立場にはない。

また、本報告書中、本件児童に関する死亡の表記は「自死」、法令用語等その他の場合の表記は「自殺」と表記する。

## 第2章 当該校の概要

### 第1 当該校の概要

当該校区は、大規模ターミナル駅の近隣に位置し、周辺はオフィスビルや高層マンションが立ち並んでいるが、古くからこの地に住まう住民も多い地域である。保護者には当該校の卒業生も多く、10数年前より卒業生の保護者が中心となり「地域見守り隊」を結成している。現在も地域住民ボランティアが中心となって児童の登下校を見守り、安全確保に努めている。また当該校区では「連合子ども会」も結成されており、スポーツの指導や親子運動会など様々な行事を企画している他、令和元年度時点では小学6年生の子ども委員が中心となって「春の運動会（小1歓迎会）」を行うなど、地域と当該校との繋がりも見られる。

本事案が発生した令和元年度当時、当該校の全児童数は445人であった。1年生から6年生までの普通学級数は14、特別支援学級数は7であり36名の児童が在籍していた。本件児童が在籍する5年生は2学級から構成されており、児童数は67名だった。実働教員数は校長1名、教頭1名、養護教諭1名、その他24名であった。

### 第2 当該校の組織構成に関する考察

#### 1 いじめ防止対策組織設置の問題

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第22条は、学校にいじめ対策組織を設置し、いじめ問題を扱うことを求めている。

令和元年6月当時の当該校の「学校いじめ防止基本方針」によると、いじめ問題に取り組むための校内組織として生活指導連絡会（定例：月1回）が担当すると記されている。一方、当該校いじめ防止基本方針には、「いじめ発見の際の流れ」（例）として示されたフローチャートには、「いじめ防止対策委員会で指導方針の決定」と記されている。なお、令和元年当時、当該校の組織規程及び校務分掌にいじめ防止対策委員会の設置に関する記載はない。

このように、実際のいじめ問題対応にあたりとされている組織とフローチャートで示される対応に明らかな齟齬が認められる。

また、当該校の生活指導連絡会は、生活指導部長、教務主任、学年主任（事例により養護教諭、校長、教頭）によって構成され、いじめを含む生活指導上の諸問題（不登校、虐待疑い、ネグレクト、問題行動等）について情報共有し、事案発生以降の指導及び支援の方針の決定を行うものと定義されている。また児童を対象としたいじめアンケート調査の実施や児童理解のための研修会も生活指導連絡会の担当とされている。当該校においては、いじめ問題が発生した場合、生活指導連絡会で対応することとされており、法及び国の基本方針が規定する学校いじめ対策組織としての独立したいじめ防止対策委員会の存在は認められず、法及びいじめ防止等のための対策が軽視され

ていたといっても過言ではない。

## 2 生活指導記録ノートに記載状況について

当該校の生活指導連絡会で協議された内容は、議事録ではなく生活指導記録ノート（以下、「記録ノート」という。）にメモとして記録されている。その平成29年9月（本件児童3年時）の記録ノートには、「〇〇〇〇（本件児童氏名）、気になる」とメモが残っているが、その後、本件児童あるいはその保護者に対してどのような対応がなされたのかに関する記録は残っていない。

## 第3 当該校でのいじめの認識

### 1 生活指導記録ノートでのいじめに関する記載

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」及び「生活指導に関する調査（大阪市独自調査）」の依頼を受けて、生活指導連絡会の記録ノートには、各月のいじめを含む指導案件に関する集計表が残っている。それによると令和元年4月～9月の当該校のいじめの認知件数（解決済み件数）は、4月：0件（0件）、5月：1件（1件）、6月・7月：0件（0件）、8～9月：1件（1件）であった。つまり令和元年の4月～9月まで、当該校で認知されたいじめの件数は2件であり、2件とも解決済みということになる（ちなみに、当該校いじめ認知件数：平成29年2件、平成30年4件）。

ただ、記録ノートのメモと各月の集計表の欄外には、当該校はいじめ認知件数にカウントしていないものの、その内容からいじめ事案と考えられる記載が見られた。当部会がそれらはいじめ認知件数にカウントすると、令和元年のいじめ認知件数は5月：1件→3件、6月：0件→0件、7月：0件→2件、8・9月：1件→8件となる。

例えば、令和元年7月の集計結果では、いじめの件数0件、児童間暴力件数0件だった。しかし集計表の児童間暴力件数の欄外には、児童の物品が隠された件、学外の公園で意地悪をされた件、児童が顔をエアガンで撃たれた件についてのメモがあるが、これらはいじめ件数にも児童間暴力件数にも計上されていない。

これ以外にも、同月の記録ノートには、いじめ事案と考えられるものの、当該校では集計表に計上していない2件に関するメモが残っていた。そのうち1件は、本件児童と同じ5年生の児童の眼鏡がプール授業の後に無くなった事案である。この件に関して、「翌日、掃除後、同クラスをガサ入れ。ゴミ箱から出てきた。誰がやったという話ではないが・・・」とメモされており、教員が眼鏡を探し、その眼鏡がゴミ箱から発見されたことが分かる。しかし「誰がやったという話ではないが・・・」と記載されているだけで、その後、この件に関して教員間でどのように情報共有がなされ、問題解決に向けてど

のような対応がなされたのかに関する記録は残っていない。

本事案が発生した令和元年9月、本件児童と同じ5年生児童の私物が隠される事案が2件、他学年で児童の私物が隠される件が3件発生していた。これらの事案に関しても、生活指導連絡会がその後の指導及び支援の方針について組織としてどのような協議を行い、実際にどのように対応したのかの記録は残っていない。またこれら複数の事案は集計表にも計上されていなかった。

さらに同月は、本件児童が直接関わっていたいじめ事案が発生していた。その事案内容に関するメモは残っていたが、この件もいじめ事案として集計表に計上されていない。同月、認知したいじめ事案として集計表に計上されていたのは、ある児童がホワイトボードに悪口を書いた1件のみであり、関係する児童で話し合い解決済みとなっていた。

## 2 いじめ防止基本指針と調査に関する留意事項

文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」<sup>1</sup>によると、いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできないとされており、同方針で示された「いじめが解消している」状態とは、

①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続すること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことであり、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する、という2つの要件が満たされている必要がある。

また「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」及び「令和元年度生活指導に関する調査（大阪市独自調査）」回答にあたっての留意事項として、市教委は「当該いじめが解消したと判断された場合も、認知件数として計上すること」「定期的なアンケート調査等の実施により把握したものだけでなく、日常の学校生活の中で把握したものすべてを認知件数として計上すること」「直接、“いじめ”という表現が用いられていなくても、児童生徒が“嫌な思い”“苦痛”を感じている場合は、いじめと認知する必要があること」と注意喚起している。

## 3 当該校のいじめ認識の問題点

当該校では、児童の私物が無くなる事案が複数回発生し、複数の児童が“嫌な思い”や“苦痛”を感じていたにも関わらず、それらの事案をいじめと認識していないばかりでなく、関係する児童への指導や被害を受けた児童に対する支援が適切に行われた形跡が見られない。また記録ノートのメモやいじめ認知件数等の集計結果からは、当該校においては関係する児童間の話し合

<sup>1</sup> 文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月14日最終改訂）

いや謝罪によって、いじめは解決したものと安易に捉え、いじめは解消済みと認識していたことが分かる。

以上から、当該校の生活指導連絡会では、当該校のいじめの実態を適切に把握していたとは言い難い。なお、平成30年度のいじめの認知件数（1000人率）は全国平均で66.0件、大阪市は192.3件だったのに対し、当該校は9.6件であり、著しく少なかった。この点からも、当該校のいじめ認知に対する意識の低さが見て取れる。

### 第3章 入学から事案発生までの経過

#### 第1 平成27年度における事実経過（1年生）

##### 1 本件児童のいじめアンケートについて

当該年度に行われたとされるいじめアンケートの本件児童分については、市教委はアンケートを実施しているとするが、本調査において提出されていない。市教委の説明では、提出されなかった理由として、平成29年3月31日付文部科学省の通知によりアンケートについては卒業まで保存するということがルールとして明確になったため、平成29年度以降についてはこのルールにより保存しているが、それ以前については、保存するかどうかは、当該校に委ねられており、当該校では、それまでのアンケートについては破棄しているということであった。今回、平成28年度に行ったアンケートが一部提出されていることから、平成27年度実施のアンケートは、遅くとも平成27年度終了時ごろに破棄されたと考えられる。

なお、上記通知の1年前に公表されている「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月 文部科学省初等中等教育局）によると、「キ 資料の保管」として、「調査中に関係資料（アンケートの質問票や聴取結果を記録した文書等）を誤って廃棄する等の不適切な対応が起こることのないよう、また、児童生徒や保護者から、相当長期間が経過した後に『いじめにより不登校になった』等の申立てがなされることもあり得ることを踏まえ、各地方公共団体の公文書管理条例等に基づき、関係資料の保存期間を明確に定めておく必要がある。この点、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該児童生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とすることが望ましい。」とされている。この指針からすれば、少なくとも平成28年度からはアンケートの原本については卒業するまで保存しておくことが求められていたものである。

##### 2 本件児童にまつわるトラブル

本件児童が同級生児童と隣同士の席となったある時（2学期初めころであると考えられる）、本件児童は、ハサミで同級生児童の消しゴムを切ったり、同児童をつねるといったことがあった。

1年担任は、この際、本件児童に対して指導を行った。このような本件児童の行動の理由について、1年担任は、本件児童に聴き取りを行ったが、現在、年数が経過しており、内容については記憶をしておらず、当時の聴き取りメモ等も残されてはいなかった。

また、本件児童は、母に対してもその理由を述べなかった。なお、当該事案以降、1年時において、本件児童の行動については特段、問題となる行動はなかった。

母によると、入学当初、本件児童は、楽しく学校生活を送っていたようであるが、いろいろな行事の中で緊張したり、保育所から小学校に進学したのが本件児童一人だけであったりしたことから、本件児童が上記事案において何らかのストレスを感じていたのかもしれないと考えているとのことであった。

なお、上記トラブルがあったことは、2年生進級時の組替えのための引き継ぎ事項として、当該校内部で共有されている。

### 3 教員からみた本件児童の当時の印象について

- ・ 本件児童から気楽に話しかけるタイプではない
- ・ シャイで、褒められたりしても照れて、きゃぴきゃぴせず、表現が独特、口数も多くはなかった。
- ・ 教員との距離がある方だった。
- ・ 中庭で男子と遊んでいたイメージである、固定の友だちではなく幅広く遊んでいた、自分の気持ちを出すタイプではなかった。
- ・ 当時は、服装などで他の子と変わっていたという印象は記憶にない。
- ・ 絵を描くのが好きであった。
- ・ 母子で仲が悪い印象はない、きょうだい喧嘩はあった。

### 4 本件児童の保健室への来室状況

日付	疾病/事故名	部位	原因	場所	時刻	処置状況
4/17	擦過傷	膝部(左)	不注意	運動場 ・校庭	10:35	消毒
5/15	打撲 (その他)	下腿部(左)	牛乳籠が あたった	階段	13:10	湿布
10/30	切傷	手・手指部 (右)	色紙で 切った	教室	13:55	消毒
12/14	全身倦怠		寝不足	講堂	11:00	保健室で 休養
3/14	打撲(頭部)	前頭部	靴箱に あたった	廊下	13:20	冷却

### 5 あゆみの記載からわかる本件児童の様子

#### (1) 1学期における所見欄及び欠席日数

『おしゃれなかばん』では楽しそうにクレパスで自分の好きな物をたくさん描いて仕上げました。なかよし清掃やなかよし遠足などのたてわり班活動では、班長さんの話をしっかりと聞き、他学年の人たちとも仲良く楽しく活動することができました。」と記載されていた。

1学期の欠席日数はゼロであった。

(2) 2学期における所見欄及び欠席日数

『すきなものクイズをしよう』では、たくさんの友だちから『一緒にクイズやろう。』と声をかけられ、楽しそうに問題を出し合っている姿が見られました。友だち関係が広がり休み時間は友だちと絵を描いたり、中庭で遊んだりすることが増えてきました。」と記載されていた。

2学期の欠席日数は2日であった。

(3) 3学期における所見欄及び欠席日数

「紙版画『すてきなじぶん』では、顔の表情や髪型を工夫して、最後までこつこつと丁寧に作品を仕上げることができました。表情が豊かになり、昼休みなどは当該学級の仲間と一緒に、虫探しや外遊びをすることが多くなりました。」と記載されていた。

3学期の欠席日数は、ゼロであった。

## 第2 平成28年度における事実経過（2年生）

### 1 本件児童のいじめアンケートについて

当該年度に行われたいじめアンケートの本件児童分の主な結果は次の通りである。なお、アンケートの形式は各質問に応じて、2ないし複数の選択肢の中から、各児童が○をつけていく方式となっており、本件児童も質問毎に与えられた選択肢の中から○をつけて回答をしている。

次のアンケートは当該年度の2回目にあたるものであり、1回目にあたるアンケートについては学校から当部会には提供されておらず、上述のとおり破棄されているとのことであった。

- 1 あなたはいまのクラスになっておなじひと（ひとたち）からいやなことをされたことがありますか。

【回答】ある

- 2 だれからいやなことをされましたか。

【回答】おなじがっこうのとしうえのひと。（なお、同箇所付近に、本件児童の年上のきょうだいを示す手書きメモがある。）

- 3 どんないやなことをされましたか。

【回答】たたかれたり、けられたりした、おかねをとられたりした

- 4 いやなことをされることはいまもつづいていますか。

【回答】つづいている

- 5 いやなことをされているのをだれかにはなしましたか。

【回答】はなしていない

- 6 あなたはいまのクラスになっておなじひと（ひとたち）にいやなことをしたことがありますか。

【回答】ある

- 7 だれにいやなことをしましたか。

【回答】おなじがっこうのとしうえのひと

- 8 どんないやなことをしましたか。

【回答】そのほか

- 9 そのいやなことをすることはいまもつづけていますか。

【回答】つづけていない

- 10 あなたはいまのクラスになっておなじひとがだれかにいやなことをされているのをみたことがありますか。

【回答】ある

- 11 だれかがいやなことをされているのをみたりきいたり、したときどうしましたか。

【回答】すくーるかうんせらーにはなした

当時、本件児童が作成した本アンケート結果について、学校から母へ内容について報告があった。

また、本件児童がスクールカウンセラーに相談をしたと回答しているが、当時、保護者は、学校から何らかの報告を受けたことはなく、本調査時点において、当時の相談記録については、保管されていなかった。

## 2 同級生児童からみた本件児童の様子やエピソードについて

- ・2年生のときも男子とよくいるのを見た。
- ・2年生のとき同じクラスになり、ノートの表紙に目玉の絵を油性ペンで書いていた。
- ・本件児童は、2年生（若しくは3年生）時、クラスメイトに対して、絵を描こうと誘ったところ、本件児童は、ソフトクリームに目がついたような絵で、誘われた同級生児童は、ちょっと怖い絵であるという印象を持ったことがあった。
- ・当時、本件児童と同級生児童が、別の同級生児童のドリルをランドセルから抜いて走って逃げたということがあった。
- ・2年生（若しくは3年生）のとき、同級生児童と追いかけてっこをしていた本件児童がドアを閉じて教室に入れなくして、同級生児童が押したので窓ガラスが割れたことがあった。

## 3 教員からみた本件児童の様子などについて

- ・学級スタート時、本件児童は、グループ（係や生活班）に入りにくかった、1学期は、一人で別の行動をとることが多かったが（誘われたらやっとなり仲間入りする）、徐々にスムーズになっていった、3学期には明るくなった印象、男友達が多い印象である。この他、同級生児童（男子児童）と一緒に友達に意地悪をすることがあった。
- ・本件児童は、常に上着とマスクをつけていた。これに対して、母の記憶によると、上着を着ていたのは、4年生の秋ころからであり、マスクを着用していたのは、3年生のことであった。年上のきょうだいアレルギーのためにマスクをつけており、それを見て、本件児童もマスクを着用するようになったとのことであった。
- ・当時、本件児童に対して指導があったが、その後もすぐにはなくなり、いたずらやちょっかいがちょくちょくあった。

## 4 遺族からみた本件児童の様子など

- ・母によると、これまで連絡帳のやり取りについて、母が書いたメッセージに対して相応のメッセージを返す教員は少ないが、2年担任は、たくさんやり取りを行ったことが印象として残っていた。
- ・支援が必要な児童の隣の席になりたいから、整理整頓が苦手だった本件児童は、自身の机の中を頑張って綺麗にして、その児童の隣の席に座るこ

とが出来たということもあった。

- ・当時、本件児童は、ある同級生児童が怖いと言っており、担任に確認をしたところ、担任からは「いい子だよ」というような返答があった。
- ・本件児童は、当時、目玉の絵を描くことが好きだった。
- ・当時、本件児童が同級生児童のドリルをランドセルから抜いて走って逃げたということがあったが、この行動の理由としては、本件児童がその児童に対して遊びのつもりであったと語っていたとのことである。
- ・2年生の夏にそろばん、同じころに水泳を始め、冬には、自分で母にチラシを持参し、陸上の習い事をしたいと母に希望をしたので、3年生に進学してから通うようになった。当時、本件児童は、陸上か水泳でオリンピックに出たいと両親に述べていた。陸上については、4年生の冬まで通っていた。なお、辞めたのは、本人から陸上を辞めたいという申し出があったためであった。

## 5 その他

1年時における本件児童によるトラブルについて、3年生の組替えのための引き継ぎ事項として、当該校内部で共有されている。

## 6 本件児童の保健室への来室状況

日付	疾病/事故名	部位	原因	場所	時刻	処置状況
6/29	擦過傷	肘部(左)	不注意	階段	12:40	消毒
12/6	擦過傷	膝部(左)	不注意	運動場 ・校庭	10:15	消毒
1/13	捻挫	足関節部 (右)	不注意	運動場 ・校庭	11:55	湿布
2/28	捻挫	足関節部 (右)	不注意	階段	9:30	湿布
3/15	擦過傷	膝部(左)	不注意	運動場 ・校庭	12:30	消毒

## 7 あゆみの記載からわかる本件児童の様子

### (1) 1学期における所見欄及び欠席日数

「休み時間や放課後には、友だちと楽しく遊んだり、話したりしている姿が多く見られました。学習中は集中して話を聞き、積極的に自分の考えを発表しています。クラスの誰よりも熱心に掃除をしている姿か

ら、きれいにしたいという気持ちが伝わってきます。お手伝いも進んで  
して、とても感心しています。」と記載されている。

1学期の欠席日数は1日であった。

(2) 2学期における所見欄及び欠席日数

「学習や遊びを通して、友だちとのつながりが深まりました。生活科  
の『おもちゃランド』は、グループの友だちと楽しく話し合い、準備を  
していました。運動会のダンスは、周りの友だちと練習をしている姿  
がよかったです。学習中に発表することも増え、感心しています。話も  
しっかり聞いていて、集中しているのがよく分かります。」と記載され  
ている。

2学期の欠席日数はゼロであった。

(3) 3学期における所見欄と本件児童の活動及び欠席日数

『HAPPYダンス係』として、ダンスパーティーの計画を立てまし  
た。係の友だちと話し合っ楽しくポスターを作っている様子を見て、  
成長を感じました。当日も照れくさそうでしたが、司会をして盛り上げ  
ていました。グループ活動や遊びの中で、たくさんの友だちと仲が深ま  
り、笑顔で過ごしていることが多かったです。友だちのいいところを見  
つけるのが上手で、終わりの会でよく発表していました。これからも○  
○(本件児童の名前)さんらしく、がんばってくださいね。」と記載さ  
れている。

3学期の欠席日数は、ゼロであった。

(4) その他

2月17日には、本件児童が、自身が習い事をしている水泳での様子  
について、授業参観内でクラス全体に発表することがあった。

### 第3 平成29年度における事実経過（3年生）

#### 1 本件児童のいじめアンケートについて

当該年度に行われたいじめアンケートの本件児童分の主な結果は次の通りである。なお、当該アンケートは当該年度の1回目にあたるものである。

- 1 あなたはいまのクラスになっておなじひと（ひとたち）からいやなことをされたことがありますか。

【回答】 ない

- 2 あなたはいまのクラスになっておなじひと（ひとたち）にいやなことをしたことがありますか。

【回答】 ない

- 3 あなたはいまのクラスになっておなじひとがだれかにいやなことをされているのをみたことがありますか。

【回答】 ない

このように1回目のアンケートについては、特にいやなことをされたことやいやなことをした等の回答はなかった。

当該年度に行われたいじめアンケートの本件児童分（2回目）の主な結果は次の通りである。

- 1 あなたはいまのクラスになっておなじひと（ひとたち）からいやなことをされたことがありますか。

【回答】 ある

- 2 だれからいやなことをされましたか。

【回答】 おなじくらすのともだち、ほかのがっこうのひと

- 3 どんないやなことをされましたか。

【回答】 たたかれたりけられたりした

- 4 いやなことをされることはいまもつづいていますか。

【回答】 つづいている

- 5 だれにそのことをはなしましたか。

【回答】 すくーるかうんせらー

- 6 あなたはいまのクラスになっておなじひと（ひとたち）にいやなことをしたことがありますか。

【回答】 ある

- 7 だれにいやなことをしましたか。

【回答】 ほかのがっこうのひと、そのほかのひと

- 8 どんないやなことをしましたか。

【回答】 たたいたりけったりした

- 9 そのいやなことをすることはいまもつづけていますか。

【回答】 つづけている

10 あなたはいまのクラスになっておなじひとがだれかにいやなことをされているのをみたことがありますか。

【回答】ある

11 だれかがいやなことをされているのをみたりきいたり、したときどうしましたか。

【回答】すくーるかうんせらーにはなした

ここでも、アンケート結果について担任らが検討したり、事情を聴くことはなかった。本件児童がスクールカウンセラーに相談したことがあるとアンケート内で回答しているが、そのような事実について、学校から保護者に報告されたことはなく、また、どのような相談が行われたのか、その内容に関する記録は残っていない。

## 2 学力経年調査に付随する調査の結果について

また、平成30年1月ころ、大阪市内の小学校全体において学力経年調査が実施され、本件児童も調査に付随した各質問に応じて回答を行った。本件児童の主な回答結果は次の通りである。なお、当該年度に行われた学力経年調査が大阪市においては第1回目の調査であり、以降、毎年度1月中旬ころに行われている。

「⑭学校に行くのは楽しいと思いますか」

【回答】そう思わない

「⑯自分には、よいところがあると思いますか」

【回答】どちらかといえば当てはまらない

「⑰将来の夢や目標を持っていますか」

【回答】当てはまる

この「学力経年調査」に付随する調査の結果（平成31年度運営に関する計画・自己評価（総括シート）。当該校のホームページより）によると、本件児童が所属する3年生の学年全体の⑭・⑯の結果は、次の通りで、3年時から本件児童が学校生活を負担に思い、かつ、自己肯定感に乏しい状態であったとみられる。

⑭学校に行くのは楽しいと思いますか（学校は楽しい）。%

	3年（全体70名）
当てはまる	53 %
どちらかといえば当てはまる	26 %
どちらかといえば当てはまらない	11 %
ない	

当てはまらない	7 % (本件児童の回答)
---------	---------------

⑩自分には、よいところがあると思いますか（自分にはよいところがある）。%

	3年（全体70名）
当てはまる	40%
どちらかといえば当てはまる	32 %
どちらかといえば当てはまらない	<b>16 % (本件児童の回答)</b>
当てはまらない	10 %

当該校から上記アンケート結果について、保護者に伝えられることはなかったが、家庭の中で本件児童からは、学校がおもしろくない旨、母に述べることもあり、母から担任などに本件児童の学校での様子を尋ねたことがあった。これに対して、3年担任からは、本件児童は、学校では楽しそうにしているという返答が多く、また、本件児童が集団での行動が苦手なところもあったが、いざやってみたら、最後は笑顔だった等の答えであった。

### 3 本件児童と他児童との間におけるトラブル

本件児童がちょっかいをかけて、ヒートアップすることがあった。本件児童が同級生児童と一緒に他の同級生児童にちょっかいを出し、指導をしたことがあった。

### 4 同級生児童からみた本件児童の様子など

- ・明るくいつも笑っている、ゲームの話をしていて、楽しそうだった、水泳が得意だった。
- ・ゲームが好きで、怖い話をしてくれた。同じ班の時には、給食の時に怖い話をしてきて楽しかった。また、絵が上手でゲームのキャラクターを描いていた。隣のクラスの子としゃべったり、遊んだりすることもあった。ある同級生児童（男子児童）と仲が良さそうで、男女ともに友達がいたけど、男子の方がよくしゃべっていた。元気なイメージだった。
- ・当該学年時くらいから、よく「死にたい」と言っていた。普通に廊下で立っていたら、教室の中でみんながいるようなところでは言わなくて、廊下において、死にたいと、言っていた。それを自分（本調査で話をしてくれた児童を指す）に聞かせる感じがした。1対1の場面であった。最初は、ふざけてというか、本気では言っていないんだろうなと思って

いた。その際、ちょっと悲しんでる様子だった。

#### 5 教員からみた本件児童の当時の印象

- ・特徴のある児童であり、マスクを取らないのが印象的である、なぜ外さないのかを聞いたところ「いいやん」という感じだった。また、本件児童は、上着をずっと着ていたが、生活に支障はないと考え、本件児童の好きにさせてあげようと考えていた。

- ・また、教員に話しかけたり目立つ子ではなかった、作品のことで担任から他の教員に相談があり、本件児童のみ刃物や血の絵だった、グロテスクな絵について尋ねたときには、本件児童は、「これしか思い浮かばない」と言っていた。

- ・女子より男子との方が仲良かった、本件児童が同級生児童をいじる場面もみられた、本件児童が同級生児童にちょっかいをかけて、そこからお互いがヒートアップすることがあった、本件児童が同級生児童をいじめたときに指導をした。

- ・本件児童は、外遊びには参加せず、教室でしゃべっている印象が強い、同級生児童2名とよく一緒にいた印象があると述べていた。

- ・棒人間が傷ついているなど、グロテスクな絵が好きだった、漫画の作品の影響を受けたと思われる絵もあった。

- ・無断遅刻があり、保護者と話をした際には、本件児童が母にかまってほしかったのではないかと語っていたことがあった、それで、母が仕事のシフトを替えたことがあった。

- ・夏休み明け、本件児童が「学校を休みたい」と保護者に話すことがあった。保護者からは担任に「どうかかわったらいいか、(本件児童のことが)わからない」という相談もあった。担任からは、スクールカウンセラーへ繋ぐことも提案されたが、相談にはつながらなかった。

- ・当時、週末になると各児童に日記を書いてもらっていた。本件児童については、日記はノート半分くらいしか書かれておらず、簡単なものがほとんどだった、陸上のタイムのことが書かれていたこともあった、本件児童が日記の枠外に「死ね」と書いていたこともあった、この時も家庭とやり取りをした。なお、この件に関して保護者は、学校側とやり取りをした記憶はないとのことであった。

- ・生活指導記録ノートに本件児童について「気になる」という記載があるが、これについて、本件児童は、すごく恥ずかしがり、シャイという印象があり、机間巡視の際、いつも横にノート等を隠していた。

- ・本件児童が図工の時間に刃物だったり、どう考えても血にみえる作品を飾って、そのような作品についてどうなのか、悩むことがあった。

- ・本件児童には個性的なところがあり、一人称も男の子のような呼び方

だった。

・運動会では、本件児童はダンスが嫌で、だらだらと行動し、体育の先生に指導されたことがあった、恥ずかしいのか斜に構えるところがあり、集団行動が得意ではない、運動会が嫌だったのではないかという印象である。

・本件児童からは、年上のきょうだいから殴られるという相談があり、いじめアンケートの「いじめ」には、きょうだいもふくまれるのかと聞かれたことがあったが、年上のきょうだいとは仲が良く、きょうだいげんかの範疇であると理解していた。

## 6 その他

上述した1年時における本件児童のトラブル(①)、本件児童が同級生児童と一緒にいたら他の同級生児童をいじってしまうこと(②)からクラスを離す旨、4年生への組替えのための引き継ぎ事項として、当該校内部において共有されている。なお、①の件については、当該校と家庭との間で共有はされているが、②の件については、共有はされていない模様である。

## 7 保健室来室状況

日付	疾病/事故名	部位	原因	場所	時刻	処置状況
5/12	捻挫	足・足指部(左)	不注意	廊下	9:35	湿布
10/12	歯科(口腔)	歯部	有対人関係	運動場 ・校庭	14:00	教室で様子を見る
11/24	擦過傷	膝部(右)	不注意	運動場 ・校庭	12:25	消毒
12/12	悪心嘔吐		罹患状態	教室	8:30	早退
1/12	打撲(その他)	膝部(右)	プールサイドで打った	プール	10:35	湿布
3/1	擦過傷	膝部(右)	不注意	廊下	11:30	消毒

なお、5月12日の捻挫については、階段から落ちたものであり、ギブスを付けて固定をしていた。事故当時、学校も本件児童もそれほど大げがをしたとまでは認識していなかったため、しばらく病院へ連れて行かなかったが、日ごとに腫れていくため、整形外科に連れて行った際、靭帯を

痛めたかもしれないと医師からは言われたということがあった。

## 8 あゆみの記載からわかる本件児童の様子

### (1) 1学期における所見欄及び欠席日数

「書写の作品は、筆遣いがとてもよく、特に『止め』の部分がしっかりとしているため、力強い作品を創ることが出来ています。また、興味のある内容の際は、積極的に話し合い活動をしたり、友達にアドバイスする場面なども見られました。今後は、その興味の幅をどんどん広げていってほしいと思います。」と記載されている。

1学期の欠席日数は1日であった。

### (2) 2学期における所見欄及び欠席日数

「作品展の『伝説の島』では島の全体ではなく、一部分をクローズアップした地図のイメージを持ち、他にはない独創的な良さのある作品を作り上げていました。学習では、発表にも積極的に参加し、自分なりの考えをもって学習に臨んでいました。」と記載されている。

2学期の欠席日数は3日であった。

### (3) 3学期における所見欄及び欠席日数

「学習中の集中力が増し、積極的に活動に参加する姿が増えました。自分なりの考えをみんなの前で表現することも増え、いきいきした表情で活動に取り組んでいました。音楽の授業では、きれいな発声で歌い上げる姿や、リコーダーをきれいな音色で奏でる姿が印象的でした。係り活動でも、2学期の経験を活かし、素早く行動したり、アドバイスしたりするなど、友だちの見本となっていました。」と記載されている。

3学期の欠席日数は、ゼロであった。

#### 第4 平成30年度における事実経過（4年生）

##### 1 本件児童のいじめアンケートについて

当該年度に行われた3回のいじめアンケートについては、いじめの被害・加害、目撃に関する回答は特段みられなかった。

##### 2 学力経年調査に付随する調査の結果

「⑭学校に行くのは楽しいと思いますか」

【回答】 そう思わない

「⑯自分には、よいところがあると思いますか」

【回答】 どちらかといえば当てはまらない

「⑰将来の夢や目標を持っていますか」

【回答】 そう思わない

また、「学力経年調査」の児童質問紙の結果（平成31年度運営に関する計画・自己評価（総括シート）。当該校ホームページより）によると、次の通りであった。

⑭学校に行くのは楽しいと思いますか（学校は楽しい）。

	4年（全体67名）
当てはまる	54 %
どちらかといえば当てはまる	31 %
どちらかといえば当てはまらない	9 %
ない	
当てはまらない	6 %（本件児童の回答）

3年時アンケートに引き続いて4年時でも学校生活に負担感があり、自己肯定感はさらに低下している。

##### 3 同級生児童からみた本件児童について

・本件児童について、4年生のときは、活発でゲームや怖い話で楽しませてくれた。

・プールの授業で25メートルをきれいなフォームで速く泳いでいた。

・当時仲が良かったのは、結構男子が多かった。

・あんまり女の子と絡むような子じゃなかった印象がある。

・4年生後半から5年生のころ、「学校に行きたくない」と言っていた。何が嫌かは言っていない。

・音楽が好きであったり、水泳が得意であった、運動会のリレーでも目立っていた。

・また、ゲームの話を友達としていた。

- ・亡くなる前の冬ころまで陸上の習い事をしてきたようだ。
- ・3年生または4年生のとき、本件児童は男子と外で遊び、運動好き、元気な子といった感じ。女子とはあまり一緒にいなかった。

#### 4 教員からみた本件児童について

- ・ある同級生児童（男子児童）と仲が良い。
- ・女の子との繋がりが全くないかといえば、そうではないが、男の子との交流が多かった。
- ・図工の作品の絵が人を食う虫という作品であり題名に驚いた。
- ・なお、5年生への組替えのための引き継ぎ事項として、1年時及び3年時におけるクラスメイトとのトラブルについては、新担任（本件児童が5年時における担任）に対して引き継ぎが行われていなかった。ただ、5年生に進学するにあたり、新担任は、本件児童について、他教員から「塩対応」「ホメられる◎」と聞きメモを残している。

#### 5 保健室来室状況及び養護教諭の本件児童の印象

日付	疾病/事故名	部位	原因	場所	時刻	処置状況
5/18	皮膚科	足・足指部(右)	魚の目	家	15:20	消毒
6/1	皮膚科	足・足指部(右)	魚の目	家	13:20	消毒
6/4	打撲(頭部)	頭部	有対人関係	教室	11:35	冷却
10/3	眼科		有対人関係	中庭	10:35	冷却
10/17	擦過傷	膝部(右)	有対人関係	運動場 ・校庭	10:45	消毒
11/5	擦過傷	膝部(右)	不注意	講堂	15:00	消毒
11/7	頭痛		罹患状態	教室	08:20	早退
11/26	悪心嘔吐		疲労	教室	10:30	保健室で休養
11/29	擦過傷		不注意	運動場 ・校庭	10:30	消毒

11/30	擦過傷		不注意	ピロティ ホール	08:15	消毒
2/1	皮膚科	耳 部 (右)	不明	教室	09:25	冷却
2/14	打撲(その 他)	前腕部 (左)	ハードルに引 つかかった	運動場 ・校庭	12:20	湿布
2/22	刺傷		とげが刺さ った	教室	09:05	とげを除 去
3/7	擦過傷		切った	不明	10:30	消毒
3/18	擦過傷	肘 部 (右)	椅子で擦っ た	教室	10:45	消毒

4年時、本件児童だけではなく、他の児童も全体的に保健室に出入りする児童が多かったこと、休み時間だけではなく、授業中も教室に入れないような児童がふらふら保健室にやってくることもあったこと、学年全体が落ち着きがなかった。

また、本件児童は、保健室に来て、よく話をするようなタイプではなかった。必要な限りで来室し、処置をする程度であったこと、自傷傾向があるとは受け取っていなかったこと、夏でも上着を着ていたことについては、本件児童に暑さについて心配であることを伝えると、「大丈夫やで」とさらっとした回答であったこと、この他、本件児童の印象として、さばさばした感じ、さっぱりとした印象であり、自分から教員らに話しかけてくるような児童ではなかったこと、用のある時だけ保健室に来室する児童であった。

## 6 あゆみの記載からわかる本件児童の様子

### (1) 1学期における所見欄及び欠席状況

「算数の『わり算のひっ算』で、集中して学習していました。困っている友だちに、上手にヒントを出して、お手伝いをしていました。丁寧に説明している姿が、とてもすてきでした。図書係では、友だちと協力して、図書の貸し出し活動をしていました。クラスのみんなに、はきはきと声かけをされていて、とても頼もしかったです。二学期もいろいろな活動で活躍してほしいです。」と記載されている。

1学期の欠席日数は1日であった。

(2) 2学期における所見欄及び欠席状況

「社会見学科学館で、楽しそうに星の動きを眺めていました。感想文からも、天体への興味・関心が感じられます。色々な本を読んで、どんどん知識を吸収して行ってほしいです。作品展で、模写を丁寧におこない、色作りでもたくさんの工夫をしていました。背景に深海魚をはりつける時も、配置にこだわり、作品への創作意欲を感じました。とても素晴らしい作品が出来上がり、作品展を盛り上げました。」と記載されている。

2学期の欠席日数は2日であった。

(3) 3学期における所見欄及び欠席状況

「国語の『言葉をつなげて』で、言葉から想像を広げ、ふたたび言葉で表現していました。言葉の選び方が独創的で友だちの手本となり、また違うグループの詩への関心も非常に高かったです。タブレットを使った調べ学習で、班のみんなが楽しく活動できるように、行動していました。思いやりあふれる〇〇(本件児童の名前)さんの姿が、印象的です。心優しい五年生になることを、期待しています。」と記載されている。

3学期の欠席日数は、1日であった。

## 第5 平成31年（令和元年）度における事実経過（5年生）

当時の本件児童について、月、火、木曜日が学習塾、金、土曜日がスイミングに通っていた。習い事がない水曜日に公園で遊んだりしていたということは、本件児童から両親は聞いていた。また、同年3月29日には、本件児童が通っていたスイミングにおいてレベル30（すべての泳法ができて時間制限内に泳ぐことができる水準）まで進級し、トロフィーの授受を受けている。この他、学習塾の出欠状況についても問題はなかった。

また、両親の本件児童の印象として、陸上や水泳のオリンピックに出たいということで、最後まで水泳を習っていたこと、女優になりたい等、夢を持っていたということであった。また、勝ち気であるが、内弁慶な面もあり、周囲に甘え下手なところもあるし、一人で何事もこなしていたという印象もあった。

### 1 4月

#### (1) 4月初旬ころ

当該年度から5年担任が当該校に赴任し、4年担任や3年担任から、本件児童について引継ぎを受けた。本件児童は「こっち（教員側）から働きかけてもさっぱりした感じの対応」であるが、「誉めてあげるとニコッと笑って、だからどんどん誉めてあげるといいね」という話であった。

また、5年担任は、新しい先生（自身）が来て、ぐっと全員がこっちを見てくれてまとまってという形に持っていきかけたが、当時の当該学級は、1学期から2学期最初くらいまで、ぱっとまとまらないなという印象を全体的に有していた。

この他、週案（各担任が管理職に伝えたいことがある場合などに週ごとに担任がコメントを記載し管理職が確認するもの）について、5年担任は、元々、自分自身「書かないタイプ」であり、当該学級は気になるところがなくて書いておらず、校長には、個別に児童のことにについては相談していない。

(2) 4月8日、始業式が行われた。

(3) 18日から4日間、家族旅行で沖縄に訪れた。

### 2 5月

(1) ゴールデンウィーク中、3泊4日で秋田に家族旅行で訪れた。

(2) 5月7日、国語の授業で詩を作成した。また、図画工作では、パラパラマンガを作成した。

(3) 同頃、席替えを行った。

(4) 5月8日、国語の授業において、詩・清書を行い、本件児童は、「か

げ」という題名の詩を作成した。

かげ	ぼくは、かげ	ぼくは、人の悪だ。	だから黒い。	でも、悪がなくなると、	ぼくは、死ぬ。	だが生きかえる。	今日は、だれの悪に、	とりつこうかな。
----	--------	-----------	--------	-------------	---------	----------	------------	----------

- (5) 5月14日、図画工作の授業においてパラパラマンガを作成した。本件児童は、誰かがピストルのようなもので撃たれて、撃たれた人が亡くなるまでの心の動きと読み取れる作品を作ったものと5年担任は認識していた。

この他、4～5月の本件児童に関する出来事について、ある同級生児童が、4か5月ころ、廊下で本件児童が一人だったので声を掛けたら、落ち込んでいる感じで「こんな人だったっけ」と思ったことがあったと述べていた。また、4月、5月ころ、教室の中で一人、本を読んでいる、4年の時はみんなといて、一人で本を読んでいることはなかったので意外であったと述べていた。

5年担任は、当時、字の多い小説などを読んでいたと認識していた。

- (6) この他、4または5月ころに行われたスポーツテストの50メートル走において、本件児童は、学年で実施したが休んでおり、後日実施したが、5年担任は、全力で走っていたようには見えなかったと認識している。

### 3 6月

- (1) 6月3日ころ、席替えが行われた。
- (2) 時期は不明であるが、体育の時、当該学級で男子が着替えることになった時、本件児童の机にあった鉛筆削りがとてもかっこよく、見てたら「勝手に触らんといて」と本件児童からすごい怒られたというエピソードを述べる児童がいた。
- (3) 6月11日、学活の時間において、林間班決め、バス席決めが行われた。当時、林間バス席決めするとき、ある同級生児童のペアが決まらず、周囲の子が本件児童に「隣になったりや」というと本件児童が「えー」と言ったということがあった。

また、5年担任は、本件児童が林間学習の他、学校生活、学校社会に対して、なんでこんなことをしないといけないのかという態度があったと認識していた。

(4) 6月12日総合の時間にいじめ定期アンケートが行われた。本件児童の回答は下記の通りであった。

1 あなたは今のクラスになって、いじめられたことはありますか。

【回答】 ない

2 あなたは今のクラスになって、いじめたことはありますか。

【回答】 ない

3 あなたは、いじめを見たり、聞いたりしたことがありますか。

【回答】 ない

(5) 6月19日、体育の授業でプールが行われた。本件児童のプール授業での様子であるが、本件児童はあまり入らず、見学していた印象があり、水泳が得意だったが、5年で休むようになったこと、プールに入っても途中で立ってしまうことがあったと述べる同級生児童が複数いた。

また、本件児童は、水泳が早い印象があるが、目立つのを嫌がっていたようであること、普通の体育の見学が多かった印象があると述べる児童もいた。

なお、プール見学の際、各自の水泳カードに保護者のサインを求め、学校へ提出することになっているが、本件児童の水泳カードについては、本調査時点において自宅や学校においても保管されておらず、本件児童がいつプールを出席し、または見学していたのかは不明であった。

(6) 6月26日、体育の授業でプールが行われた。

(7) この他、6～7月ころ、当該学級教室内で、本件児童が友だちともめていたことがあり、教室の中ほどで他の児童と話をしているとき、大きな声と物音がして、男子2～3人と本件児童がいた。本件児童は「こんなんしてくるから」と言い、このような状況について学年主任が目撃していた。しかし、この具体的な内容について、本調査時点において、聴取の結果、特定することが出来なかった。

#### 4 7月

(1) 7月1日、水泳の授業があった。

(2) 7月3日、水泳の授業があった。プール後、5年生児童（男子児童）のメガネが見当たらないことがあった。この件について、生活指導連絡会で報告が行われた。「別学級と当該学級が入り混じる時にちょっと気を付けてみていかな」といけなというところが共有された。また、誰がメガネを隠したのかについて、学校は目星が付いていたがはっきりわからなかった。当該学級では、児童らに対して、眼鏡がなくなったことについて知らないかを問うことや、全体的な指導を行うことはあるが、あまり決めつけることはできず、誰が行ったということは特定しなかつ

た。

- (3) 7月4日、掃除後当該学級において、ごみ箱から上記児童のメガネが出てきた。
- (4) 7月10日、水泳の授業が行われた。
- (5) 7月12日、個人懇談が行われた。
- (6) 7月17日、水泳の授業が行われた。
- (7) その他7月の出来事について、夏休み前に掃除の時間に本件児童が「死にたい」と言っていたのを聞いたが、理由はわからないと述べる児童がいた。

また、当該学級内で王様ゲーム（男女6人程度）が行われていたことがあった。本件児童は参加していない。ビンタ等を王様となった児童の指示でやっていた。5年担任が1学期にやっていた人全員に指導をし、ゲームはやめになった。

- (8) 7月19日、終業式が行われた。本件児童のあゆみの所見欄には「国語科の詩作りや、図画工作科のパラパラマンガづくりなど、創作的な活動に意欲的に取り組む姿が見られ、〇〇（本件児童の名前）さんならではの作品を創り出すことができました。友だちとの関わりの中で、自分の意見をはっきりと持ち、相手にうまく伝えることができました。」と記載されている。

また、当日の終業式内において、生活指導の教員から、お店に子どもだけで行かないこと、物や金銭の貸し借りは心を傷つけるからしてはいけないこと等の注意点を終業式において全体に話をしていた。

この他、同日、父が本人にお小遣いを渡した。その際、「今日、3000円使われたんや」と本件児童が述べた。父は、年上のきょうだいも貸してくれと言ったのではないかと問うと、「違う」と答えた。ちゃんと返してもらおうと伝えると、「分かった」と答えた。

同時期ころ、本件児童が3000円を、男子児童■■・男子児童■■に貸して返ってこなかったと言っているのを同級生児童が聞き、その同級生児童は本件児童に対して、先生に言うよう促したということがあった。

本件児童の夏休みの宿題冊子の表紙の下部に、本件児童が作成したと思われるメモとして、「3千円かえしてもらおう 7月19日 4時15分」と記載されていた。

なお、当時、当該校の生活指導連絡会において、お金の貸し借りに関する話題は挙がっていなかった。

- (9) 7月24日、自宅において、本件児童の誕生日会が行われた。
- (10) 7月31日から、8月2日まで、林間学習が行われた。林間学習での本件児童の様子について周囲の受けた印象は下記の通りであった。
  - ・ 林間では、本件児童はにこにこしていた。

- ・ 林間のとき、みんながバスの中で「なぞなぞ」している時、参加せずに寝ていた。
- ・ 林間で同じグループの子と楽しそうだった。
- ・ キャンプファイヤーで司会をしていた。あまり前向きじゃなかった印象で消極的であった。
- ・ キャンプファイヤーの前、引率した教員に「何か怖い話をして欲しい」と本件児童が頼み、みんなが「いいね」といって、怖い話をしてもらった。肝試しの待ち時間にも怖い話をするのを聞いた。本件児童はその時も楽しそうにしていた。  
魚掴みを楽しそうにやっていた。
- ・ 母によると、最終日、保護者が当該校に迎えに行った時に、本件児童の様子が不機嫌であり、林間学習の様子については話さなかったとのことである。なお、自身が使っていたゲーム機に「〇〇〇〇（本件児童の氏名）しにそう学校きらい8.2」というメモが記載されていた。これは、林間学習から帰宅した日に、自宅でこのようなメモを本件児童が作成したものと考えられる。

#### 5 その他、1学期の出来事と思われるもの

- ・ （5年1学期）本件児童が、学校が嫌で死にたいと言ったので、同級生児童が「死んだらダメ」と言ったら、本件児童が「ゲームやドラマがあるから死なない」と答えていた。
- ・ 本件児童は、テレビ番組のドラマの話を経験のとき話していた。
- ・ 本件児童が誰かにひどいことを言われたことはないが、当該学級の子ともめていたことはあった。1学期に、誰かは覚えていないが、男子とも女子とももめていた。しょっちゅうではない。担任は知らないと思う。
- ・ 5年になって本件児童が一人で帰るようになった。
- ・ 5年になると本件児童は小説を読んでいた。
- ・ 9月ころか1学期ころに、本件児童が死にたいとか言っていた。それを聞いた同級生児童は、めんどうくさいと言う意味で受け止めている。体育は面倒くさがっていた。

#### 6 8月

家族（母・年下のきょうだい・本人）で8日から沖縄旅行、14日から福井旅行に行った。福井旅行で文房具（塾で使用するペン、ノート等、5～6千円分程度）を購入した。これは、父から本件児童への誕生日プレゼントであった。

この他、本件児童は、同級生児童と水風船で遊んだ。本件児童は楽し

そうであった。

## 7 8月末から9月

- (1) 8月26日、二学期が開始された。当該学級は、席替えを行った。本件児童は、男子児童■と隣の席になった。
- (2) 時期は不明であるが、ある児童によると、本件児童が男子児童■に対して「自分の机の方に入って来んといて」という言い争いがあった。
- (3) 8月末～9月初旬ころ、同級生児童によると、本件児童は男子児童■、男子児童■、男子児童■と一緒に書店に行き、これら男子児童は本件児童からお金を貸してもらったことがあった。この書店でクレーンゲームをみんなですて、男子児童■が4～600円、男子児童■が4～600円、男子児童■については金額は不明であるが、全て本件児童の財布から、1～2000円を4名で使ったと記憶している。本件児童から「やりたい？」と言われ「やりたい」と言って、借りたとのことであった。

その後、本件児童は「返して3000円」「財布確認したら3000円減っていた」と男子児童■に述べ、これに対して男子児童■は、「ちょっと待って。こづかい復活したら返すから」と回答した。その後も、本件児童は、何回も男子児童■に催促したとのことであった。
- (4) 9月2日、本件児童は、保健室に来室した（症状：擦過傷、場所：自宅、時間：12:25、消毒）。
- (5) 9月初頭、「(本件児童が) 自分が死んだら警察に言って」と同級生児童に言っていた。
- (6) 9月7日、本件児童は、保護者と好きな俳優の出身高校に学校見学に行った。当時、母と本件児童の2名で見学を訪れ、本件児童は、学校の出し物をいくつか体験する等して、楽しんでいる様子であった。
- (7) 9月8日、本件児童は、父と年下のきょうだいで、大阪府内で行われたイベントに出かけた。
- (8) 9月11日、本件児童は、保健室に来室した（症状：爪のケガ、手・右手指部 場所：教室、時間：9:35 特に処置なし）。

同日、本件児童は、もう一度、保健室に来室している（症状：捻挫、部位：左足関節部、不注意 場所：階段、時間：12:30、特に処置なし）。

この足のケガについて、養護教諭は、本件児童からは、足を滑らせて足首をひねった旨の申告を受けた。養護教諭は、本件児童が痛がっており、湿布をして固定し、また痛いようであれば来室するよう伝え、

あまり痛むようであれば保護者に来てもらい、病院に連れていく必要がある旨、本件児童へ伝えた。ある児童によると、男子児童■と階段からジャンプして上から踊り場まで降りるというのをやっていて足を怪我したというのを聞き、場所は、教室のそばにある階段であったとのことであった。

5年担任は、結構な高さ（7段程度）を飛んだと聞いていた。なお、当時5年担任は、本件児童から直接第一報を聞いたのではなく、本件児童の友人を通じて、本件児童が下校した後に聞いたということであった。5年担任と母との間で、運動会の練習が嫌でわざと怪我をしたのではという話が出ていた。担任は、翌日に本件児童に事情を聞くということで、母と共有していたが、その後、5年担任から母に対しては何らかの報告はなかった。結局、当該校は、どのような経緯で階段から飛び降りたのかということまでは、聴取していない。

(9) 9月15日、同級生児童と水風船で遊んでいた。

また、同時期ころ、本件児童は、当該校の行事の一環で、地域のおじいさんとおばあさんへ宛てた「敬老の日」というテーマで、手紙を作成している。手紙の内容としては、「お元気ですか？自分は元気でも悲しくもありません。普通です。」という文面から始まり、9月29日に運動会があり、棒引きは自信があまりないが、頑張りたい、ソーラン節の練習で太もも等が痛い、頑張りたい、運動会に是非来て欲しいこと等が記載されている。

(10) 9月17日、本件児童は、保健室に来室した（症状：悪心嘔吐. 原因：ストレス、場所：教室、時刻：8:55、保健室で休養）。

当時の保健室での本件児童の様子であるが、本件児童は、悪心嘔吐（実際には吐いていない空えずきだった。）で来室し、保健室で2時間休んだとのことである。養護教諭は、本件児童が何か精神的な症状を言ったと思われ、ストレスと記載した。本件児童は、帰る際、「長袖着てるのって変かな」という趣旨の話をしていた。また、しんどかったら保健室に来室するよう声を掛けた。

そして、養護教諭は、本件児童が保健室から退室後、担任からは、運動会の練習が嫌なのかもしれないということを伝えられ、少し様子を見て、体育の時間に頻繁に保健室に来室するようであれば、また考えなければならない旨、共有した。

しかし、同日以降、特に、本件児童の様子について報告等はなかった。当該来室について、学校から保護者に報告されることはなかった。

ちなみに、ある児童は、本件児童が、運動会の練習について、はだしになるのが嫌だと言っているのを聞き、また、あまりソーラン

節には参加していなかったとのことであった。その他の児童によると、全員のダンスの練習を嫌がっていた、運動会のダンスの練習も見学が多かった、ソーラン節の練習はハードだったが、最初は応援団に入ったとすごく楽しそうにしていたが、元気がなくなっていったとのことであった。

さらに、最初の方は練習に参加していたが、あとの方は休んでいた、ソーラン節だるいと言っていた等と述べて、途中から休むことが多かった。

また、亡くなる1週間前に、本件児童が「死ねって言われたから死ぬ」と言っていたのを聞いた児童がいた。

- (11) 9月18日、男子児童■が学校に行きたくないとの申告が当該校にあった。加害児童とされた本件児童やこの他の児童複数名と被害児童とされた男子児童■とのトラブルに関して、5年担任が、男子児童■と本件児童を呼んで図工室で話をしたとのことである。

男子児童■によれば、休み時間に男子児童■が本件児童を叩き、その腹いせのような感じで、本件児童が男子児童■の左腕をグーパンチで叩いた、その後、男子児童と本件児童らが仲悪い雰囲気になったことはなかったとのことであった。

しかし、本件児童からの聴き取りによると、男子児童■が意味の分からないことを本件児童に言ってくる、本件児童にふざけて触ろうとしたりしてきたとのことであった。この点について、生活指導記録ノートによると（原文通り）、

「(本件児童の名前の記載)→ちかんしてこようとするから、おした。押したのはふざけ半分でたたいた。変なことを言ってくるからたたくこともあった。たまにたたきかえしてもくる。反省して謝りたいという

〇〇や〇〇(同級生児童の名前)がみるには仲良くふざけあっているようにみえた」と記載されている。

これに対して、生活指導部長は、男子児童■も「いろいろとしていた」し(加害行為の意)、「他にストッパーとなる子どもがいなかった」、「やっていることが幼い、拙い印象がある」等の認識であった。また、本件児童が「『〇〇(男子児童■の名前)くんが痴漢したから押した』と言っていたが、本件児童も「死ね」ということもあったと思う、人の気を引くためにくじを作ったり、嫌がらせをすることがあったと思う、周囲の男子児童が本件児童をくじの遊び等、受け止めてくれていた」という認識であった。

- (12) 9月19日、校長室において、男子児童■の件に関して、男子児童■への加害とみられた児童らに対して指導があり、男子児童■への

謝罪が行われた。その場面において、本件児童は、「年上のきょうだいとのことでもやもやしている」、「年上のきょうだいから叩かれる」といった申告があり、当時、本件児童は、泣いていたとのことである。これに対して、校長は、「その話は今ちょっと違うで」等と制し、その場において男子児童■に謝罪するというところで終わった。その後、5年担任が本件児童に尋ねると、「先生には相談に乗ってもらわなくていいし、お母さんにも言わない」と言っていたが、5年担任は、母に電話をして報告を行った（男子児童■の件については、本報告書54頁、55頁も参照）。

- (13) 9月20日、5年担任は、当該学級においてアンケートを行った。5年担任は、本件児童が記載した内容について、その後、直接本人から聴き取りを行ってはいない。なお、ある児童によると、アンケートが行われたのは、当時、当該学級がうるさいのでその実態を知るために行ったと聞いたとのことであった。

本件児童のアンケート内容については、いやだったこととして、「○○○○（男子児童■の名前）と○○○○（男子児童■の名前）が食（事）中きもいこと言う」「○○○○（男子児童■の名前）が恐怖ゲーム<sup>2</sup>をすてろといったこと」「止めてきたとき」「○○○（男子児童■の名前）がじ教中（授業中）きもいこと言うときも笑い声する」（原文通り）と記載していた。

- (14) 9月21日または23日、本件児童と父が自宅でYoutubeをみているとき、動画内での表現を見て、「学校で同じような（卑猥な）ことを言うやつがいる」と父が聞いたということがあった。

- (15) 9月22日、当日、当該校は休日であり、本件児童が、コンビニで色鉛筆を買おうとしていた。12本入り800円のものであったが、以前に購入していたので、父がそれを止めたということがあった。しかし、元々所持していた12色の色鉛筆については、その後も発見されていない。

- (16) 9月23日、当日、当該校は祝日であり、本件児童の年上のきょうだいが瞬間接着剤を購入し、本人もこれをまねて購入した。

また、本件児童は、自宅から地上に向けて水風船を落とす遊びをしており、母から注意を受けていたところ、母によると、水風船に「たすけて」という文字が書かれていたとのことである。

この他、本件児童は、父の前で、ベランダの柵を乗り越えようとする仕草をし、父から注意を受けたということがあった。

---

<sup>2</sup> ○○○○（テレビ番組のドラマ内で呼称されていたゲーム名）と同一のゲームで、本件児童が主体となって行っていたものであるが、本件児童は当該ゲームのことをアンケートに「恐怖ゲーム」と記載していた。具体的なゲームのルールについては、不明であった。

(17) 9月24日の朝、本件児童はまだ寝ており、母が自宅内で本件児童が昨夜に書いたと考えられる手紙（遺書）を見つけた。母は、当該手紙の内容について、起きてきた本件児童には聞かず、本件児童が不調を母に訴えた（「もやもやするから学校を休む」）ので、母は休むことで気分が変わればいいと思い、本件児童の気持ちを優先した。また、母は、当該校に連絡帳を届け、予め携帯電話で撮影した上記手紙の写真を本件児童の担任に見せた。その際、母は、担任との間で、なぜこのようなことを書いたのかという話をした。そして、母は、学校に見守りをお願いした。

遺書の内容(原文通り)

1枚目

「(俳優の名前)大大大すき」

「夢は役者になりたかった。」

「学校のやつらおそうしきこなくていい」

「つらい、せいかつ学校が。」「たぶんみんなひていする」

「もうつかれた」

「本当に本当にごめんなさい。」

「さようなら。」

「あと3000円かえして(学校のやつ)」

「死ねってゆわれたんだし」

「自分死んだってだいちょうぶでしょだれも悲しまないと思。」

「気づいてほしかった。」

「本当にありがとうございました。」

「○○○○(小説の名前)も13巻読めてないな～」

「さよおなら」

2枚目

「たすけて」

「学校で死ねって言われた」

「学校のやつらの持○<sup>3</sup>とか○<sup>4</sup>いろいろこなくていい」

なお、遺書は2枚綴じであった。遺書の周りを四方、接着剤で糊付けして書いていた。本件児童の葬式の際、2枚目を開封した。使った接着剤は冷蔵庫に保存されていた。

同日昼、母は、本件児童の様子が気になり、自宅に帰宅したところ、本件児童は、自身がよく見るDVDの映画を見たいということだったので、再生し、昼ご飯も本件児童は食べていた。

<sup>3</sup> 字を判別することが困難であった。

<sup>4</sup> 字を判別することが困難であった。

## 8 その他、9月ころにおける本件児童について周囲の児童や教員から語られたエピソード

- ・二学期、本件児童が時々「死にたい」ということがあった。「学校が嫌や。」とも言っているのを聞いた。また、休み時間にひとりごとみたいに言っており、冗談ぼく何度も言っていた。男子が「冗談やんな」と声をかけても本件児童はあまり反応してなかった。

- ・5年の運動会でリレーのチームが一緒、話し合いの時、積極的で練習も楽しそうであった。

- ・2学期にくじを本件児童が1人で作っていた。誰か一緒にやっていたけど覚えていない。男子児童■が作っていた。同じ班やったから見えた。なにやっているのと聞いたら「こっち来るな」と言われた。

- ・くじをつくっていた。自由帳を破って作っていたが、参加者はいなかった。「何してんの」と聞いても「いいやん」と言っており、流行ってなかった。男子児童■が「なにしてんねん」と言ってもめた。その程度で休む子ではないと思った。男子児童■に「死ね」と言われたときいた。

- ・くじをしようとしていた時、本件児童が「自分は人生の負け組やからやりたいことをやりたいなあと思ってんねん」と言っていた。

- ・箱の中のくじには人の名前が書いてあり、くじをひいて「〇〇（本件児童の名前）」が出てきたら、少し笑ってまた箱に戻して、くじをひくということをやっていたことがあった。

- ・ある男子児童は、本件児童ら（男子児童■、男子児童■ら）が作成していたくじをひいたことがあり、ゲームの名前（テレビ番組のドラマ内で呼称されていたゲーム名）がよくないと思って、「やめとき」と言ったことは何回かあった。

- ・テレビ番組のドラマ内で呼称されていたゲームを行うための人数をたくさんあつめようとしたが、集まらなかった。

- ・ある男子児童は、本件児童から「〇〇〇〇（テレビ番組のドラマ内で呼称されていたゲーム名）やろ」と言われて「俺はむり」と言った。

- ・3000円を男子児童■に貸したと直接聞いた。

- ・本件児童が、休み時間、男子児童■に300円<sup>5</sup>貸している旨、言っていた。男子児童■は「えーもう返してんで」と言っていた。

- ・2学期、給食前の時間、本件児童から、男子児童■、男子児童■、男子児童■、本件児童が遊びに行っ、本件児童が男子児童■に3000円貸したけど返してもらっていないと話していたのを聞いた。本件児童は悲

---

<sup>5</sup> ある同級生児童からの聴き取りでは、本件児童が、3000円ではなく、300円を貸していると発言していたというものであった。

しそうであった。

- ・本件児童を含めて5人くらい帰ったとき、男子児童■が走って横を通った時、本件児童が「早くお金返してよ」と言っていた。

- ・書店のクレーンゲームが1つだけあって、ガチャガチャの中にくじが入っている、そのくじの景品がショーケースに入っていてそこでやった。自分は今日はそこに行くんやなと思ってお金を持って行った。1回100円であり、自分は漫画の立ち読みをしていたが、男子児童■と本件児童はゲームをやっていたと思う。30～40分ゲームを行い、お金使いすぎたと言っていた。

- ・本事案発生後「ブックで3000円 暗号を解け」というメモが発見された。この暗号の意味についてわからなかった。

- ・亡くなる直前、休み時間本件児童が「死ぬと言われた」というのを本件児童から聞いた。悲しそうな気配はなく、つぶやくような感じ。誰に言われたかは聞いていない。

- ・ある教員によると、本件児童が宿題（計算ドリル）をせず、教員が声を掛けて、3回目くらいに、誰かのノートを破った紙切れに答えを書いて、1枚だけ出してきた。その際、本件児童は、悪びれる様子ではなかった。算数が苦手な児童というわけではなかったと思う。

9 5年生における同級生児童からみた本件児童の様子について、

- ・5年になると自宅から持参した小説を読んでいた。

- ・ゲームの話は楽しそうだった。5年生のときあまり他の子としゃべっていなかった。なんでかなと思った。

- ・本件児童は男子児童■ら3人くらいでよくゲームの話をしていた。

- ・本件児童は、「学校がいや」「死にたい」と言っていた。いつもではないが、「だるいなー」という感じで言っていた。周りにも聞こえるように言っていた。

- ・本件児童は誰にでも気さくに話しかける。仲の良い友人と遊んでいるときに、ふざけて、誰かを叩いたりしているのをみたことがある。

- ・5年になってから本件児童が一人で帰るようになった。

- ・休み時間に絵を描いたり、男子とゲームの話をしていた。

- ・楽しそうに遊んでいるときもあれば、静かに本を読んでいるときもあった。

- ・2学期、休み時間に、独り言で「死にたい」と言っているのを聞いた。

- ・運動会の練習で、本件児童は最初は参加していたが、あとの方は休んでいた。

## 第6 いじめに該当すると疑われる事実及びいじめ該当性について

### 1 はじめに

いじめ防止対策推進法は、「いじめ」を、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（同法2条）であると定義している。当部会もこの規定に従い、判断する。

さらに、同法にいう、いじめの認定に関し、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要であること、いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要であるとされている（「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定。平成29年3月14日最終改訂））ことから、この点を考慮して、いじめ該当性について判断する。

### 2 金銭貸借について

当該校では、児童らに対して、友人間で金銭の貸し借りをしてはいけないと指導していたものの、本件児童と仲の良かったグループ内では、金銭の貸し借りや、駄菓子等を「奢る」といったことが行われていた。

本件児童は、小学5年生の夏休み前から夏休み終わり頃までの間に、当該校近くの駄菓子屋やクレーンゲーム等のゲーム機を備える書店に学校の友人ら数名と遊びに行くことがあり、その際、本件児童が、友人らに対し、金銭を貸したことがあった。

本件児童は、令和元年7月19日頃、本件児童の父に対して、「3000円貸したけど返ってきていない。」等と言うことがあり、本件児童の夏休みの宿題冊子の表紙には、「3千円かえしてもらおう 7月19日 4時15分」と記載されていた。

また、本件児童は、小学5年生の2学期に入った頃、男子児童■に対して、男子児童■、男子児童■、男子児童■と遊びに行った際、男子児童■から3000円貸してと言われたから3000円を貸したが、返してもらっていないと話すこともあった。

本件児童は、金銭を貸した男子児童■に対し、3000円<sup>6</sup>返して等と何度か催促したことがあったが、男子児童■は、お小遣いが復活したら返す

---

<sup>6</sup> 本件児童が、男子児童■に対し、300円貸している旨発言していたという同級生児童の聴き取り結果もある（36頁脚注5）。

等と返答していた。

男子児童■は、本事案後に行われた教員からの聴き取りにおいて、令和元年7月に、本件児童、男子児童■、男子児童■と4人で、クレーンゲーム等のゲーム機を備える書店に行き、クレーンゲームをするため、本件児童から、男子児童■は200円、男子児童■は500円、男子児童■は500円を借りたと話した。男子児童■は、夏休み明けに、本件児童に対し、200円を返した。

他方、男子児童■は、本事案後に行われた教員からの聴き取りにおいて、令和元年8月末から同年9月初旬頃に、本件児童、男子児童■、男子児童■と4人で、クレーンゲーム等のゲーム機を備える書店に行き、クレーンゲームをするため、男子児童■と男子児童■は、それぞれ400円から600円ずつを本件児童から借りたと話した。

男子児童■は、本事案後、同年11月16日頃に本件児童宅に焼香に訪れた際、本件児童の両親に対し、本件児童から借りた600円を返していないことを認め、謝罪した。

本調査の結果、本件児童と他の児童との間で金銭の貸し借りの時期や金額等に食い違いがあり、本件児童が、いつ、何名の友人に対して、いくらずつ貸したのかや、友人らに貸した合計額、返還を受けていない金額等、金銭の貸し借りの詳細までは明らかにはならなかった。

もっとも、男子児童■は、本件児童の主張と金額は異なるものの、本件児童から金銭を借り、本件児童に全額返金できなかつたと認めていること、本件児童が、父や友人に対して3000円返してもらっていないと言っていたこと、夏休みの宿題冊子の表紙にもその旨記載していたこと、男子児童■に対して何度も催促していたこと、そして、本件児童の遺書にも、「あと3000円かえして(学校のやつ)」との記載があることからすれば、少なくとも、本件児童が、当該校の友人に金銭を貸し、返還を受けられなかった事実が認められ、本件児童は、返還を受けられなかったことに相当の精神的苦痛を感じていたと認められる。

よって、本件児童が、友人に貸した金銭の返還を受けられなかったことは、「いじめ」に該当する。

### 3 死ねと言われたこと

本件児童は、遺書に「死ねってゆわれたんだし 自分死んだってだいぢょうぶでしょだれも悲しまないと思。」「たすけて 学校で死ねって言われた」と記載している。このことから、本件児童が学校で誰かに「死ね」と言われたことが認められる。

本件児童が具体的にいつ誰からどのような状況で「死ね」と言われたかまでは認定するに至らなかったものの、以下のとおり、本件児童が学校で

関係児童から「死ね」と言われた事実はいくつか認定できた。

本件児童の周辺グループでは、「死ね」という言葉がしばしば用いられていた。そして、具体的な日時は明らかではないものの、自死する令和元年9月24日の前に本件児童が男子児童■に「死ね」と言われたのを聞いたという児童がいる。そのほかにも、男子児童■と男子児童■が本件児童に対し「死ね」と言っていたのを聞いたという児童がいる。また、本件児童が自死する1週間ほど前に、本件児童が「死ねっていわれたから死ぬ」と言っていたのを聞いたという児童もいる。

これらに関連して、当時の5年生の中では、人を傷つける言葉が相当程度の頻度で用いられていた。すなわち、当該校が5年生の児童を対象とした令和元年10月23日実施のアンケート及び同日から同月25日までの聴き取り結果によれば、「死ね」、「うざい」、「消えろ」などの人を傷つけるような言葉を言うのを見たり聞いたりしたことがあると答えた児童は、53人であった。このように、67人の在籍児童の約5分の4が何らかの形で人を傷つけるような言葉を見聞きしており、「死ね」、「うざい」、「消えろ」の言葉の中では、「死ね」が一番見聞きした児童が多かった。

以上のことから、本件児童が学校で関係児童から「死ね」と言われた事実は認められる。そして、遺書に上記記載があるところ、遺書は本件児童が自死する日の前夜ないしその近くに記載したものであって、自死を決意した要因が示されていると考えられるから、本件児童は、学校で関係児童から「死ね」と言われたことにより精神的な苦痛を感じていたと認められる。

よって、本件児童が学校で関係児童から「死ね」と言われたことは、「いじめ」に該当する。

#### 4 その他いじめと認められる事実

(1)令和元年9月18日若しくは同日以前において、男子児童■が本件児童に対し、本件児童にとって苦痛を感じるような内容の言辞（具体的な内容までは特定が出来ないが、言辞の一部は卑猥な内容であった）を申し向け、また、本件児童にとって苦痛を感じるような身体への接触を図ろうとした（なお、本件児童の身体に接触したとまでは認められない）ことが認められる。

このような事実は、男子児童■の各行為により、本件児童にとって心身の苦痛を感じるものであったといえ、「いじめ」に該当する。

(2)同年9月20日若しくは同日以前、男子児童■、男子児童■が、給食時間中、本件児童にとって苦痛を感じるような内容の言辞（具体的な内容までは特定できないが、本件児童にとって気持ち悪いと感じる内容であった）を申し向けた。

これは、本件児童にとって心身の苦痛を感じるものであったといえ、「いじめ」に該当する。

- (3) 同年9月20日若しくは同日以前、男子児童■が、本件児童に対して、本件児童が製作した「○○○○（本件児童が同級生児童と行っていた若しくは行おうとしていたゲーム名）を捨てろ」等と申し向け、本件児童が苦痛を感じた。

この点、上記ゲームは、本件児童が亡くなるまでの間、他の児童と一緒に遊ぶことを目的として本件児童が教室内で製作していたゲーム（具体的に何人でどのようなルールで遊ぶのかまでは不明である）であった。そして、本件児童にとっては、このゲームは、自身が教室内で他児童と楽しく関わる事が出来ると考えて製作していたものと推察されるところ、男子児童■の言辞は、本件児童の上記思いを否定されるものであり、心身の苦痛を感じるものであったといえ、「いじめ」に該当する。

- (4) 同年9月中旬ころ、男子児童■は、本件児童が当該学級の教室に入ろうとしたところ、ドアの鍵を閉めた。本件児童は、これに対して「開けろ」等と男子児童■に言い、本件児童は嫌な表情をしていたことが認められる。

これは、男子児童■の行為により、本件児童が心身に苦痛を感じるものであったといえ、「いじめ」に該当する。

- (5) 本件児童が教室内の自分の席で本を読んでいたときに、男子同級生児童にぶつかられ、本件児童が怒っていたこと、本を読んでいたときに、同級生児童に、横から本を覗かれて本件児童が「やめて」と言っていたことが認められ、いずれも、本件児童が苦痛を感じている行為であるため、「いじめ」であると認められる。

- (6) 5年生の6ないし7月ころにおけるもめごと

本件児童は、6ないし7月ころ、当該学級内で、男子児童（氏名不詳）2、3人と揉めており、これを学年主任が一部ではあるが目撃していた。具体的に誰とどのような経緯で揉めていたのかまでは明らかではないが、本件児童は、「こんなんしてくる」等と述べており、当時、本件児童にとって苦痛を感じていたことは認められる。

この点、本件児童が述べる「こんなんしてくる」という言葉や何らかの揉め事があったという状況からすると、男子児童から本件児童に対して、何らかの物理的ないし心理的影響を及ぼすような行為があったと考えるのが合理的であり、具体的な行為が明らかではないが、本件児童に対する「いじめ」に該当し得る事実があったものと認められる。

## 5 その他検討した点について

下記の点については、結論として、「いじめ」に該当する具体的事実が認

められない、若しくは「いじめ」であるとの評価には至らなかった。

(1) 3年時におけるいじめアンケート結果について

3年時において、本件児童は、いじめアンケート（2回目）の中で、同じ学級の児童、他の学校の児童ないし生徒からいやなことをされ、具体的には叩かれたり蹴られたりしたことがあり、それが続いている等と回答している。この点について、当部会は、聴き取りなどから具体的な内容を特定するには至らなかったが、これは認定に足りる根拠が得られなかったことを意味するにとどまるものであり、本件児童に対する何らかの行為の不存在までを認定するものではないことに注意を要する。

(2) 林間学習について

また、本件児童は、5年時に参加した林間学習から帰宅後、「しにそう」「学校きらい」とメモを残している。このことから、本件児童は、林間学習の帰宅時において、何らかの理由により相当の苦痛を感じていたことは認定できる。

しかし、周囲の児童や教員の聴取や関係資料等から得られた、林間学習実施前や実施時における本件児童の様子からすると、本件児童に対して、林間学習実施中において、同級生児童から何らかの物理的ないし心理的影響を及ぼすような行為があったとまでは認められないことから、「いじめ」に該当する事実は認められない。

(3) 林間学習のバス席決めについて

令和元年6月11日、林間学習のバス席を当該学級で決めるにあたって、誰とペアで着席するのかを、児童が主体となって決めることとされていたところ、他の児童が次々と着席場所が決まる中、本件児童が決まっていなかった。周囲の児童から、本件児童に対して、（ある児童の）「隣になったりや」という声掛けがされ、本件児童はこれに対して、「えー」と述べたということがあった。

確かに、本件児童が上記のような声掛けをされたことによる反応をみると、隣の席になりたくないという苦痛が表現されているともいえるが、苦痛を受けていたのではなく、周囲の児童の声掛けと相まって、ある児童へのからかい行為の一部であったとも考え得るのであり、本件児童の本心は不明である。そのため、上記周囲の児童からの「隣になったりや」という声掛けが、本件児童に対するいじめに該当するものとまでは認められない。

なお、本件児童が発した「えー」という言葉により、上記のある児童が苦痛を感じており、これは、ある児童に対するいじめにも該当し得る。

## 第4章 事案発生に至るまでの事実とその評価

### 第1 1年から4年の本件児童の特徴を表す事実

本件児童について、当該校の教員や児童等を対象にした聴き取り調査よりうかがえた、小学1年から4年における本件児童の「気になる点」と、それに対する学校対応の課題について以下にまとめる。

#### 1 学校における人間関係（いじめ行為を含む）

##### (1) 教員との関係

教員への聴き取りによると、本件児童は小学校低学年から「集団に自分から入る感じではなかった」、「(教員にも)自身の気持ちを言わないことが多かった」との報告があった。また、教員からの働きかけに対しても、本件児童は「無表情のことが多い」「素っ気ない」、「自分の気持ちを出すタイプではない」、「相手との間に線を引く感じ」という印象を教員は受けていた。その影響もあるのか、「教員からもあまり話しかけることがなかった」、「先生との距離がある」といった聴取内容からもわかるように、教員からの声掛けも少なく、本件児童との間で十分なコミュニケーションが成立しにくかったといえる。こうした教員との間の“距離”が、自死に至るまでのさまざまな本件児童のSOSを教員が受け取りにくい素地を作っていたと考えられるが、それでも教員側から何とか近づこうとする試みをもっとあれば、本事案の結果は異なっていたのではないかと思われる。

##### (2) 同級生との関係

同級生との関係も、小学低学年から「男子児童といることが多かった」ということが、教員や児童の多くから聞かれた。小学2年ころから小学4年に至るまで、本件児童は学校での多くの時間を男子児童と過ごしていたことがわかる。さらに、本件児童から「意地悪」や「いたずら」を仕掛けることもあり、加害側に立つことも多かった。指導をされても、「すぐには(加害行為は)なくならず、(その後も)ちよくちよくあった」との報告もある。こういう加害行為に対しては、行為を止める指導だけでなく、その背景にある本件児童の課題を理解しつつ関わることが大切だといえるが、そこまで踏み込んだ指導には至っていない。

とりわけ小学1年時の同級生児童の消しゴムをハサミで切ったり、身体を抓ったりという行為は、1年担任も「度が過ぎている」と受け取っていた。この後、担任は母に連絡しており、管理職とも情報共有が行われた。その際、担任は「双方から聴き取りもし、指導した」が、「二人の関係そのものに介入することはなく」終わっている。

その後、座席の位置や学級編成の際に両者を離すような配慮事項は引き継がれたが、本件児童がいじめ加害に至った心理的背景について保護者と

継続的に話し合ったり、カウンセリングにつなぐという助言が行われたりという聴取内容は得られていない。

その後、小学2年時にも本件児童は同級生への嫌がらせ（ランドセルを引っ張り、中身を取り出して同級生の家のポストに入れる）をしており、担任教諭は「指導した」と報告している。

しかし、小学3年時になっても同級生児童へのいじめなど、「友だちをいじる場面がちょいちょいあった」とあるように、本件児童の行動にはほとんど変化が見られていない。同じようないじめ加害行為が続く場合、そこに何らかの意味（メッセージ）を読み取るような支援や関わりが求められるが、当該校から本件児童に対しそのような支援や関わりが行われたという報告は聞かれなかった。

### (3) いじめアンケートの記載から

いじめアンケートも実施されていたが、小学3年時に「本件児童が『いじめをみたことがある』と書いていたが、これも同級生児童のことかと思う」とあり、本件児童本人の話をじっくり聴いて事実を確認したり、生活指導連絡会で共有したりすることもなかったことがわかる。

また本件児童が「いじめアンケートのことで挙がったことはなかった」だけでなく、「(本件児童は) 加害側としてとらえていたので、注目していません」という言葉も聴取された。

これらからは、学校側のいじめ認知の不十分さ、とりわけ加害側への指導の大切さが共有されていなかった現状が指摘できる。

いじめがあったと確認されたときには、法23条3項にあるように「…当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するものの協力を得つつ、いじめを受けた児童等またはその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導またはその保護者に対する助言を継続的に行うものとする」という規定に基づき、加害側への成長を目指した継続的な支援が求められるが、当該校ではそのような支援はなされてはいない。

一方、本件児童が小学2年時のいじめアンケートにおいて、年上のきょうだいに「たたかれたり、けられたりした、おかねをとられたりした」と書き込みをした際、本件児童が年上のきょうだいと仲良かった印象を持っていた担任は、きょうだい喧嘩の範疇と理解し、本件児童から詳しい事情を聴いていない。きょうだい間の暴力はいじめ防止対策推進法上の「いじめ」としては扱いにくいかもしれないが、暴力の被害側である本件児童の気持ちを受け止め、保護者を交えて年上のきょうだいとの関係について話をすることも可能であったと思われる。

他方、このいじめアンケート実施の際に、担任からは「大事なことを見

落とすことになってはいけないため(アンケートには)同じ子に何回も(いじめを)されたときに書いてほしいと説明していた」という発言もあり、学校全体においても「1回だけの行為でもいじめになる」といういじめの定義そのものが、法に則った形で正しく理解されていなかった可能性がある。この事実からも、学校内に、いじめを積極的に認知し、早期に対応しようという共通理解があったとは考えにくい。

## 2 マスク・制服長袖上着の着用

小学1年時には見られなかったが、小学2年時から、「マスクをつけていた」「夏でも長袖の上着を着ていた」との言葉が、教職員や児童から多く聞かれた。本件児童から、その理由が語られることはなかったが、母によると「年上のきょうだいの影響ではないか」との説明があったという。

ただし、小学3年時の後半にはマスクをしなくなった時期があったようで、その頃のことについて、教員からは「人間関係が落ち着いたから、自分がしゃべりたくないことの意味表示をする必要がなくなった」という発言もあり、教員の目には、本件児童にとってマスクが自己防衛的な意味を持つと見えていたことがわかる。

上着について、教員は「ずっと長袖の上着を着たり、マスクをしていたのは気になった」と認識しており、「暑いんちゃう？心配やわ」と声をかけた教員もいた。それに対して、本件児童は「大丈夫やで」とさらっと流したり、理由を聞いても「いいやん」という返事しか返ってこなかったため、それ以上、教員が本件児童の話聞くことはなかった。このときも、保護者とも(上着のことについて)話題にしたにも関わらず、特段の理由も出てこなかったため、「生活に支障はないので、好きにさせてあげよう」との判断に至っている。

この上着とマスクについては、小学5年時になっても見られており、それについては「もともとあった特性が濃くなった」「自分の個性として主張しているという感じ」「そういうもの(マスクや上着)で、自分を守っている、内を出さないという印象」と話した教員もいたが、本件児童がずっと上着やマスクをつけることで何を守ろうとしていたのか、その心のうちに抱えていたものを理解しようという、一歩踏み込んだ対応には至っていない。

## 3 学校生活に対する抵抗感、抑うつ感、死との親和性、攻撃性がうかがえること

本件児童が残した絵や作文(小学2年時の「目玉の絵や真っ黒に塗った絵」、「棒人間が傷ついているなど、グロテスクな絵」(図工の時間の作品は)血しぶきのようにも見え、違和感があった)、「人を食う虫」という課

題の絵について、複数の教員が「グロテスク」「ダーク」という表現で形容しており、「他の子どもの作品と全く違う感じ」ととらえていたことがわかる。これに対し、本件児童に（なぜ「刃物」なのか）尋ねた教員もいたが、本件児童からは「これしか思い浮かばない」との返答であったという。そのやり取りをした教員は、担任に「(本件児童と) コミュニケーションを取るように話した(助言した)」ということからもわかるように、こうした本件児童の表現内容について、教員が気になっていたことは明らかである。

もちろん、このような特徴だけで大きな問題があると即断することはできない。しかし、本件児童の場合、学校が実施した学力経年調査に付随するアンケート調査（小学3年時、小学4年時）にも「学校が楽しくない」という回答をしている点は見逃ごせない。また「自分にはよいところがありますか？」という問いに対しても「どちらかというとあてはまらない」と回答している。「夢や希望」についても小学3年時は「持っている」との回答であったが、小学4年時では「持っていない」に変わっていた。小学4年時には担任と保護者の間で、本件児童の回答結果（学校が楽しくないという回答）が話題になっているが、「(学校では) 楽しそうなきももあるが、楽しくないことややりたくないことが多いんですかね」というやりとりで終わっている。また小学3年時には、母から担任に「(本件児童と) どうかかわったらいいか、本人のことがわからない」という相談があったが、この時も、本件児童についての掘り下げた話し合いや心理、福祉等の専門家への紹介には至っていない。

一方、同級生児童からの聴き取りからは、小学3年時に「(廊下で) 死にたいと言っていた」「ちょっと悲しんでいる様子だった」という発言もある（「死にたい」という発言は、小学5年になるとさらに増えていく）。こうした学校不適応感や自殺念慮をうかがわせるつぶやきや、小学5年時の「人生の負け組」という発言にみられる自己肯定感の低さなど、丁寧な見守りや関わりが必要であったと思われる。

これら本件児童のアンケートの回答や聴き取り内容を考え合わせると、上記の「刃物」や「血」など「死」にまつわるものに強く惹かれる傾向（関心や親和性）は、単なる「個性」として片づけられるものではなく、“自殺直前のサイン”（文部科学省、平成21年<sup>7</sup>）の一つとしてとらえられるべきであったと考えられる。

#### 4 まとめ

以上、小学校低学年時代から小学4年時までの、本件児童のマスク・制服長袖上着、友だちへの加害行為、「死」を連想するような作品、複数の

---

<sup>7</sup> 平成21年3月文部科学省『教師が知っておきたい子どもの自殺予防』

アンケートへの回答などにみられる本件児童の特徴について考察した。もちろん、一つ一つについては、自死の直接的要因になるとは言い難い。しかし、これらすべてがまとまって現れる小学3年～4年時の時期には、本件児童のこころの中になんらかの違和感や生きづらさが生まれていたのではないかと考えられる。複数の教員が、そのことについて何らかの違和感や心配を抱き、本件児童や保護者に尋ねたこともあったが、本件児童の「いいやん」という軽い拒否や、「年上のきょうだいと同じ」という表面的解釈で終わっており、その気づきが他の教員や学年で充分には共有されておらず、本件児童に対して理解を深める契機とはならなかった。校内の生活指導連絡会でも本件児童が話題にされた形跡はなく、スクールカウンセラーなどの専門的な目によるアセスメントにもつながっていない。こうした日々の学校生活での子どもからのメッセージを援助希求行動として受け止め、それを学年や学校全体で共有し、放置せず専門家とのチームで関わるという基本行動が取られなかったことが明らかになった。

## 第2 5年生の本件児童を取り巻く状況・出来事

### 1 5年生の学級編成の状況

5年生の学級編成は、転勤してきたばかりの担任と、学年主任であり本件児童の4年担任であった教員との、2クラス編成であった。4年担任から5年担任への引継ぎにおけるメモには、本件児童について「ホメられる◎」と記述されている。これは、本件児童が学校で4年時担任に褒められた時に嬉しそうな表情をしなかったが、母によれば家では喜んでいと聞き、その特徴を伝えた言葉である。この時点で本件児童が「自己表現をあまりしない子ども」というとらえ方が新担任にも伝わっていた。

### 2 元気のなさ

周囲の児童によれば本件児童は5年初めより元気がなくなっていた旨の聴取結果があった。ある同級生児童は「休み時間、同じ班の子や近づいてきた子とは楽しそうに話をするけど、自分から誰かの所にはいかなかった」と述べ、別の同級生児童は「5年生になってからはあまり他の子と喋っていなかった。なんでかなと思った」と述べている。また、5年生の5月頃には、「廊下で1人だったので声をかけたら静かに返事して落ち込んでいる感じだった」「何かに苦しんでいる感じ」「一人で本を読んでいた」などの姿を複数の児童が目撃している。その他、好きなゲームやアニメの話拒否したり、「学校行くのイヤ、帰りたい」などの言葉を聞いた児童もいる。下校時に1人で急いで下校する様子を他児の保護者などからよく目撃されていた。

さらにスイミングスクールでは水泳の成績が順調に伸びていたが、学校での水泳学習では見学することが多くなっていた。「4年の時のプールはものすごい速さで泳いで何回も往復していたけど、5年の時、隣の奥の方で体育を見学していたからあれ?と思った」「プールに入っている時もゆっくり泳いで25メートルテストを10メートルぐらいまで途中で立ってしまった」と述べている同級生児童もいた。このように学校では得意分野である水泳で力を発揮できなかった様子が窺える。

### 3 本件児童の詩や絵における表現

令和元年5月8日の国語の「詩」の学習の中で、本件児童は次の作品を提出している。

かげ  
ぼくは、かげ  
ぼくは、人の悪だ。  
だから黒い。  
でも、悪がなくなると、  
ぼくは、死ぬ。  
だが生きかえる。  
今日は、だれの悪に、  
とりつこうかな。

また、5月14日の凶工では、誰かがピストルで撃たれて、撃たれた人が亡くなるまでの過程を描写したパラパラマンガを提出している。

上記の詩は、自分が悪の中にあり、光や表、明るさや華やかなど肯定的な要素が希薄であること、「影」「裏」「暗い」というマイナスから離れられないことを訴えているようである。また、パラパラマンガからは、殺される人に自分を投影し、死を意識している可能性も考えられる。

#### 4 5年時交友関係

##### (1) ゲームや怖い話の共有

本件児童は5年時には、3年時に同じ組だった男子児童■、男子児童■、男子児童■、4年時に同じ組だった男子児童■、男子児童■と同じクラスになる。特に男子児童■とは低学年から同じ組で特に仲が良く、ゲームの話や怖い話と言った共通の話題も多かったようである。5年時の本件児童は「男の子とも女の子ともガチャガチャしていた」との聴取結果にあるように、男子とも女子とも何かと揉めることが多く、先生から注意を受けることもあった。

##### (2) ○○○○（テレビ番組のドラマ内で呼称されていたゲーム名）仲間

2学期、同じ班の男子児童■、男子児童■、男子児童■は、○○○○（テレビ番組のドラマ内で呼称されていたゲーム名）を一緒にやっていたメンバーでもある。9月20日に実施された当該学級アンケートに本件児童は「6人で恐怖ゲーム<sup>8</sup>できたこと」がうれしかったと記述している。その6人とは、男子児童■（4枚）、男子児童■（5枚）、男子児童■（5枚）、男子児童■（3枚）、男子児童■（2枚）、本件児童（7枚）であった。（（ ）内はゲームで用いるくじを作成したと推測される枚数（学校調査による））。本件児童が「6人でやれて楽しかった」と書いて

<sup>8</sup> ○○○○（テレビ番組のドラマ内で呼称されていたゲーム名）と同一のゲームで、本件児童が主体となって行っていたものであるが、本件児童は当該ゲームのことをアンケートに「恐怖ゲーム」と記載していた。具体的なゲームのルールについては、不明であった。

いることから、男子児童■、男子児童■、男子児童■、男子児童■、男子児童■とは遊び仲間としては気が合うメンバーだったことが推測される。

### (3) 「死ね」「うざい」などの言葉の交換

一方「男子児童■、男子児童■、男子児童■、他男子児童1名が本件児童をいじっていた」や「当時同じ班だった人から嫌がらせをされて嫌がっていたのを見ました」や「男子児童■、男子児童■、男子児童■、男子児童■及び本件児童の中では日常的に『死ね』『うざい』などの言葉を使っていた」との聴取結果があった。例えば、男子児童■によれば、本件児童の机に手をついたら本件児童が「持たんといてーや。死ね」と言ったという。その後本件児童が「死ね」と言ったのを担任に注意されてからは、死を意味する「よん」を代わりに言っていたと語る児童もいた。このグループ以外の児童が本件児童から「ひどい言葉を使われた」「悪口を言われた」などとの聴取結果もあった。

このように本件児童が所属する集団では、他の児童からは「ひどい言葉」「悪口」と感じられるような類の言い合いが日常的にあった。本件児童の交友関係は、気心が知れた親和性が高い関係というよりも、互いにいじり合い、けなし合うような緊張感の高い関係であったと思われる。

## 5 林間学校の準備（6-7月）

6月9日～14日頃、林間学校（7月31日～8月2日）の準備として、バスの座席や部屋割り、係決め等が行われている。5年担任によれば同級生児童（女子児童）主導で班やバスの席が決まった。同級生児童は「(本件児童は)いつも男の子(男子児童■、男子児童■、男子児童■、他男子児童1名)と遊んでいて女子で仲良い友だちがあまりいなかったのの後になった」と述べている。バスの席、班は、すでに女子児童の間ではグループとして関係が固定している人から決まった。

## 6 林間学校での出来事

林間学校では4人の女子児童と同部屋になり、バス席は最前列であった。本件児童はつどい係としてキャンプファイヤーの司会をすることになったが、司会のやり方については言い合いになった。また、林間学校の前には「肌を見せたくない、皆と一緒に風呂に入るのが嫌」と述べていた。同部屋であった児童によれば当日は「一緒に風呂に入ったがすぐに上がった」とのことであった。

このように林間学校ではキャンプファイヤーの司会や風呂などの苦手なことで相当な苦痛を感じたようである。帰宅後、母によれば不機嫌であり、直後に自宅のメモに「(本件児童名)、しにそう学校きらい」と書

いている。

本件児童は、男子女子共に優しい気持ちの交換ができるような人間関係が築きにくく、その上、他の子らと24時間一緒にいることについて相当負担感があり、この林間学校後、もともと持っていた集団嫌悪感や苦手感がさらに強まったと考えられる。

## 7 お金を貸した件

### (1) 7月19日

本件児童の父は1学期の終わりにお小遣いを渡した時、本件児童は「そういえば今日3000円使われた」と言い、それは「学校の子」だと言ったとのことである。本件児童は1学期プリント綴りの表紙の一番下の所に小さく、「3000円かえしてもらおう 7月19日4時15分」と書いている。

7月19日、男子児童■、男子児童■、男子児童■、男子児童■、本件児童は書店に行った。本件児童がクレーンゲームをやり始めて、男子児童■、男子児童■、男子児童■もやった。男子児童■と男子児童■が「お金がなくなったから貸して。今度返すから」と言い皆でした。本件児童はクレーンゲームを2、3回やった。男子児童■、男子児童■は400～600円借りた。男子児童■についてはいくら借りたのかは覚えていない。皆で交代でレバーの押し合いをした。男子児童■は「小遣いをもらったら返すから」と言った。本件児童が「皆やる？」と聞いたら「やる」と言ったので両替をしながら使った等という聴取結果がある。

また「400円位持って行ったけど足りなくなったので(本件児童に)200円借りた。男子児童■も男子児童■も『なくなったから貸して』と言って500円ずつぐらい借りていた」等という聴取結果がある。この件に関して、「2学期の給食前の休み時間、本件児童から、『男子児童■、男子児童■、男子児童■と遊びに行って、男子児童■に3000円貸したけど返してもらっていない』と聞いた」等という聴取結果もある。

生活指導担当によれば、終業式に「お店に子どもだけでいけないこと、ものや金銭の貸し借りは心を傷つけるからしてはいけないこと」等の注意点を全体に話をした。このような注意があつたにも関わらず、それが子どもたちには届いていなかった。

### (2) 8月下旬～9月初旬

「9月頃、書店にいったクレーンゲームをやった。自分は漫画の立ち読みをしていたが、本件児童は2000円か3000円あるのを見せびらかすようにして持っていた。男子児童■とゲームを30-40分やっていて、本件児童はお金を使いすぎたと言っていた」という聴取結果

もある。さらに、「傘をさしているときに、ふざけて本件児童が急に蹴ったから、自分の傘が壊れて、その分の代わりの傘を買ってもらった」という聴取結果もある。

一方、「8月末から9月初め、男子児童■、男子児童■、男子児童■、本件児童の4人で書店に行った時、お金を貸してもらった。クレーンゲームを皆ですることになり男子児童■は400円から600円、男子児童■も400円から600円、男子児童■は金額が不明だが、クレーンには自分のお金を出さず、カードゲームに使っていた。すべて本件児童の財布から。1000円から2000円使っていた」と述べた児童もいる。

### (3) 「お金を返して」と言っていた件

夏休みが終わってすぐの下校時に本件児童は男子児童■に「お金返せ」「早く返して」と言っていたという。これに対して男子児童■は「待って」や「あとちょっと待って」と言っていた。同級生児童によれば、この男子児童■との金銭の貸し借りをめぐって、2学期、本件児童は男子児童■に300円を貸したままであると言い、男子児童■が「えー。もう返してんで」と言っていたのを聞いたという。他の同級生児童によれば、本件児童は男子児童■に「財布を確認したら3000円減っていた。だから3000円返して」と言っていたとのことである。

男子児童■は、金銭の貸し借りについての認識が薄い状態であり、少なくともすぐに返却しなければならない切迫性があると認識していなかった。しかし、本件児童はその言動から貸したお金のことをはぐらかされてしまい、本当に返してくれるのか不満を感じるようになったのかもしれない。そして何度も返還を断られることにも相当の苦痛を感じていたと考えられる。

## 8 9月初旬～中旬の様子

### (1) 死にたいという言葉の増加

令和元年10月23日に行われた児童アンケート（5年生65人）と教員による聴き取り調査によれば、本件児童が「学校に行きたくない」という言葉を聞いている児童が5名、「死にたい」という言葉を聞いている児童が9名、悩んでいる様子があったと答えた児童が2名いた。その中に「死ねと言われたから死ぬ」という記述や「亡くなる少し前から『階段から突き落としてほしい』『窓から飛び降りたい』などといった発言が少し多くなったような気がしました」という記述がある。

また、「(9月頃から)授業中や給食中に死にたいと独り言のように言っていた」「『私が死んだら警察に言って』と言っていた」との聴取結果

があった。また「亡くなる一週間前に『死ねと言われたから死ぬ』と言っていた」と述べる児童もいた。

これらの発言より本件児童が9月初旬には自死を意識していた可能性が高いとみられる。

## (2) 階段からの飛び降り (9月11日)

本件児童は、保健室に頻回に行く児童ではなかったが、9月11日(水)は保健室に2回(9:35、12:30)、17日(火)は1回(8:55)行っている。11日の1回目は擦過傷だが、2回目は12時30分(昼食後の昼休み)には捻挫で訪室している。

この捻挫は男子児童■と一緒に階段を7段飛び降りたことによって発生したものである。5年担任は「『運動会練習をしたくないから階段の7段目から飛び降りた』と他の子どもから聞いたので、(本件児童の)母に確認してもらおうとそれについては否定していたが、『皆と一緒に踊る意味が分からん』と言う発言があった」と述べている。

「もともとジャングルジムから男の子と一緒に飛び降りる遊びをしていた」という聴取結果にもあるように、本件児童は運動が得意で飛び降り遊びの経験がある。どのぐらいの力で跳べばどのぐらいの衝撃になるかある程度体得していたとすれば、7段跳べば足を痛めることを知りながら跳んだのではなかろうか。それは単に運動会練習をしたくないからという回避目的だけではなく、本件児童の学校での生き辛さの切実な表現の一つであったと考えられる。この時の階段からの飛び降りは危険行為(自傷行為)に該当する可能性がある。

## (3) 水風船遊び

令和元年9月15日、同級生児童によれば、「最初、男子児童■他4名と一緒にカードゲームで対戦していたが、男子児童■と男子児童■が本件児童を呼んだところ、本件児童が水風船を家からたくさん持ってきたので、校区内にある集合住宅の一角で水風船を100個ぐらいした」、また、他の児童は「9月校区内にある集合住宅の一角で遊んでいて最初はカードゲームで対戦していたが途中で本件児童が水風船を持ってきたので皆でやった、メンバーは他に男子児童■、男子児童■、男子児童■を含めた男子児童8名だ」と述べている。

また、「本件児童が水風船を家からいっぱい持ってきたが、住民から『ゴミは片づけなさい』と注意されたので、本件児童を含む3人は公園へ移動して続け17時30分頃には帰った。(本件児童は)めちゃ楽しそうだった。ゴミは3人(男子児童■、男子児童■、本件児童)で拾った」という聴取結果もある。また、本件児童は、夏休みも水風船の投

げ合いで遊んでいる。

この水風船遊びについては、本件児童の父母がお盆に父の実家できょうだい3人で遊んで以来夢中だったと述べている。

他方、9月23日にも本件児童はベランダから年下のきょうだいと水風船を落として遊んでいる。同日には、後述のようにベランダの柵を乗り越えようとする仕草をしたうえ、父に「ここからとんだらどうなるかな」といった趣旨の発言があり注意されている。同日の水風船を落とす行為のうちに、自死への傾倒が強まっていた可能性がある。

## 9 養護教諭への質問（制服上着着用の件）

4年時までと同様、本件児童は真夏の暑い日にも長袖の制服上着を着て登校していた。誰かが「暑いから脱いだら？」と言ったが脱ごうとしなかった。また「体育の時も上着を脱がなかった」という聴取結果もある。

また本件児童は上着着用について聞かれると、その理由を「脱ぎたくないから着ている」と言っていた。

令和元年9月17日 保健室で本件児童は「長袖（上着を）着ているのは変かな？」という質問をしている。これに対して、養護教諭は「それも有りや（上着を着ることも変ではない）」と肯定し、再度の来室を促している。

身体接触について鋭敏な感覚を持つ本件児童にとって、制服上着には身体を守るための盾のような意味があったと考えられる。一方、制服上着を一年中着ていることを疑問視した他児の指摘から、本件児童は急速に「他者から見た自分の姿」を意識するようになり、自己に向き合い始めていたと考えられる。

## 10 男子児童（9月18日）に関するいじめ事案

### (1) 男子児童の訴え

2学期当初、席替えがあった本件児童は最後列廊下側の右側で、男子児童、男子児童、男子児童及び本件児童の4人で班を構成していた。9月18日、男子児童の母より、「子どもが学校に行きたくないと言う」と学校に電話があった。「男子児童が髪を引っ張る、男子児童がズボンをおろしてくる、本件児童が叩く、と言っている」とのことであった。

### (2) 担任の動き

9月18日午前9時～9時10分、5年担任は、男子児童、男子児童、及び本件児童より聴き取りを行った。その結果、「男子児童は遊

びで髪を引っ張ったことがある。男子児童■はズボンを下ろすのをやった。給食の時男子児童■がこっそり外に出て、ズボンを自分でおろしてパンツを見せていた。だから男子児童■もやった」ということが分かった。本件児童は「意味の分からないことをいったり、ふざけて触ろうとしてきた（ちかんされそうになった）ので叩いた」と説明した。

### (3)本件児童らへの指導

9月19日(木)校長室にて校長、担任、男子児童■、男子児童■、男子児童■、本件児童で話し合いを行った。5年担任によれば、3人が男子児童■に謝罪した後、校長が「絶対に叩かないと言ったけど本当に大丈夫か？」と聞いた所、本件児童は「きょうだい同士なら叩いても良いのか？」と言った。校長によれば本件児童は「○(年上のきょうだい)とのことでもやもやす。叩かれる」と言ったとのことである。誰かに相談できるか尋ねると「先生には相談に乗ってもらわなくていい。お母さんにも言わないで」と言った。5年担任から連絡を受けた母が本件児童に対して「叩いたということがあったとしても、何かいやなことをされたのか」と聞いたが、本件児童は「もういい」とそれ以上話すことはなかった。

## 11 高校文化祭見学の報告

9月7日土曜参観後、本件児童は母と一緒に好きな俳優の母校の高校文化祭に行っている。そして、その件について本件児童は9月19日に好きな俳優と同じ高校出身であった教員に報告し、その高校に進学したいと語っていた。本件児童は、高校に行った時の様子を「坂がめっちゃきつかったわー」と笑顔で話したとのことである。本件児童について、同教員は「(俳優の出身高校に行くという)夢を持っている」との印象を受けたと報告している。

前記8で述べたように、9月初旬頃には本件児童が自死を意識した発言をしている一方、同月19日放課後の時点では上記俳優の出身高校に行きたいという未来、すなわち生への希望を持っていたことが推測され、ここには相当の逡巡があったことが想像できる。

## 12 直前(9月20日～9月23日)の行動

### (1)9月20日アンケートへの回答

本件児童は、9月20日(金)には生活アンケートに答えて、うれし

かったことは「6人で恐怖ゲーム<sup>9</sup>できたこと」と記入している。その6人は、男子児童■(4枚)、男子児童■(5枚)、男子児童■(5枚)、男子児童■(3枚)、男子児童■(2枚)、本件児童(7枚)であった。( )内は当該校の調査による各人がゲームで用いるくじを作成した枚数)。

その一方、本件児童は、いやだったこととして「(男子児童■と男子児童■が食事中)、きもい(気持ち悪い)ことを言う」「男子児童■がじ教中(授業中)きもいことを言うときも笑い声する」と書いている。動画を一緒に見ていた父にも「卑猥なことを言うてくる奴がいる」と話している。本件児童は男子児童からの下ネタの言動を非常に不快に思っていたことが窺える。

## (2) 自死直前(令和元年9月23日)

令和元年9月23日(祝日)は家族5人で過ごしている。また、ベランダの柵を乗り越えようとする仕草をして父親に「ここからとんだらどうなるかな」といった趣旨の発言があり、父から注意されている。その後、同級生の集まりに出かけた父親を除き母と子ども3人で外食して帰宅した後、母は先に就寝した。本件児童はその後遺書を書いたのではないかと母は述べている。

## (3) 9月24日(自死当日)

朝6時頃、母は本件児童の机の上にある遺書を見つけた(その時本件児童は就寝中であった)。その後、本件児童が起床したが、本件児童は、遺書が母に発見されていないか心配する様子で、連絡帳をパラパラと見ていた(遺書は連絡帳の最後のページを破って書いたものと思われる)。本件児童は、母が遺書を見たことを知らない。本件児童は、「しんどい」等と言い、母は、学校を休んでもいいと本件児童に伝えた。昼食時、母は自宅のマンションで、インターフォンで昼食の要望を聞き、お弁当を購入した後帰宅した。その後、本件児童は自身がよく見る、好きだった映画のDVDを見たいと言い、お弁当を完食した。その後、DVDはケースごと引き出しにしまわれていた。また父によれば遺書はズボンのポケットの中にあつたと警察から報告があつたとのことである。

## 13 まとめ

本事案において、本件児童は自死直前に書いた「遺書」を残している。もともと5年1学期の詩や漫画にも死を意識した作品を残すなど死に

---

<sup>9</sup> ○○○○(テレビ番組のドラマ内で呼称されていたゲーム名)と同一のゲームで、本件児童が主体となって行っていたものであるが、本件児童は当該ゲームのことをアンケートに「恐怖ゲーム」と記載していた。具体的なゲームのルールについては、不明であった。

関する関心は高かった。前記11のように好きな俳優の出身高校へ行ったことを教員に話すなど未来への希望をもったときもあったが、9月11日の階段飛び降り行為、9月23日のベランダの柵での仕草など自死に至るまでの前兆行動があり、当日、最後に愛用のDVDを見た後片づけている点など、最後は死を選ぶ気持ちが勝ってしまったと推測できる。

5年時の交友関係を概括する。本件児童は周囲の児童によれば4年時までには、スポーツができて活発と見えていた。しかし、5年時では元気がなく下校時の単独行動や水泳学習の見学が増えた。4年時までと同様に学校での多くの時間を男子児童と過ごすことが多かったが、その関係の中では「死ね」などの攻撃的な言葉の行き交うような緊張感の高い関係が続いていた。また学校外でのクレーンゲームや水風船遊びでは数人の男子と共に行動することが多かった。

一方、女子児童との関係では、他の児童からみて特に仲の良い児童がおらず、女子児童と一緒に過ごす時間が増える林間学習でさえ、女子児童との関係は深まらなかった。その上、キャンプファイヤーの司会をするなど緊張感の高い中で過ごし、帰宅後には「しにそう。学校きらい」という言葉を残している。その後、2学期になって運動会の集団演技の練習が本格的になると、集団行動への苦手感がさらに増強されたことが窺える。9月中旬には保健室で悪心嘔吐を訴えた時、養護教諭が「ストレス？」と書き残しているが、集団生活がさらに苦痛になっていた可能性が考えられる。

また、夏休み前から終わり頃までの間に、クレーンゲーム機を備える書店ないし駄菓子屋に数人の男子児童と一緒にいき、金銭を貸した。7月19日、父親にこの時のことを「(お金を貸したが)戻ってきていない」と報告しており、プリント綴りの表紙に覚書のように記入している。その後、本件児童は督促しても貸したお金が返還されないことに相当の精神的苦痛を感じていたことが認められる。

本件児童の行動特徴として年間を通しての制服の長袖上着着用がある。対人接触感における保護膜のような機能を持つマスクについては、3年時後半には外せており対人違和感が幾分和らいでいることが窺えるが、制服上着については引き続き一年中着用していた。本件児童にとって、制服上着には身体を守るための盾のような意味があったと受け取れる。本件児童は制服着用について男子児童から指摘され、9月17日には養護教諭に伝えている。本件児童は他児の指摘から急速に他者の視線を意識するとともに、自身の行為と向き合い始めたと考えられる。

9月頃より「学校が嫌い」「死にたい」と周囲の児童に言いながらも、本件児童は欠席していない。1学期から始まり2学期に強まった生への気力喪失(死にたい気持ち)を抱えながらも、登校を継続し、苦痛のサ

インを示すことによって、本件児童なりの表現の仕方であつて援助を求めていた。

9月18日～19日の男子児童■いじめ事案において本件児童は加害者として謝罪することになった。男子児童■を叩いた理由について聞かれると「チカンされそうになったから」と述べている。本件児童にとって男子を「叩く」という行為は、性的ニュアンスを含む言動から積極的に自分を守る意味があつたと考えられる。ここで校長や担任に自己防衛の意が伝わらず、ただ加害者としてのみ扱われたことは、本件児童の孤立感を深める一因となつたと推測される。

男子児童■いじめ事案においては、男子児童■の苦痛は家族から担任や校長に伝わつたが、本件児童の階段飛び降りによる足のケガの後には、その背景となる苦痛が周囲によって重視されることはなかつた。遺書の「自分が死んでも大丈夫でしょ。だれも悲しまないと思(う)」には、自分の存在が尊重されない、そして誰にも自分の気持ちを分かつてもらえないという痛切な訴えが含まれていると考えられる。

## 第5章 事案発生後の経過と学校対応の評価

### 第1 自死後の経過

#### 1 9月24日

- (1)午後2時半ころ、本件児童が自宅マンションから飛び降り、自死した。当該校は、管轄の警察署から「遺書のようなものがあった。」と報告を受けた。この際、管轄の警察署の担当者から遺書のようなものがあり、〇〇〇〇（本件児童が好きだった俳優の名前）のファンであること、役者になりたかったという内容が伝えられた。
- (2)校長、担任が本件児童が自死したと報告を受けた。担当指導主事にも同内容が伝えられた。担任は、管理職に朝の本件児童の遺族とのやり取りを報告した。
- (3)当該校では臨時職員会議が行われた。校長より本件児童の自死について教職員に伝えられた。  
当該校は、本件児童の机の中身を確認し、机の中のくじについて調査を行った。
- (4)夜、校長が本件児童の母に電話連絡し、「(今回の本件児童が亡くなったことについて) 児童に伝えないといけない、どう伝えますか」、「死因を伝えないといけないから」旨、問いかけた。これに対して母は、当時の状態においてこのように聞かれても答えられないと思いつつも、児童に動揺させたくない気持ちもあり、「事故死でお願いします」と回答した。これに対して、校長は、「ありがとうございます」と述べた。

#### 2 9月25日

- (1)同日、父から、校長に対して、本件児童の自死がどのような原因であると考えられるのか、調べて欲しいという要望があった。なお、市教委の担当課長は、当部会の聴取に対して、自死発生当日の時点において、いじめ事案であることを想定していたと認識していた。
- (2)市教委及び管理職らで打ち合わせが行われた。打ち合わせ内容としては、1時間目の児童集会において事故死として周知する、黙とうをささげる、児童の様子を確認し、変わった様子があれば管理職へ連絡する、保護者からの問い合わせは校長に一本化することを確認した。
- (3)職員朝会が行われ、打ち合わせの内容について報告された。また、運動会は遺族の意向もあり開催の方向とされたが、今回の自死を受けて、当時、運動会の開催に反対する意思を表明する教員も一部いた。
- (4)児童集会が行われ、本件児童が事故死したと報告された。
- (5)市教委において、専門家チーム（SSET）メンバーを含むいじめ対策委員会会議（1回目）が開催された。なお、同会議に学校関係者は参加していない。

会議では、①児童のケア、②児童への対応、遺族への対応、その他の保護者対応をしっかりと、③背景調査（いじめアンケート、児童への聴き取りどうするか検討）、④教職員のケアについて確認された。

(6)本件児童の担任経験のある教員、養護教諭、習熟度担当など本件児童と関わりがあった先生に人物像がわかるエピソードをメモ書きで用意させ、聴き取りのほか、いじめアンケートの確認作業が行われた。

### 3 9月26日

(1)スクールカウンセラーが来校し、気になる児童がいたらカウンセリングを行うことや、スクールカウンセラーによる校内巡回が行われた。

(2)警察より校長へ連絡があった。本件児童の自死当日の朝、児童母が担任に見せたスマホの画像に「死ね」という文言があったのを見たかという問い合わせがあった。これに対して、校長は、担任から聞いた話では「死ね」という文言はなかったと返答した。また、警察としては、他の児童から聴き取りをしたいとの申し出があるが、校長は、遺族からは「事故死」と聞いているので、他の児童からの聴き取りを承諾するわけにはいかないと回答した。

(3)校長と担任が遺族の下に弔問を行った。校長は、いじめアンケートを基に過去に遡って調べたが気になる点はなかったと回答した。また、気になるものがあるとして、遺族に対してくじを見せた。当時、遺族は、本件児童を送らないといけない時に、遺族にとって事故なのか自死なのかもわからない心理状態で、嫌な話はしたくないという気持ちであり校長にその気持ちを伝えたが、校長からは、くじをみせられたとのことであった。

この他、担任より「子どもから寄せ書きを書いて送りたい」という声が上がっていると伝え、これに対して、母親は、「〇〇（本件児童）のことを学校はどのようにとらえていたか」と質問があり、「芯が強い、独創的、一人であることが多いが孤立しているわけではない、自分の世界を持っている、〇〇〇〇（同級生児童の名前）について対等に接する優しい子、弱みを見せない」と伝えた。

また、校長は、遺族に対して、遺書を撮影させてほしいとのことであり、父より校長らに対して、本件児童が作成した遺書が提示され、撮影した。

なお、この当時において、本件児童の年下のきょうだいへのケアの体制について、校長が様子を見守るということが語られたことはあったが、踏み込んで具体的な提案などは遺族にはなく、その後、校長から母に対して、年下のきょうだいの様子について伝えられることはなかった。年度が変わり母が当該校に年下のきょうだいの様子について報告するよう申し入れて、当該校から報告を受けるようになった。

#### 4 9月27日

- (1)当該校において朝の打ち合わせが行われた。校長から、本件児童の遺族から運動会を成功させてほしいという言葉があったこと等が伝えられた。
- (2)同級生児童らはメッセージカードを書いた。同日、同級生児童のズボンが体育後に、担任の引き出しから見つかるということがあった。
- (3)市教委は、文部科学省に対して、「児童生徒の事件等報告書【第一報について（令和元年9月27日）】」という文書を発出している。この報告書によると、事件等の概要において、事案が発生した日時、小学校名、本件児童の属性、転落し死亡したという内容が記され、転落の原因等について調査中であると報告している。当時、市教委は、事案発生当日に本件児童が遺書を残していたことや、26日に校長が遺族から遺書の提示を受けていたことを把握していたが、特に、本報告書内では、その点について、調査段階であったため、記載しなかった等の回答であった。そして、文部科学省に対する第二報は、同省から問い合わせがあった、翌年の3月13日（記者会見翌日）まで行われていなかった。

#### 5 9月28日

告別式が行われ、学校からは、管理職、教務、担任らが参列した。なお、母の記憶によると教員は多数が参列していたということである。

#### 6 9月29日（運動会当日）

在籍名簿に本件児童の名前がないことについて本件児童の母が発見し、学校側へ指摘があった。なお、これは、在籍名簿から本件児童を抜いており、システム上、名簿から抜けてしまったとの説明であった。

この他、本件児童の年下のきょうだいも他児童から「〇〇（本件児童の年下のきょうだい）のお姉ちゃん、●階から落ちて死んだんやろ」という声が聞こえてきたということがあり、年下のきょうだい本人は表情が固まっていたということもあった。

#### 7 9月30日

市教委いじめ対策委員会会議（第2回）が開催された。その中で、遺族に寄り添いながら、遺族の意向踏まえて、丁寧に対応、遺族は何があったか調べて欲しいと要望しており、学校による調査を行い、市教委も入って行うこと等について協議が行われた。

市教委におけるいじめ対策委員会会議においてこのような方向性が打ち出されているにもかかわらず、遺族の認識としては、事案発生後の当該校の対応全体について、当該校から遺族側に積極的に提案をしてほしかったというものであった。

具体的には、当初、何をしたらいいかわからないし、どうやって児童たちに聞いたらいいいかわからないという思いを持っており、さらには、児童への聴き取りの時間帯についても、校長から遺族に対して、午後5時以降については教員らは退勤となるため、残業を求めることが出来ない、残業を強要できない等の回答を受けたこともあった。

この他、遺族が校長に対して、教職員向けアンケートを依頼したことがあったが、校長からは、そのようなアンケートをすることによく思っていない先生がいるからできない等、難色を示されたこともあった（その後、母からの強い申し入れにより、ようやくアンケートが実現した）。

## 8 10月2日

市教委からの提供資料によると、警察から学校に連絡があり、警察は、児童への聴き取りを依頼したとされる。これは、9月30日に警察が遺族宅へ行ったところ、遺書の内容（死ね、3000円返せ）について遺族が知りたがっている等からであった。

校長は、これに対して、捜査の結果、特定された場合、どうなるか尋ねると、警察からは、児童相談所への通告もあり得る等と説明があった。校長は、本件児童の遺族は、そこまで望んでいないのではと思う、校長から警察担当者に対して、その辺りについて遺族に確認してほしい等と依頼した。

## 9 10月3日

(1)校長と遺族が面談を行った。当該校からは、教員に聴き取りをしたこと、過去のいじめアンケートを確認したこと等が報告され、その結果、いじめについては出てこなかったとの報告であった。また、遺族から、校長に対して、5年生全体の聴き取り調査が提案され、当該校は、これに応じる方向となった。

(2)市教委でいじめ対策委員会会議が開催された（第3回）。会議では、専門家と相談しながら進める、担任が休んでいる、遺族の意向を踏まえて対応、事故死と言っているが5年保護者に説明を行い、児童聴き取りへ、遺族に第三者委員会の説明を行うこと等について協議があった。以後、市教委からたびたび第三者委員会による調査の提案があった。第三者委員会による調査の提案については、第7章 課題と提言 第3の4（6）において述べる。

## 10 10月4日

市教委担当者が家庭訪問し、遺族と協議した。この際、第三者委員会による調査が市教委から提案された。

遺族は、校長から、第三者委員会が開催されるということになると、学校が関与できない等と聞いていた。そのため、遺族としては今回の件について学校に関わってほしいという思いや、学校は知っているだろうという思いがあったので、遺族の意向として、第三者委員会ではなく、学校調査をしてほしいと回答したのであった。

遺族は、第三者委員会を遺族に勧めてきていたのも、学校が本件事案から手を放したいと考えているというように受け止めていた。

#### 11 10月7日

校長、教頭が家庭訪問した。学校調査について遺族の意向を確認した。母の希望として、本件児童が「自死した」と全児童に伝え、いじめアンケートを行って見せて欲しい、5年児童に対する聴き取り調査を行うことを伝えて欲しい等であった。なお、母は、10月7日までの間において、本件児童が自死であったことが明るみになるにあたり、当該校の校長及び年下のきょうだいの担任、年上のきょうだいが入籍する中学校の校長及び担任に対して、年下のきょうだいと年上のきょうだいを守ってほしいというお願いをしにいったということがあった。

#### 12 10月8日

母は、職員室前で、教頭に対して、「真実を知りたい」旨、伝えると、教頭からは、「真実を知ってどうするんですか」と何度も聞かれたということがあった。さらに、母は、教頭から「まさか刺しに行ったりしませんよね」というような趣旨の発言があったと記憶しているが、これに対して、教頭は当該発言を行ったことを否定している。

当該校は、母にいじめアンケートの原本を渡した。

#### 13 10月9日

市教委いじめ対策会議（第4回）に校長が出席した。アンケート、聴き取り実施の了承を保護者から得ることや、聴き取り方法等について協議が行われた。

校長、教頭が家庭訪問をした。遺族からは、カウンセラー常駐の願いや、保護者説明会を開いてほしいと要望があった。

#### 14 10月10日

5年生において全校遠足が行われた。ある同級生児童のいないところで、他同級生児童らが、悪口を言っていて周りがとめなかったということがあった。

また、当時、校長は、聴き取りや残された児童の対応の陣頭指揮を行う

べきであるのに、当時、校長も修学旅行に行っていないのかと疑問に思ったという者もいた。

15 10月11日

遺族、管理職、総括指導主事、担当指導主事、6年生保護者とで面談を行った。冒頭、母より学校に対して、究明してくれと言わなかったらどうするつもりであったか、学校からは提案がなく、温度差を感じるなどが述べられた。

また、遺族の支援者らから当該校に対して、命の授業を学校から児童へ行ってほしいと伝えるが、校長は、命の授業のやり方がわからない等と答えた。そのため、どのような授業がよいか、協議を行うということもあった。

16 10月15日

(1)遺族より校長にメールがあった。事案について全教職員で共有してほしい、説明会での事実説明について要望、説明会まで子どもたちに命についての授業をしてほしい、本件児童の母が他の保護者から個別に聞いていることに関する問い合わせなどが記述されていた。

(2)いじめ対策委員会会議（5回目、6回目）が行われた。内容としては、学校として調査が済んだ時点で、調査結果を遺族へ情報提供すること、10月18日に行われる保護者説明会等であった。

17 10月16日

(1)5年生全体にいのちに関する授業が行われた。

(2)遺族及び支援者、総括指導主事、担当指導主事、校長、教頭、学年主任で面談が行われた。この際、保護者説明会や聴き取りアンケートについて協議が行われた。協議後、遺族が当該学級の教室を訪れたところ、本件児童の私物が見つかった。

また、管轄の警察署から当該校に電話があり、「本」をさかさまにしたマークがかかれ、「店で3000円使わされた」という内容のメモが見つかったとの連絡があった。

18 10月17日

校長は、遺族らと面談を行い、説明会や聴き取りアンケートの原稿に関して、協議が行われた。

19 10月18日

5年生保護者説明会が開かれた。担当指導主事、総括指導主事、スクール

カウンセラー、校長、教頭、他教員らが参加した。

この中で、5年生への聴き取り調査について説明が行われた。その他、保護者からは、本件児童が亡くなって3週間が経過し、説明が遅い、遺書によるといじめであると読めるとの指摘があった。これに対して、学校は、できるだけ、きちんと伝わる形で説明したかった、遺書によるといじめがあったと読めるが、そのような事実があったことはわからなかった、気付かなかった等と回答した。

また、教員がSOSに気付けなかったことについて、今後どのようにしていくかという質問に対して、遊びといじめの境界線にあるものについて、一歩踏み込んで指導し、本人にいじめの認識がなくても、そうではないことを今まで以上に気を付ける、教職員で肝に銘じる等と回答がされた。

20 10月23日

(1)校長より、本件児童の自死について5年生に説明があった。5年生アンケートが行われ、3時間目より聴き取りが実施された。

(2)いじめ対策委員会会議が開催された(7回目)。内容は、児童への聴き取り等の注意について等であった。

(3)本件児童からお金を借りたとされる男子児童が、本件児童の自死に対して悩み、危険行為に及んだことについて、それを目撃した保護者が校長に経緯を報告したことがあった。

21 10月24日

1時間目より聴き取りが行われた。

22 10月25日

児童への聴き取りが全員終了した。

23 10月28日

PTA会長、支援者らにおいて、校長室で校長と面談が行われ、7つの約束が提案された。それは、1.いのちの学習、2.アンケートの遺族との共有、3.原因の究明、4.全校説明会、5.いのちの日の設定、6.植樹、7.担任と面会という内容であった。

24 10月29日

いじめ対策委員会会議が開催された(8回目)。実施アンケート及び聴き取りに関する報告や、アンケート及び聴き取り結果のまとめ方、示し方について協議が行われた。

- 25 10月30日(市教委提出資料によると31日)  
遺族、PTA会長、支援者が来校し、全体保護者説明会に関する要望、協議が行われた。
- 26 11月1日  
いじめ対策委員会会議が開催された(9回目)。内容は、当該学年以外の児童保護者を対象とした保護者説明会の実施についての協議であった。
- 27 11月1日(市教委提供資料では2日)  
本件児童保護者に対し、校長他立会で、男子児童の保護者から、金銭の貸し借りについて謝罪があった。
- 28 11月6日  
本件児童保護者に対し、5年生アンケート及び聴き取り結果が提示された。
- 29 11月7日  
全体保護者説明会が開催された。総括指導主事、担当指導主事、校長、教頭、他教員らが参加した。説明会に参加する者は、身元が分かる人物のみに限定するという事で、子ども会、PTAが参加できたが発言は認められなかった。  
保護者より、学校は、いじめであると認識しているか、重大な疑いがあると意識しているかどうかとの質問に、校長は調査中であり、答えられないと回答した。また、校長は、本件児童の死といじめがどうかかわっているのかが問われている等と回答した。また、他の保護者から、いじめを学校が認めないことがおかしいと指摘があった。この他、亡くなって1か月以上が経過しており、市は早急に調査について指示しなかったのかという質問があった。他にも、様々な質問や保護者の意見が述べられた。  
この他、PTA作成のアンケートが配布・実施された。
- 30 11月12日  
5年生以外の児童に概要を説明し、全校児童対象アンケートと調査を行った。
- 31 11月13日  
いじめ対策委員会会議が開催された(10回目)。インターネット上の掲示板に本事案について書き込みがあったこと、当該学年のアンケート結果のまとめ方、他学年アンケート結果等について協議が行われた。

この中で、調査結果については、分かった事を遺族に示し、その分かったことが死に結び付いたかということは分からない（見いだせない）というような報告書の書き方になるのではないか、因果関係については触れる必要はなく、何があったのか分かったことをまとめること、本件児童のことや本件児童と関係のある環境について書く必要があること、PTA配布アンケートについて遺族がどのように思っているのか、その扱いを確認すること等が話し合われた。

32 11月26日

校長と担任が自宅へお参りを行った。

校長、担任が当該校で遺族らと協議した。この席で、担任から、本事案発生当日の運動会の練習時（5限目）に、母から見せられた画面について話をし、担任と学年主任との間では、本件児童が気にかけてほしい、気を引きたいのかという会話をしたことを話した。

33 11月27日

いじめ対策委員会会議が開催された（11回目）。当該学年以外のアンケート結果の報告、報告書案についての説明、遺族への報告時期、いのちの授業、当該学年の児童1名が「死にたい」と言っていた件について、協議が行われた。

34 12月9日

当該校は、アンケートと聴き取り結果について、表に記載し整理したものを、遺族に提供した。しかし、この表に対して、支援者からは、調査の報告の体裁となっておらず、当該校の考察等が報告される必要があるとの指摘があった。

35 12月10日

母から市教委の担当課長に対して連絡があり、思うように進んでいないことや、支援者との面談要請が述べられた。また、支援者及び遺族から、要望書が提出された。

36 12月11日

いじめ対策委員会会議が開催された（12回目）。遺族からの要望書、調査結果まとめに教員聴き取りの内容についての記載方法、遺族及び他保護者との面談について、協議が行われた。遺族からの要望書について、その主旨をしっかりと聞く必要があると確認した。

37 12月13日

12月23日の保護者説明会延期の要望が母からあった。

38 12月16日

担当課長、担当指導主事、校長、教頭、遺族、支援者で面談が行われた。市教委は、アンケートや聴き取り結果が全てであることと、第三者委員会の開催について遺族へ勧めた。

遺族からは、いじめを認めること、職員増員、今後、保護者説明会実施時期、市教委・学校が自主的に動くことについて要望があった。

39 12月18日及び19日

いのちの授業が実施された。翌年1月14日、同15日にもいのちの授業が行われた。

40 12月21日

学校にて、遺族に対して、これまでの教職員、児童へのアンケートや聴き取りをまとめた調査結果の情報提供が行われた。この際も市教委からは、第三者委員会を遺族に勧めている。

41 12月23日

学校にて遺族、支援者交えて面談が行われた。母から、本件第一報を聞いた学校の対応について質問があり、担当指導主事からは、校長には警察の調査に協力するよう伝えたこと、警察には捜査を行うよう伝えたことと述べられた。この他、学校の初動について、文科省の重大事態に関するガイドラインを踏まえて、支援者らからは、調査開始が遅いことについて指摘があった。これに対して、校長からは、「お父様が運動会を成功させてくださいと言った」、担当課長は、「自死かどうか知らなかった」等と述べた。

この他、調査結果から遺書のみで、「いじめは感じていた」、「いじめの認識はあった」「いじめがあったという前提で学校運営を進めるとは言える」等、市教委や校長は述べつつも、いじめと直接関連することが見つからなかったとした回答等について話し合いが行われた。

42 12月25日

いじめ対策委員会会議が開催された(13回目)。1月に実施予定の保護者説明会、無記名アンケート実施等について協議が行われた。その中で、いじめの認定について、「いじめがあったという判断に至るまでの資料がなかった。あるいは、出てこなかった」という言い方になるだろうとのアドバイスが行われた。

43 令和2年（以下省略）1月7日

学校にて担当指導主事、総括指導主事が母へ、市教委の見解を伝えた。内容として、いじめの認定ができないこと、お金の貸し借りはあったが、恐喝やいやいや貸したといった事実が出てこなかったこと、死ねと言った児童も噂でしか出てこなかったため本人には確かめることが出来ないこと、調査は打ち切ること、無記名アンケートの実施をしないこと、今後の当該校の取り組み方針を伝えた。

【学校の回答】いじめの認知について

アンケート、聴き取りから、誰がどのような場面で死ねといったか、具体的な内容が明らかではなく、いじめがあったと確認する根拠がない。また、本件児童がお金を貸していたことは間違いがないが、恐喝、奪い取られたという事実、いやいやお金を貸したということ等の事実がない。

44 1月8日

いじめ対策委員会が開催された（14回目）。「いじめがあった可能性は否定できない」ということはできること、学校の調査が難しいこと、第三者委員会で調査する方がよいこと等が協議された。

45 1月14日

第三者専門家チームの弁護士、総括指導主事、担当指導主事、校長、教頭、と父が面会した。市教委の見解を伝え、第三者委員会について説明があった。

46 1月21日

担当課長、総括指導主事、担当指導主事、校長、教頭、遺族、支援者らを交えて、面談が行われた。これまでの学校ないし市教委からの報告や対応などの不適切さ（自死当日における担任や学年主任の情報共有の問題など）を理由に、1月24日予定の5年生対象の保護者説明会延期と、学校調査を引き続き続けるよう要望があった。

47 1月22日

いじめ対策委員会会議が開催された（15回目）。遺族らとの面談についての報告、1月24日実施予定の保護者説明会の実施、無記名アンケートの実施、第三者委員会等について協議がおこなわれた。この中で、聴き取りにより噂が出てきたとしても、その後の対応を行うことは出来ない、学校としての対応は、ここまでである等について確認された。遺族より、事案に関する資料等の開示請求が行われる。

48 1月24日

担当課長、総括指導主事、担当指導主事、担当係長、校長、教頭、遺族、支援者交えて、引き続き面談が行われた。教育委員会は第三者委員会の設置を説明したが、学校調査を引き続き続けるよう、再度、要望があった。全児童に対する無記名アンケートの実施をしてほしいという要望もあった。

49 1月31日

担当課長、総括指導主事、担当指導主事、校長、教頭、遺族、支援者らを交えて面談が行われた。無記名の全児童を対象とするアンケートを行うことについて再度要望された。また、第三者委員会に至っていない過去の重大事態案件について経緯の説明、管轄の警察署に聴き取り調査のまとめが提供された経緯について説明が行われた。この他、校長と遺族及び支援者ら間において、当該校内の意見の風通しをよくするための対策を巡って協議が行われるも、遺族及び支援者らの理解を得ることが出来なかった。

50 2月6日

全児童アンケート（無記名）が実施された。

51 2月10日

総括指導主事、担当指導主事、校長、教頭、遺族、支援者らと面談が行われた。保護者説明会のあり方、アンケートの継続について要望があった。

52 2月12日

いじめ対策委員会会議が開催された（16回目）。無記名アンケートについて月2回行い、当該学年が卒業するまで行うこと、本件児童のことにについてアンケートで聞くこと、訴えを聞くボックスの設置について確認された。

53 2月14日

次席指導主事、担当指導主事、校長、教頭、他教職員ら出席で、全体保護者説明会が深夜まで行われた。これまでの経緯と調査結果等について説明があった。概要は以下のとおりである。

- ・当該校からは、これまでの全学年を対象とするアンケート結果から、本件児童がつらさを感じていたこと、何らかの対応が出来ていたのではないかと考えられること、金銭の貸し借りに関わった児童もいたが、自死との関係が明らかではないこと、無記名アンケートによっても、10月に行ったアンケートと大きく内容が変わっていないこと、本件児童の

自死に結び付いたことは確認できなかったことが報告された。この他、学校の取組についても説明があった。

・保護者からは、本件児童の担任や、当該校に対する質問や意見が出された。具体的には、担任に対しては、自死当日に本件児童が残した手紙をみて担任がどう思って、どのように対応したのか、他の教員に相談しなかったのか等の質問であった。特に、9月24日に本件児童の母は担任に対して、本件児童の様子や遺書の内容について相談をしていた。そして、担任から同日5時間目ころ（詳細な時間までは不明）に報告を受けていた学年主任は、2月14日の保護者説明会では、遺書の内容について「知らない」と回答している。この他、保護者からは、当該校に対して、学校の誠意が見えない、事案の前後で教職員の危機意識が変わっているようには伝わらない、安全管理の見直しとは何を見直すのか、当該校の対応が遅い、スクールカウンセラーの配置について等、批判的なものが多数であった。

・遺族からは、何が起きたのか、真実を知りたい、同じことがないようにSOSを出している子を救ってほしい、子どものSOSにどうやって気付けばよいか、先生たちも一緒に考えて欲しい、当該校からは調査の打ち切りが伝えられた、第三者委員会を勧めてきて、学校として取り組もうとしていることがない等の意見が述べられた。

#### 54 2月26日

いじめ対策委員会会議が開催された（17回目）。無記名アンケート、保護者説明会等について協議が行われた。遺族・支援者より要望書が提出された。

#### 55 2月28日

学校生活アンケートが行われた。

遺族、支援者、校長、教頭、次席指導主事、担当指導主事ら協議を行った。要望書について口頭で回答があった。全体説明会において遺書のことを知らないと答えた学年主任について、校長は、5時間目の終わりまで担任が誰にも言わなかったという意味であった等と回答した。

#### 56 3月5日

遺族から、市長、教育長ら宛に人事についての要望書が提出された。内容としては、事案発生後、子どもたちが安全に通学できる環境づくりを当該校に要望してきたが、当該校は、適切な調査・検証を行っていないこと、現任の校長は、事実をみつめて子どもたちのために学校の環境を整えてもらえないこと等から、来年度は力のある校長の配置をお願いしたいこと、

また、来年度は、本件に対応できる力量のある教員の配置をお願いしたいこと等であった。

57 3月11日

いじめ対策委員会会議が行われた（18回目）。学校がすべきこととして、児童のケア、遺族のケア、いじめを生まない学校づくり、教育委員会がすべきこととして、いじめ対策チームの派遣、いじめ対応の検証等について確認された。

58 3月12日

遺族が記者会見を行った。  
市教委が記者会見を行った。

59 3月13日

市教委は、文部科学省から、前日の記者会見を受けて、本事案について報告するよう求められた。市教委は、「児童生徒の事件等報告書【第二報について（令和2年3月13日）】」を文部科学省に提出した。この中で、第一報とは異なり、（前年の）9月26日に、校長が本件児童保護者と面会した際、本件児童が残した遺書を提示され、その内容を知ったこと、9月27日に市長に対して、いじめ重大事態に関する報告書（第1報）を提出したこと等の他、前年内における経過の概略、市教委により学校支援を行った内容として、いじめ対策委員会の開催回数、スクールカウンセラーの緊急派遣回数、遺族に第三者委員会設置の意向を確認した回数、遺族と支援者との間で市教委が協議を行った回数などが記されている（第二報の報告書の問題については、95頁を参照）。

60 3月17日

いじめ対策委員会会議が開催された（19回目）。学校総体で取り組みを進めていくこと、検証の進め方、方法を明確にして、検証をしていくこと、スクールカウンセラーの緊急派遣について確認された。

61 3月19日

担当指導部長、教育活動支援担当課長、総括指導主事、担当係長、地域活動協議会会長兼学校協議会会長、同副会長、遺族・支援者交えて面談が行われた。記者会見に至った経緯について市教委が遺族へ謝罪、セーフティプロモーションスクール等、今後の学校の取り組みについて協議が行われた。

62 3月23日

1～5年に無記名アンケートが行われた。

63 3月24日

職員に無記名アンケートが配布された。回答は郵送で遺族宅へ送られることになった。これに対して、返送があったのは、一部であった。

なお、9月24日の本事案発生朝に、本件児童の母が、本件児童が作成した遺書を担任に見せていたという事実について、本事案発生から4か月後である1月21日の時点において、当該校が全教職員に周知していなかった。そのため、遺族は、校内の風通しの悪さを心配されていた。そのことについて、当該校は、上記無記名アンケートを行う前に、全教職員に対し説明を行った。

64 3月25日

いじめ対策委員会会議が開催された(20回目)。いじめ対策チームの継続支援、人的支援等について確認された。

65 3月30日

遺族よりメールで今後について要望書が届いた。この他、当該校の新校長、新教頭が本件児童宅を訪問し協議が行われた。協議の内容としては、本件児童に関して、当該校でどのようなことがあったのかを明らかにする、今後の当該校の取組をどうするのかといった点などについてであった。

66 3月31日

遺族からの3月30日付け要望書について市教委より回答があった。

回答としては、今後も遺族との協議の場を継続的に設けること、遺族に対し、積極的な情報共有、報告、提示を行うこと、校長中心に、全教職員が一丸となって、当該校の子どもたちにとって安心して通うことのできる学校になるため、保護者や地域の方々との協議の場を設ける等とされている。しかし、このような回答があるにもかかわらず、その後において、遺族は、上記取組みが不十分であると受け止めている。

## 第2 死亡後の当該校の対応の評価

### 1 本事案発生直後の対応における問題点

#### (1) 亡くなった事実の他の児童への伝達の問題

児童への伝達に際して遺族の了解をとる必要があることは、『子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き』（文部科学省、平成22年；以下、『緊急対応の手引き』という）にも記載されている。遺族は様々な対応の中で混乱されていることが予想されるため、伝達に関して了解をとる際には学校が文案を作成して提示することは最低限必要なことである。

本事案が発生した令和元年9月24日、本件児童が亡くなったことを全校児童に伝える際の文言について、当該校は電話で遺族に確認を行った。その結果、遺族の意向に沿って「事故死」として公表することとなったが、遺族が「事故死」としての公表を望んだとしても、不正確なことは伝えられないと答えることも必要だったのではないだろうか。本事案が発生した当日にはマンション周辺に人だかりができており、飛び降りがあったことや本件児童ではないかという噂が、一部保護者の間で広まっていた。また、本事案発生当日に母及び担任は遺書とされる文書を目にしているため、「事故死」ではなく「自死」である可能性も視野に入れる必要があった。「事故死」であると公表した後に、「自死」であったと情報が修正されたことにより、当該校が不都合な情報を隠蔽しようとしているという疑いの目を向けられるきっかけになったことは否めない。マンションからの転落という表現が児童に対して不安を掻き立てる可能性も考慮し、本件児童が亡くなったという公表可能な事実のみを伝達する等、不要な疑いを生まないために文言を工夫する必要があった。

その他、遺族の心のケアや、学校内の緊急対応の体制づくりも、本事案（自死）発生直後から取り組むべき課題であるが、これらについては項を改めて詳述する。

### 2 遺族の心のケアに関する問題点

#### (1) 年下のきょうだいに対するケア

『緊急対応の手引き』では、亡くなった子どものきょうだいへのサポートは学校の大切な役割であり、きょうだいが高校にいる場合にも連携をとりながら息の長いサポートをすることが必要だとされている。

しかし、当該校が遺族に対して年下のきょうだいの心のケアに関する情報提供をすることはなく、学校生活の様子についても遺族の依頼があるまでは積極的に報告されていなかった。全児童へ自死であったことを公表する際にも、遺族から「○（年上のきょうだい）と○（年下のきょうだい）

を守って欲しい」と各学校に依頼をしなくてはならなかった。

『緊急対応の手引き』では、緊急事案が発生した場合には養護教諭、教育相談担当者、スクールカウンセラー、学年主任などによる「ケア会議」を1日1回以上開き、ケア全体を統括することとされている。本事案発生後にスクールカウンセラーの緊急配置を行う等、児童全体へのケアを行う体制は確保されていたものの、年下のきょうだいや遺族に対するケアは、少なくとも遺族に届く形で行われていなかった。当該校の中で、誰がケアを担うのか、どのようなケアを行うのかといった方針を協議・共有する必要があったのではないだろうか。

## (2) 保護者に対するケア

当該校は遺族の気持ちに寄り添う対応をしようとしていたものの、遺族としては心のケアをしてもらったという認識を持っていない状況であった。気持ちに寄り添うということは、そっとしておくということだけではないはずである。『緊急対応の手引き』には、「亡くなった子どものことを話題にしてはいけないと思うかもしれないが、その子どものことを誰も話さなくなることの方がご遺族にとってつらいことではないか」との指摘がある。

遺族は仮通夜及び令和元年10月7日の面談時に当該校での本件児童の様子をたずねている。これは、当該校で本件児童がどう過ごしていたのかを知りたいという字義通りの側面もあれば、あらためて教員と本件児童のことを語ることで悼む時間を共有する側面もあったのではないだろうか。その意義を教員が察して、積極的に本件児童のことを語る場を提供する、スクールカウンセラーとの面談を定期的なものになるように経過の中で提案する、地域の専門機関等における心のケアの情報提供をする等、何らかの情報発信をすることは可能だったのではないだろうか。

また、令和元年9月29日に開催された運動会当日には、本件児童の名前が名簿から抜けていたことを本件児童の母が発見している。システム上在籍名簿から名前が抜けてしまうということであっても、市教委が遺族対応に関わっている事案であり、その旨を当該校に伝達して本件児童の名前を記載する等の配慮が必要であった。「運動会を成功させてください。それが供養になる。」と語り、本件児童のために当日はお弁当を作り、机に飾るための写真を持参して訪問した遺族に対して配慮の欠けた行為であった。

## 3 緊急対応の体制づくりにおける問題点

### (1) 校内体制づくり

『緊急対応の手引き』には、以下のように役割分担をすることが求められている。

#### 〈危機時の校内役割分担の例〉

- ・ 保護者担当 …保護者会の開催やPTA役員との連携を担当します
- ・ 個別担当 …遺族など個別の窓口になります
- ・ 報道担当 …報道への窓口になります
- ・ 学校安全担当 …校長や教頭の補佐、学校安全対策、警察との連携などを担当します
- ・ 庶務担当 …事務を統括します（事務長など）
- ・ 情報担当 …情報を集約します
- ・ 総務担当 …学校再開を統括します（教務主任など）
- ・ 学年担当 …各学年を統括します（学年主任など）
- ・ ケア担当 …ケアを統括します（養護教諭、教育相談担当者）

また、『学校における緊急支援の手引き改訂3版』（福岡県臨床心理士会緊急支援の手引き作成委員会、令和2年）でも以下のような役割分担が求められるとされており、こちらには児童生徒対象に行うプログラムの担当についても言及されている。

- ① 責任者：校長
- ② 外部との連絡・交渉の窓口：教頭。場合によっては市町村教育委員会、教育事務所（政令市教育委員会）指導主事
- ③ 児童生徒対象プログラム実施：生徒指導主事、当該学年主任等。
- ④ 児童生徒の反応の見立て、プログラム実施などについての専門的助言：緊急支援チームの臨床心理士等（緊急支援コーディネーター中心）
- ⑤ 緊急に個別対応が必要な児童生徒、保護者、教職員への個別ケア：養護教諭、緊急支援チームの臨床心理士等（緊急支援カウンセラー）及びスクールカウンセラー

本事案発生後にも、「いのちの授業」を行って欲しいという要望が多くの保護者から寄せられたが、本来であれば当該校が主体となって企画・立案していく必要があった。余剰人員の少ない小学校ではこのような役割分担を完全に行うことは難しいかもしれないが、管理職や養護教諭に偏りがちな負担を減らすと同時に、学校がチームとして機能するためには最低限の分担が必要である。そのためにも平時より備えることが大事だが、学校いじめ対策委員会が定時開催されていなかった当該校では本事案発生後にほとんどの役割が管理職に集中し、有機的に動くことができなかつたのではないかと考えられる。

#### (2) PTAとの協力体制

当該学年である5年生保護者説明会が本事案発生約1か月後（令和元年

10月18日)に開催された。保護者説明会の中でも開催時期が遅くなったことは指摘されているが、当該校としては遺族の意向との板挟みの状態になっていたことは推察できる。この間に当該校が行うべきだったことは、保護者説明会開催に向けたPTA役員との協議である。

PTAとの協議においては、当該校が把握していることをPTA役員に正確に伝達し、児童ひとりひとりを大切にしていくための取り組み(こころの健康調査やいのちの授業等)を行っていかうと思っていること、緊急支援としてスクールカウンセラーの配置をしていること等について説明を行う。また、児童や家庭に向けたアンケートの実施や必要に応じて聴き取り調査を実施する等、当該校として考えられる調査手法を提示し、当該校だけで困難な場合には市教委のサポートを受けながら進めていくので協力をして欲しいというメッセージを伝える必要があったのではないだろうか。

一方で、PTA役員は同じ保護者同士という関係性の中で様々な話を耳にしている可能性がある。PTAとして対応してきたことについても当該校は耳を傾け、どうすれば当該校や地域が落ち着いていくことができるのかを共に協議していくことが必要であった。

遺族は当初、自死であったことを伝える保護者説明会の開催に戸惑いを持っていたが、当該校がPTA役員と協議を行っていれば、遺族へのサポートを依頼することも可能だったであろう。

また、5年生保護者説明会、及び全校保護者説明会(令和2年2月10日)を当該校主催で開催することとなったが、本来はPTAと連名で行うべきであった。『学校における緊急支援の手引き改訂3版』(福岡県臨床心理士会緊急支援の手引き作成委員会、令和2年)によれば、PTAに司会進行を引き受けてもらうこと、原因追及のやりとりに終始しないように「情報を共有し、児童を共に支える協力体制を作る」ことを会の目的にすること等をPTA役員から明確に示すことも重要だとされている。PTAは学校の運営に対して保護者の立場から意見を述べてくれる組織であり、PTAと協力すれば保護者説明会で何をどう伝えることが求められているのかも知ることができていたと思われる。

#### 4 事案発生後に行うべき調査

##### (1) 自殺の背景調査

文部科学省は、児童生徒の自殺が起きた時の調査の必要性と方針を、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」で述べている。背景調査は、基本調査と詳細調査に分けられるが、基本調査は、「自殺又は自殺が疑われる死亡事案について、事案発生(認知)後速やかに着手する、全件を対象とする基本となる調査であり、当該事案の公表・非公表に関わらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理す

るもの」とされている。基本調査の主体は学校が想定されている。学校は調査で得られた情報を整理し、学校の設置者に報告するとともに、基本調査の経過及び整理した情報等について遺族に適切に説明することを指示されている。

本事案に関しては、明確に「基本調査」という名称で学校がつくった報告書は見出せていない。

本事案発生後、教員への聴き取り等は開始されていたものの、当該校が主体となって自殺の基本調査を行うという意識は弱く、調査の経過やその時点で得られた情報を遺族に丁寧に説明することは行えていなかった。これらの結果、遺族としては当該校が主体的に動いているという認識を持たず、重大な問題として取り扱ってくれていないのではないかといった不信感を与えることになってしまった。

## (2) いじめ重大事態としての調査

ア 本事案発生の段階で担任は「死ねってゆわれたんだし」等と書かれた本件児童の手紙（遺書）の存在を認識していた。また、市教委も「本事案発生当日よりいじめが背景にある可能性を想定していた」と聴き取りの中で述べている。いじめ防止対策推進法（以下「法」という）の第二十八条には、いじめによる重大事態について以下のように定義され、調査を行うことが規定されている。

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

いじめによる自殺が疑われる場合には、前項の自殺の背景調査の詳細調査と、いじめ重大事態の調査の両方が必要だが、通常は両者を兼ねた調査が行われる。

本事案発生翌日には、遺族より「学校で何か原因と考えられることがあったか調べて欲しい」との意向が伝えられている。しかし、その後の学校と市教委の調査と対応は、このような遺族の気持ちに応えたものになっていないことは、第5章第1の記述から明らかであろう。

イ また、遺族は、事案発生当初から、第三者委員会ではなく、学校主体の調査を希望し続けていた。他方で、市教委と当該校は、法28条、執行機関の附属機関に関する条例（以下「大阪市条例」という）ないし大阪市いじめ対策基本方針に基づき、第三者委員会での調査を遺族へ提案し続けたが、遺族はこれを受諾せず、その後、第三者委員会の設置に至るまで、相当の期間を要した。

この点、市教委や当該校が第三者委員会の設置を遺族に対して要請し続けた背景について考察すると、大阪市いじめ対策基本方針（令和3年4月改正前14頁⑤<sup>10</sup>）において、いじめによる重大事態の発生ないしは重大事態発生疑いがある事案において、専門性と第三者性を備えた第三者委員会を設置するとされ、設置にあたっては、被害児童及びその保護者の同意を要すると定められていたことによる。そもそも、法第28条では上記のような被害側の同意が要件とされていないという問題はさておき、少なくとも、市教委担当者らは、第三者委員会の設置には、遺族の同意が必要とされており、遺族に対して、第三者委員会の設置を勧め続けていたものと考えられる。

他方で、遺族は、当初、校長から第三者委員会が設置されると、以降、学校は関与しない（できない）等という説明を受けたと認識していた。遺族の真の思いとしては、当該校が本件児童の状況を一番把握している立場であるにもかかわらず、当該校が関与しなくなることに賛同できないという思いに至り、結果として、第三者委員会の設置に賛意しなかった。

しかし、第三者委員会が設置されたからといって、学校が関与しないというのは誤りである。これは、大阪市いじめ対策基本方針において「学校及び教育委員会は、原則として全ての協力要請に応じるものとする」としており、第三者委員会による調査の要請に応じ、関連する資料の提出、教

---

<sup>10</sup> 大阪市いじめ対策基本方針～子どもの尊厳を守るために～平成27年8月大阪市・大阪市教育委員会14頁では、「⑤第三者委員会委員の人選」については、「第三者委員会の委員は、(中略)委員の人選についても、被害児童生徒の保護者と協議し、了解を得るものとする。」とされていた。

職員への聴き取り要請、児童生徒への聴き取りに関する調整等、あらゆる調査の協力に応じる義務があるため、第三者委員会が設置されたとしても、当該校は引き続き関与することになる。

本件では、当該校ないし市教委担当者が、遺族に対して、当初、第三者委員会設置に関してどのような説明を行ったのかまで、その詳細が明らかとなる資料は得られなかった。しかし、「第三者委員会の調査が必要であると考えている」等といった説明では、遺族の理解を得られず、双方の議論が平行線となることは明らかである。遺族がなぜ、学校主体の調査を求めていたのか、その背景や思いを、市教委担当者や学校関係者が丁寧に汲み取りながら、大阪市の第三者委員会による調査のシステムや、調査開始以降の学校の責務について、丁寧に説明を行う必要があったのではないかと考察する。そして、このような当初の対応が不十分であった点が、本事案において第三者委員会の設置に相当な期間を要した根本的な原因ではないかと思われる。

## 5 いじめへの認識の問題点

### (1) 5年生保護者説明会

令和元年10月18日に開催された5年生保護者説明会において、参加した保護者から「遺書の文面からいじめの可能性がうかがえるのではないかと」の質問がなされ、それに対して校長は「わからない」と返答している。

法の定義を踏まえれば、いじめは行為者の意図によらず、本人が苦痛を感じているかどうかが大前提という認識を持つ必要がある。遺書に書かれているように本件児童が苦痛を感じた可能性は非常に高いため、いじめの事実そのものについては調査が必要とはいえ、少なくともいじめの疑いがあるという立場に立っていると宣言するべきであった。

### (2) 全校保護者説明会

令和元年11月7日に行われた全校保護者説明会では、参加した保護者から「遺書に書かれている内容からいじめがあったと推測できるのに、なぜ1か月調査をして何も報告できないのか」との質問がなされ、これに対して校長は「調査に関わることは話せない」との返答を続けた。

『緊急対応の手引き』には、発生事実の概要、対応経過、今後の予定等を整理し、外部に出せる情報は何かを明確にしておくこととされている。

これまでの調査で何を行い、何が明らかになり、何が明らかになっていないのか、調査に伴う困難や今後の見通し、保護者に協力を依頼する可能性等について可能な範囲で説明を行うことが求められていたのではないだろうか。

### (3) それ以降のいじめ認定

令和元年12月23日の遺族面談において、校長は「いじめがあったという前提で学校運営を進める」と発言している。しかし、令和2年1月7日の面談では、行為者不明や本件児童が心身の苦痛を感じていたとの事実が確認できないことを理由にいじめの認定ができないと伝えている。

聴き取り調査やアンケートの結果及び遺書の存在から、行為者は不明とはいえ本件児童が「死ね」と言われたことや、お金を貸して催促をしてもなかなか返してくれないことに対して苦痛を感じていたと判断することは可能ではある。いじめ防止対策推進法に従うならば、本人が苦痛と感じていたことが大事であり、いじめと認定できないとの結論は本件児童の苦しみを理解する方向とは逆の判断となった。

自殺の背景調査の指針に、「自殺が起こると、自殺の引き金となる『直接のきっかけ』を原因として捉えがちであったり、原因を単純化して考えがちであったりするが、じっくりと背景を理解しようとしなければ本質が見えてこない自殺もある」と記述されているように、いじめ認定がそのまま自殺原因の特定につながるわけではない。いじめの認定をして本件児童が何を苦痛に感じていたのかを遺族と共にわかろうとする姿勢を持ち、詳細調査については第三者の協力を得ながら進めていきたいという説明を行うことが必要であった。

### (4) 当該校のいじめの認識の問題

こうしたいじめ認定には、当該校や市教委におけるいじめの認識の誤りが認められる。

参考資料として、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（平成28年）による『「いじめ総合対策」に示された取り組みの進捗状況の検証、評価及びいじめ防止等の対策を一層推進するための方策について（最終答申）』から、段階に応じたいじめの類型例を示している（次頁図）。継続性や人数、行為の意図性を整理したものだが、好意を持って行った行動であっても受け取り手が心身の苦痛を感じた場合には「いじめ」に該当することが示されている。

第2章でも触れているが、平成30年度のいじめの認知件数（1000人率）が、全国で66.0件、大阪市が192.3件であるのに対し、当該校は9.6件となっている。認知件数の少なさは、それだけ見過ごされているいじめがある可能性があるということであり、再度いじめの認識を周知徹底することが求められる。

いじめ認識の誤りは、上記（3）にあるとおり、校長が令和元年12月23日段階と令和2年1月7日段階でいじめの存在について異なる説明をしたことに関係している。12月23日、1月7日とも市教委指導主事が同席しており、また各面談の機会に先立っては当然打ち合わせをしていると考え

られるので、市教委を含めていじめ認識の誤りがあったと見ざるをえない。なお、この点については、後述第7章課題と提言の第3の4において詳述する。

行為の 故意性、意図性	加害の子供 の集団性	
	1人で	集団で
1 好意で行った 言動 ～親切のつもりが…～	ゼロ	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 親切さを十分に評価した上で、発言が苦手な子の気持ちについて、一緒に考える。</li> </ul>
2 意図せずに行った 言動 ～悪気はなかったのに…～	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ リレーでバトンを落とした子供に「何やってんだ！」と怒鳴った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 発達の特性なども踏まえ、何気ない言葉が相手を傷付けることもあることを丁寧に論ずる。</li> </ul>
3 衝動的に行った 言動 ～つい、かっとなつて…～	暴力を伴わない	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ うっかりぶつかった子供に「死ぬよ。」と言い、にらんだ。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 絶対に使ってはいけない言葉について指導する。</li> </ul>
	暴力を伴う	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ うっかりぶつかった子供に対して、その場で殴りかかった。 ※ 事例によっては犯罪に該当</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 暴力は絶対に許されないことを指導するとともに、かっとなつたときの対処方法を身に付けさせる。</li> </ul>
4 故意で行った 言動 ～あの子がむかつく～	暴力を伴わない	<p style="text-align: center;"><b>重大性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 運動の苦手な子供に、「あなたのせいで負けたの分かっているの！」と問い詰めた。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 発言の背景となっている思いを聞き取った上で、他人の失敗を責めることの問題について理解させる。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>② 運動で失敗するたびに、「へばい！」「足引っ張るな！」などとはやし立てた。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 絶対に許されない行為であることを理解させ、完全に行われなくなるまで、監督を徹底する。</li> </ul>
	暴力を伴う	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 学校サポートチームと連携して、別室指導などを行い、二度と行わせないようにする。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>③ 体育着を隠して、被害の子供が探している様子を笑って見ていた。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 警察や児童相談所と連携して、厳しい指導を行い、直ちに行為をやめさせる。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>④ 試合で負けたお詫びに、メンバー全員に1,000円ずつ払うよう強要した。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 警察と連携して、法令に基づく措置を含め、厳格な指導を行い、反省が確認されるまで、被害の子供と接触させない。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ お金を持って来ないことを理由に、殴ったり、蹴ったりした。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>重大な犯罪</b></p>
継続性	単発的	継続的

※ 上記の類型は、加害の子供の行為によるもので、被害の子供の「心身の苦痛」の軽重によるものではない。  
 ※ どこからが犯罪に該当するかは、事例ごとに異なる。 ※ 「暴力」とは、言葉以外の有形力の行使全般を指す。

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（平成28年）『「いじめ総合対策」に示された取り組みの進捗状況の検証、評価及びいじめ防止等の対策を一層推進するための方策について（最終答申）』

## 第6章 本件児童の自死に関係する要因

この章では、本件児童の自死の背景を、できる限り広く取り上げて整理しておきたい。

### 第1 一般的な、自殺といじめとの関連について

さまざまな心身の苦痛が、自殺の原因になる。自殺の主たる原因は、「生きていくのが困難な程度の苦痛」になるが、多くの場合は自殺の原因は複合的で、主たる原因以外に、それよりは小さな苦痛が重なり合って自殺に至ることがある。

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）が定義する「いじめ」では、被害側の「心身の苦痛」が要件になっている。すなわち、法が定める「いじめ」は、自殺の原因になりえる。逆にいえば、いじめを防止することは、自殺の防止にも寄与する。

実際の事案では、いじめが認められたとしても、いじめ以外に自殺の原因となりえる苦痛があったかどうかを、できる限り探し求め、それらの比重を慎重に評価していく必要がある。

### 第2 本件児童の自死に関わる要因

#### 1 学校生活の負担感

学校生活での負担感が強かったことは、多くの事実から認められる。

小学3年～4年時の学力経年調査での質問紙への本件児童の記載からは、その頃から「学校に行くのが楽しくない」ことがうかがわれる。小学5年になって、それがさらに強くなっている。

特に顕著だったと思われる点を、以下に述べる。

- (1) 本件児童の言動。「学校に行きたくない」「学校がいや」などの本件児童のことばを複数の児童が聞いている。さらに本件児童では、学校への嫌悪感・忌避感が「死にたい」という思いにつながっている。本件児童が発した「死にたい」ということばも、複数の児童が聞いている。
- (2) 学校での水泳授業での無気力な様子。水泳自体が嫌になったのではなく、同時期にスイミングスクールでは泳力のランクが上がっている。あくまで、「学校での水泳」が非常に嫌だったと思われる。
- (3) 林間学校とその前後の言動。林間の前にも入浴がいやなどの訴えがあったが、林間からの帰宅後には不機嫌で、直後に「しにそう、学校きらい」と書いている。

児童生徒の人生にとって、学校の意味と比重はとても大きい。今の学校生活での負担感が過大であれば、たとえ学校以外の生活がある程度はやれていても、あるいは将来の希望があっても、現状を何とかして回避したい

という思いは強くなる。

多くの児童生徒では、学校の負担が大きすぎると、身体の不調が出現するか、エネルギーが枯渇して動けなくなるか、あるいは学校への恐怖感が強まって、いずれの場合にも学校を休む（不登校）というかたちでの学校生活の回避に至ることが多い。ただ、不登校にならなかった場合には、学校でのつらいストレスにずっとさらされ続けることになる。これが「死にたい」という思いにつながることは十分ありえる。本件児童では、このような状況にあったのではと推察される。

なぜ、本件児童で、学校生活の負担が過大になったのか。本調査では、突き止められる範囲に限界があり、確定することが難しいが、それでもいくつかの可能性は考えられる。

可能性の1つとして、本件児童に特徴的な、集団での対人関係のあり方がある。女子との関係が薄く、ごく親しくあれこれ相談するような女子が見当たらず、いっしょに遊ぶグループも男子に限られていた。その男子たちとの関係も、年齢的に難しくなってきたように思われる。たとえば、「男子にひわいなことを言われた」との訴え、男子児童■いじめ事案に関して「ちかんされた」との訴えなどがある（これらをまとめて「性的な言動への苦痛」と表記する）。第二次性徴の時期にそろそろ入っていく小学5年生だと、女子児童にとって男子との関わり方は変わっていかざるをえない。本件児童の主観だと、遊ぶ相手や所属する学級内の集団を失っていきそうで、居場所が消えていくような感覚だったのかもしれない。

あるいは学級内での対人関係だけでなく、学校での集団生活や集団活動自体に強く負担を感じていた可能性もある。集団活動として大きな行事である林間学校や運動会への拒否感は強かったと思われる。

なお、小学3～4年生の時期のいじめの被害の可能性として、小学3年時の第2回いじめアンケートがある。本件児童の回答では、「同級生に叩かれたり蹴られたりするのが続き、スクールカウンセラーに話した」ということを述べている。ただ、この件に関してはスクールカウンセリングの記録が見当たらず、児童・教職員からの聴き取りでも出てきていない。

それ以外に小学3～4年時には明確ないじめの被害は見いだせていない。小学5年以前からの「学校がいや」との思いの原因の1つがいじめ被害であったかどうかは判断が難しい。

小学5年生での明確ないじめとして、本報告書で認定したものが複数あげられる。

本件児童がかかえていた学校生活への負担感は、周囲の児童には伝わっていたが、そこから教員や保護者に伝わることはなかった。また学校生活での負担の具体的な内容は、他の児童にも明確には表現されず、もちろん教員や保護者がそれを把握することはできていなかった。本件児童が孤立

して一人で悩んでいたことがうかがわれ、それが行き詰ると、「死にたい」という思いにつながってしまうことは考えられる。

## 2 いじめと自死の因果関係

当部会がいじめと認定した「貸したお金を返してもらっていない」「死ねといわれた」は、自死と時間的には近接している。また、この2つは「遺書」で触れられている。したがって、この2つは自死に関係ないとは判断できず、何らかの影響はあったものと考えられる。

貸した時期や、死ねと言われた時期は確定できないが、自死の1～2か月以内と推定される。さらに、「返してもらっていない」という思いは、自死の時点まで続いていて、だからこそ遺書に書かれている。「死ねと言われた」ことも、おそらく自死の時点まで記憶に残っていたと思われる。

「性的な言動の苦痛」も、自死に近接した時期のことであるが、遺書には書いていない。ただ自死の前日若しくは3日前、父親に「ひわいなことを言われた」ということを言っていて、一定期間ある程度気にしていたことは推測される。

以上の「貸したお金を返してもらっていない」「死ねといわれた」「性的な言動の苦痛」が、どの程度本件児童の自死に関与したかは、これらの行を行った児童（加害児童）との以前からの関係性もかかわってくる。ずっと関係が悪い児童に行われた行為であれば、本件児童へのダメージが大きかった可能性がある。ただ、加害児童は、確定できていない者もいるが、おそらくは遊び仲間の男子児童である。彼らとの関係は、著しく悪かったとは考えにくい。むしろ、遊べて楽しかった体験も続いていたのではないと思われる。自死の4日前のアンケートには、楽しかったこととして、男子児童5名と行ったゲームをあげている。

以上の3つの行為の自死への影響を推察する際には、これらの行為の以前から、本件児童が「学校がいや」と繰り返し言い、「死にたい」と言うこともあったという経過を考慮する必要がある。これらの思いは、おそらく小学5年の1学期後半にはかなり強まり、2学期にはさらに強くなったものと考えられる。

すなわち、「学校が嫌で死にたい」という思いは、金銭問題や死ねと言われたことより以前に生じていたと思われる。金銭問題や死ねということばのみが、死にたいという自殺念慮を引き起こしたとは考えにくい。これら以外の要因が、より重要なのではないかとと思われる。

なお、ここで取り上げた3件と、それ以外の第3章第6で「いじめ」と認定した行為は、いずれも法が定めるいじめには該当するが、悪意がほと

んどないと思われる。偶発的・衝動的な行為であり、第5章第2の5(4)(82頁)で示した図での「社会通念上のいじめ」とまでは言えないであろう。このようないじめに対しては、一律に「いじめは絶対に許されない行為である」という態度での強い指導をすることは必ずしも適切であるとは言えない。

本事案で当部会が認定した事実は、法の定義によるいじめであり、被害側の状況によっては強い苦痛に感じて、自殺に押し進める可能性がある。これを踏まえつつ、行為の態様や加害児童の状況等を考慮しながら指導に臨むべきことを、学校は深く認識しておく必要がある。

### 3 いじめ被害以外に自死に関連する可能性がある事象

以上の1、2以外にも、自死に関連する可能性がある重要な事象がある。

男子児童■いじめ事案は、本件児童の自死と時間的に非常に近接している。いじめ加害として校長と担任から「指導」があったのが自死の5日前(9月19日木曜日)であり、その翌々日からは3連休で、連休明けに自死に至っている。すなわち、最後に学校で生じたストレスとなったと思われる事象になる。

男子児童■いじめ事案では、本件児童は加害側とされているが、指導の翌日のアンケートでは、男子児童■からうけた被害(きもいことをいう、きもい笑いをする)を書いている。現実のいじめでは、しばしば被害・加害関係が逆転を繰り返し、錯綜することがある。

いじめに対して早急で一方的に、加害とされる側の謝罪を求めて終わりとする指導は、いじめの本質的な解決にならないだけでなく、いじめの加害側にうっ積した感情を残してしまう危険性がある。

いじめ問題に対して学校は、いじめる側が悪いというふれない認識で臨む必要があるとされている(大阪市いじめ対策基本方針)。

他方で、いじめの加害に向かわせる要因について、国立教育政策研究所は、「友人ストレス」「競争的価値観」「不機嫌怒りストレス」の3つを挙げ、それらの要因が高まると、加害に向かいやすくなると指摘している(『生徒指導リーフ いじめの未然防止I』生徒指導・進路指導研究センター)。本件児童においても、このようなストレス要因が高まっており、男子児童■に対して加害行為に及んだ可能性も十分考えられる。

しかし、当該校は、このような要因に着目し、本件児童の加害行為の背景についてまで考察することが不十分であったと言わざるを得ない。遺書には、「気づいてほしかった。」という訴えがあるが、それがこのような男子児童■いじめ事案の指導時のことを指している可能性を考えざるを得ない。

なお、男子児童■いじめ事案の指導の場で、本件児童はきょうだいに叩

かれると訴えていたが、きょうだいに関しては遺書には触れられていない。また当部会の聴き取りでも、本件児童が自死に近い時期にきょうだい関係の苦痛を訴えていたことは認められていない。従って、本件児童の自死に、きょうだい関係が寄与していたとは考えにくい。

#### 4 死へのハードルを下げる要因

死にたいと思う児童生徒は多いが、実際に自殺に踏み切るのはい部でしかない。死の世界へのハードルは通常はかなり高い。死ぬ手段を実際に行うことへのハードルもまた高い。

本件児童では、死に関する、あるいは死につながりそうな作品を、以前からしばしば作っていた。これらの作品は、本件児童にとって死の世界へのハードルが下がっていたことを示唆していたと考えられる。

また、本件児童が自死の少し前に階段から飛び降りていたこと、みていたDVDに飛び降りるシーンがあったことなどは、死の手段へのハードルを下げてしまっていた可能性が推測される。

このように死や死の手段へのハードルが下がっていたことと、本件児童の「死にたい」という繰り返しの訴えを結び付けることができているならば、自死を防ぐことができた可能性がある。

### 第3 本件児童が自死に至った原因の全体像

小学3～4年生頃からあった「学校が楽しくない」という学校生活への負担感が、小学5年の1学期の間にさらに強まり「学校が嫌い」となり、それに少し遅れながら「死にたい」という思いも強くなり、自死を選ぶ主要な原因になったと思われる。その上に、当部会がいじめと認定した「貸したお金を返してもらっていない」「死ねといわれた」という苦痛が付け加わって、自死の実行に至ったと判断するのが適切ではないかと思われる。

同じくいじめと認定した「性的な言動の苦痛」の自死への影響は、判断が難しい。あるいは言われた内容への苦痛というより、男子児童らとのこれからの関係が変わっていくのではという思いが負担だったのかもしれない。

なお、学校がなぜいやだったのか、学校生活の何が強い負担だったのかは確定がむずかしいが、いくつかの可能性は考えられ、第6章第2に述べた通りである。

男子児童■いじめ事案でのいじめ加害に関する本件児童への学校側の指導のあり方は、自死にまったく影響がなかったとは言い難い。

## 第7章 課題と提言

### 第1 学校・市教委対応の基本的な問題について

#### 1 当該校の自殺・いじめへの組織的な対応の欠如

自殺後の対応も、遺書の内容からいじめの可能性が出てきた後のいじめの調査も、校内で役割分担をして、なるべく多くの教職員の力を集約しながら行うべきであるが、これが全然できていない。管理職が対応の多くを引き受けてはいるが、十分な対応ができておらず、また管理職の判断がぐらつく、あるいは誤ることで、全体的な混乱や保護者の不信感を惹起することにつながっている。

組織的な対応は、常日頃から準備しておかないと、急にスムーズに行うことは難しい。いじめ対応に関しては、校内組織（校内いじめ対策委員会など）を常時活性化しておくことが、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）とそれに基づく文部科学省の方針である。ただ当該校では、いじめ対応の校内組織の実態がなかった。校内組織は、いじめ重大事態に対応すべき組織でもある。

#### 2 当該校と市教委の「自殺の背景調査」の意義に対する理解の欠如

子どもの自殺が生じた後には、保護者（遺族）の「なぜそうなったのか」を知りたいという心情は非常に強い。学校はそれにできる限り応えるべきであろう。文部科学省が規定している「自殺の背景調査」は、遺族の思いに応えるためにも重要な調査である。

背景調査は、まず着手すべき基本調査、その結果が十分でない場合などの詳細調査に分けられる。基本調査は、学校が主体となり、なるべく短期間のうちに、その時点でわかった情報をまとめて報告し、その内容は遺族にも説明することになっている。この、自殺の基本調査の報告がなされていない。当該校が、自殺の基本調査の存在自体を知らなかった可能性が高いが、そうであれば市教委がそのことを指導し、当該校に基本調査を行うよう促すべきであるが、そういう働きかけは見当たらない。

文部科学省が決めている基本調査を学校が行わなかったことは、遺族が抱いた「学校はなにもしてくれない」という不信感の重大な原因の1つと考えられる。

#### 3 いじめ重大事態の調査主体の問題

保護者（遺族）は、学校主体で行って欲しいと希望し、市教委は第三者委員会だと主張し、平行線のままでまったくかみあっていない。遺族は、国の方針（法）も参考にして、学校主体の調査を希望している。法では、重大事態の調査を、学校、あるいは学校の設置者（教育委員会）のいずれが主体と

なることも認めている。しかし大阪市では、重大事態の調査を第三者委員会に限定してしまっている。このような、国の法律と大阪市の方針の乖離と矛盾が、早く着手すべきいじめ重大事態の調査が長期開始できなかつた原因になっている。

ただ前項で述べたように、自殺の基本調査を学校主体できちんと行い、第三者委員会の意義・役割についても丁寧に説明がなされていれば、遺族がさらなる学校主体でのいじめ重大事態の調査を望み続けずに、適切な段階で第三者委員会での調査に移行できた可能性が考えられる。

## 第2 本事案発生までの当該校の対応について

1 本件児童入学後、本事案発生までの当該校の対応については、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）及び大阪市いじめ対策基本方針に照らし、以下の課題が認められる。

### (1) 当該校のいじめ対策組織と活動方針について

#### ア 法及びいじめ対策基本方針が周知されていたか

本事案発生までのいじめアンケートの取り方及び本事案発生後の当該校の対応をみると、当該校の学校長以下教職員が、法及びいじめ対策基本方針に即しいじめ定義を認識していなかったのではないかと疑われるところがある。当該校教職員は本件を教訓として法及びいじめ対策基本方針の趣旨を理解し、いじめ定義が本人の苦痛を基準に定められていることを理解する必要がある。いじめ定義についての理解不足は、事後対応にあたった市教委指導部についてもみられるところである。市教委指導部は、改めて法及びいじめ対策基本方針の趣旨を認識し、当該校及び各学校に対し、法及びいじめ対策基本方針の周知徹底をはかるべきである。

#### イ いじめ対策委員会が独自に設けられ、活動していなかった

当該校においては、「いじめ対策委員会」などの名称でいじめ防止と対策にあたる校内組織が設置されていなかった。いじめ対策を専ら担う校内組織は、いじめの予防、発見、発生時の指導及び対処などに組織的に対応し、さらにいじめに関する研修を企画し実施する役割がある。しかし、当該校では、独自の校内組織が本事案発生の前後を通じて設けられておらず、生活指導連絡会で代替されていた。仮に生活指導連絡会と同じメンバーで構成するとしても、いじめ対策委員会としての情報交換や意見交換をして議事録を残すべきである。上記アにあげた法及びいじめ対策基本方針に即しいじめ認識のもと、求められているいじめ対策と発生時の対処を議論する校内組織の確立と活動が必要である。

### (2) 当該校のいじめ認知率及び解消率

当該校のいじめ認知件数（1000人率）は、大阪市のいじめ認知件数（1000人率）に比較して異常に少ない。

## ア いじめの認知率

大阪市全体では全国とくらべていじめの認知率は低くはないが、学校によって差が大きい可能性がある。当該校では、いじめの認知が非常に少ない。いじめの認知率が低い学校に対しては、教育委員会からその学校に対して直接指摘をし、指導していく必要がある。

## イ いじめの解消率

いじめを認知しても、その後の対応を誤り、安易にいじめが解消したと思いついでしまうことは、非常に危険である。いじめへの不適切な指導が、本事案（自殺）の原因となっている可能性があることは、強く認識しておく必要がある。

いじめの解消率は、当該校だけでなく、大阪市全体が高すぎる（表を参照）。これは市教委自体が、いじめの解消の基準を理解していないためと思われる。

まずは、市教委自身が、いじめの解消の認識を改める必要がある。高すぎるいじめの解消率は、安易で表面的な加害側への指導でよしとしている危険性に直結する。

### いじめの解消率の年次推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
全国	8.6%	8.4%	8.3%	7.7%
大阪市	9.7%	9.5%	9.6%	9.3%
大阪府	8.9%	9.0%	8.7%	8.2%
堺市	6.6%	6.1%	5.8%	4.8%
兵庫県	8.9%	8.3%	8.0%	6.8%
神戸市	9.7%	7.9%	7.4%	6.4%

（上記の大阪府は、大阪市を含む数値で、その分「解消率」が高くなっている。）

ウ 大阪市のいじめ解消率は、全国や関西の他の自治体とくらべ、突出して高い。全国的には、いじめの解消率は低下してきている。これは、安易にいじめが解消したとみなさなくなったからであって、むしろ現実には望ましい変化と考えられる。

文部科学省は平成29年1月に、いじめの解消は、いじめ行為が少なくとも3カ月止まっていることを条件の1つとしている。すなわち、いじめを認知してから最低3カ月経過しないと、いじめが解消したとは

みなせない。実際のいじめでは、被害側の心身の苦痛が数か月以上残ることも少なくない。いじめの解消率が90%以上という数値は、現在のいじめの解消の定義に従えば、ありえない。

なお、言うまでもないが、いじめの認知数が少ないことや、いじめの解消率が高いことを、各学校の数値目標とすることは、数値目標達成のために認知件数を減らしたり、事案の調査分析が十分なされずに、「謝罪」「和解」で表面的な解決に終わらせるおそれがあり、絶対にあってはならない。

### (3) 本件児童の2、3年時のいじめアンケート回答に対する対応

本件児童は、2年時、3年時のいじめアンケート回答にいじめがあると記載している。各担任はアンケートの記載からきょうだい喧嘩の範疇と考えたが、詳しい事情は聴いていない。各学年の担任は、本件児童を加害に回る方が多いと考えていたようであるが、アンケートの回答は被害を申告しているのであり、加害者が被害者に転じることはよく起こるのであるから、当該校としてはさらに本件児童本人及び保護者との連携をとり、なぜアンケート回答を書いたのか、家での出来事ときょうだい関係はどうかを調べるべきであった。こうした関与が本件児童と各教職員との関係を強めることにもなり、その後児童の変化に気づききっかけにもなる。またアンケートは、スクールカウンセラーに話したとの回答もあるが、その内容が記録されておらず、各担任またはいじめ対策を担っていた生活指導連絡会にも伝わっていない。アンケート結果の追跡としては必要なことであった。

### (4) 本件児童1年から4年までの特徴・行動と学校側の関与

上記いじめアンケートの回答以外に生活指導記録ノート（以下「記録ノート」という。）に「(本件児童) 気になる」との記載があった。また、1年から4年の各学級担任の中には、本件児童の作品などから保護者にスマホのフィルタリングの提案をするなど、本件児童の心理面に注意した教員もいるが、いじめアンケートの回答との関係や何か悩みがあるのかという観点で本件児童と関わり、かつ家庭と連携する動きは弱かった。本件児童の1年から4年までの行動、表現行為などから、本件児童の心理には何かあると断片的であっても気づいた教員は複数いたのであり、スクールカウンセラーなど専門家の助言を求め、学校側の関与の在り方を検討することは可能であり、必要であった。そこまでに至らなかったのは、いじめ対策委員会が設置されず、活動していなかったことにも原因がある。なお、3年生、4年生において行われた、学力経年調査に付随する調査の本件児童の回答について、特に、2年連続で「学校に行くのは楽しいとは思わない」と回答し、さらには学年でもその回答を行った児童が少数であったにもかかわらず、当該校は、この回答を踏まえ、本

件児童や家庭へのかかわりを組織的に行ったような形跡は見られなかった。このような事実からも、当該校は、日常的にそれぞれの児童の学校生活上における負担感について注視し、組織的に対応することが不十分であったと言わざるを得ない。

(5) 本件児童5年の行動と周囲との関係

ア 5年生になってからは、周囲の児童からみて明らかに元気がなくなっている様子であり、得意であったはずの水泳でも25メートルテストのとき、10メートルぐらいで立ってしまったということがあった。7月31日から8月2日の林間学校から帰ってきた直後に「しにそう学校きれい」と書いたものを残している。5年生学級担任は、この年度に転勤してきて本件児童の学級担任となったのであり、1年から4年の本件児童の様子との対比で気付くことがなかったようである。一方、本件児童から「死にたい。」などと聞いた児童が9名、「学校へ行きたくない。」と聞いた児童が5名いた。このような本件児童の言動について、聞いた側の児童は単なる話の流れで言ったとは受け止めておらず、当部会調査の過程でも記憶が鮮明であった。周辺の児童が気付いた本件児童の変化、言動などは、本件児童に対する学級担任の関心・注目がなければ、児童らから学級担任に伝わる可能性は低い。1年から4年までの間に、断片的であれ各学級担任が気付いていた本件児童の特徴や気になる点が5年生学級担任に伝わっていて、5年生学級担任が本件児童に注意を払っていた場合、周辺の児童らの気付きが担任のもとに届き、保護者への連絡や専門家との連携がちがったものになっていた可能性がある。

7月19日の日付により残されていた「3000円かえしてもらおう」の書き込み、8月2日林間学校から帰って来たときの「しにそう学校きれい」のメモ、9月24日の遺書の発見は家庭の中で起きたことである。9月24日の遺書の画像は母から学級担任へその内容が伝わっているが、そのほかは知らされていなかった。4年生学級担任がフィルタリングの提案をした以上に、学校から保護者に本件児童の特徴に関わる注意を払った連絡がなかったため、保護者から学校に本件児童の心情にかかわる事実がもたらされることは少なかった。学校からは、記録ノートにあった「気になる」との問題意識を教職員間の意見交換や専門家への相談で深めて保護者に伝えるに至らなかったことが悔やまれる。一方、保護者についても、フィルタリングの提案があった後も、家庭での様子と学校での言動・行動についての学校との連携が薄かったことも否めない。いじめ被害に限らない子どもの心の負担感に関して担任と保護者(家庭)との間で情報共有の徹底を図ることは特に小学校では重要である。当該校に限らず、担任と管理職、学校と家庭との間で、それぞれ情報共有することによる再発防止を図る必要がある。

イ 本件児童は、9月18日に、男子児童■を「ちかんされそうになったので叩いた」という事件を起こし、9月19日に校長も加わって、事件に関係した他の児童とともに男子児童■に謝罪した。この際、本件児童はきょうだい同士なら叩いていいのかなどと言って涙を流していたが、校長は本件児童の発言を深くとらえなかった。この事件では、本件児童がいじめ加害者とされたが、この件に関わった児童らの関係性をみたとき、普段は仲の良いグループ間でこの件がなぜ起きたのか、本件児童はなぜ年上のきょうだいのことを持ち出して泣いていたのか、この件のいじめ加害・被害関係だけでない深層に触れる可能性があった。担任より保護者への連絡はあったが、踏み込んだ観点での注意喚起はなく、保護者も被害者に謝罪しなければならないというごく当然の行動しか考え付かなかった。いじめ加害者の指導やケアという点で本件児童の心情を知る機会を逸した感がある。

本件児童についての気付きを深めていなかったことは、遺書の知らせを受けたときの緊急対応の在り方にも関係している。担任が遺書の画像を見た際には、速やかに担任が管理職へ報告するとともに、管理職のリーダーシップの下、自殺予防の観点、特に安全確保の観点から、保護者にそばから離れずにいるべきであると告知する、保護者に代わって教員が家庭訪問する等の対策を講じるべきであった。それまでに、本件児童の特徴、5年生になっての行動の変化に気付いていれば、そうした緊急対応を思いつくのは容易であったと考えられる<sup>11</sup>。

### 第3 本事案発生後の当該校及び市教委の対応について

本事案発生後の当該校及び市教委の対応については、以下の課題が認められる。

#### 1 事案発生時のとるべき対応に関する指針

児童生徒の自殺事案が発生したとき、学校はどう対応すべきかについては、以下の指針及び法令がある。

文部科学省平成22年「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」(以下『緊急対応の手引き』という)

文部科学省平成26年7月1日初等中等教育局長通知にかかる改訂版「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」(以下『自殺の背景調査の指針』という)

いじめ防止対策推進法(以下『法』という)

<sup>11</sup> 自殺の危険が高まった場合、および自殺未遂への対応の流れについて、平成21年3月文部科学省『教師が知っておきたい子どもの自殺予防』P19 図表3-3にも記載がある。

大阪市いじめ対策基本方針～子どもの尊厳を守るために～（平成27年8月策定令和3年4月改正）（以下『大阪市いじめ対策基本方針』という）

## 2 『緊急対応の手引き』との関係

- (1) 当該校において『緊急対応の手引き』に即した体制・役割分担が構築されていなかった。緊急対応の手引きには、保護者会の開催・PTA役員との連携担当、遺族など個別窓口の担当、ケア担当など校内で役割分担を設けて学校がチームとして機能することが必要とされている。当該校においては、平時からのいじめ対策委員会が構成されていなかったこともあり、本事案発生後のほとんどの役割が管理職に集中してしまった。その結果、市教委との連携、遺族との関係の構築、保護者説明会の運営など、課題が次々と発生する中で、校長ほか管理職では対応しきれない事態になっていた。この点については、市教委も『緊急対応の手引き』にしたがった校内体制・役割分担の構築を指導援助しきれなかった。
- (2) 当該校において、事実の公表にあたって遺族の希望により「事故死」としている。『緊急対応の手引き』でも、児童生徒への事案発生への伝達については了解をとる必要があるとされているが、学校の認識と異なる公表伝達は後に学校に対する不信を招くおそれがあり、抽象化するなど配慮が必要である。本事案発生当日、担任教諭は遺書の画像を見ており、自死の可能性はあることはわかっていたので、「事故死」との公表ではなく、遺族の了解のもとに死亡の事実のみを伝えることは可能であった。
- (3) 本事案発生時、当該校には本件児童の年下のきょうだいも通学していた。『緊急対応の手引き』では死亡した児童生徒の兄弟姉妹へのサポートが学校の大切な役割とされている。また同手引きでは事案発生後養護教諭、教育相談担当者、スクールカウンセラーと学年主任などによるケア会議を開くことが示されており、遺族に対するケアをどのようにするのか協議共有することが必要であるとされているところ、当該校では通学している本件児童の年下のきょうだいと遺族に対するケアについての検討が十分でなかった。

## 3 自殺背景調査の実施と報告書

- (1) 『自殺の背景調査の指針』では、自殺又は自殺が疑われる死亡事案について、事案発生（認知）後速やかに基本調査に着手すること、基本調査は全件を対象とした基本となる調査であり、当該事案の公表・非公表にかかわらず、学校がその時点でもっている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理することが定められている。そして基本調査で得られた情報を整理し、学校設置者に報告するとともに、学校及び学校設置者は基本調査の経過及び整理した情報について適切に遺族に

説明するとされている。

基本調査の結果、学校生活に関係する要素（いじめ、体罰、学業、友人等）が背景に疑われる場合、遺族の要望がある場合、その他必要な場合には、背景調査としての詳細調査に移行するという仕組みとなっている。ただし、いじめが背景に疑われる場合には法の重大事態と認めて、地方公共団体の長に報告し、同法に基づく調査組織を編成して同法28条に基づく調査をすることとなる。

- (2) 本事案発生後、市教委は令和元年9月27日付「児童生徒の事件など報告書」(第一報)と令和2年3月13日付の「児童生徒の事件同報告書」(第二報)を文部科学省に提出したとする。しかし、第一報には「転落の原因等については調査中である。」とあり、第二報には担任教諭が9月24日朝、本件児童の母からスマホ画像(遺書の画像)を見せられ、いじめの疑いのある内容の記述があることを担任は確認したとある。しかし、その後の経過の記載として「10/23 5年生を対象としたアンケート調査と聴き取りを行う。(いじめがあったと確認するだけの根拠が見出すことができなかった。)」となっている。第一報は本事案発生から3日後であり、時期的にも内容的にも『自殺の背景調査の指針』に基づく報告ではない。第二報はすでにアンケート調査も説明会も開かれ、令和2年1月7日に校長から母に対し、いじめの事実を確認するだけの根拠を見出すことはできなかったとの認識が伝えられた後であるが、背景についての情報の整理も、認識も記載されていない。第二報については、まず本事案発生から半年近くたって基本調査の報告をするという時期的な遅さの問題がある。また、仮にいじめの事実が確認できず、背景ではないとするのであれば、何が背景であるのか、それが学校に関係するものであれば、上記指針にしたがって、詳細調査を実施することとなるが、そのことも記載されていない。いじめの事実が確認できる根拠が見出せなかったとするのは、後述のとおり、いじめ定義についての誤った認識にもとづくものであるが、『自殺の背景調査の指針』にある基本調査とその報告と位置付けるのであれば、同指針に則ったものとは言えない。第一報、第二報を見る限りでは、『自殺の背景調査の指針』にもとづく調査・報告がされていなかったとみるべきである。

#### 4 いじめの認識を誤ったことによるいじめ可能性の否定

- (1) 令和元年10月18日の5年生保護者説明会では、保護者からの質問と校長の答弁があった。

保護者「遺書を読むといじめであると認識しているが。」

校長「いじめという認識ですか。文面を読むと可能性はある。」

保護者「これはわからないということか。」

校長「はい。」

保護者「気づかなかったということか。」

校長「はい。」

学校としては、法及び大阪市いじめ対策基本方針に則って、「一定の関係にある者からの行為の結果、本人が苦痛を感じた事実」は認められるとの立場に立って、その詳細はまだ調査の段階であると答弁し、学校としていじめの概念を示して過去にあった事実を解明し、将来にわたっては関係する児童の指導と校内全体でいじめを発生させない指導を行うという姿勢を明らかにすべきであった。ただし、この説明会の時点では、遺書を読むといじめの可能性はあるとの認識であったことは示されている。

(2) それで、令和元年11月7日の全学年保護者説明会では、保護者からいじめと認識しているかとの質問が出て、校長が「調査の途中ですので、今は申し上げることはできません。」と答弁した。これは、10月18日の5年生保護者説明会の時点から、いじめの認識と再発防止の観点において後退している。

(3) しかしながら、令和元年12月23日の遺族及び支援者との面談の場で校長は、いじめはあり、本件児童の死亡といじめは関連があると述べている。いじめの事実があったことを認めるのは、当該校において学校と保護者の対立のようになってしまった事態を解決するために必要なことであった。加えて、この時点では、児童アンケートや聴き取りも行われていたのであるから、その結果を整理し、学校として認識できた事実を明らかにして、いじめが認められることを表明すべきであった。

(4) 令和2年1月7日に母と校長、教頭、総括指導主事、指導主事が面談したところ、以下のとおり、一転していじめの認定ができないとの表明になってしまった。

「5年生児童にアンケートや聴き取りを行いました。その結果（本件児童名）さんの『死ねって言われたから死ぬ。』という発言を聞いたと回答した児童がおり、また、（本件児童）さんからお金を借りていた児童がいたとの回答がありました。しかし、アンケート及びこれに基づく聴き取りでは、誰がどのような場面で（本件児童）さんに「死ね」と言ったのかといった具体的な内容まで明らかではなく、いじめがあったと確認するだけの根拠を見出すことはできませんでした。」

(5) 大阪市いじめ対策基本方針は、いじめ事実の詳細が確定しなければいじめ事実が認定できないとはしていない。被害者の立場に立って本人が苦痛を感じている場合に調査をして対策を取ることが定められているのであり、校長の上記説明では、いじめに該当する具体的事実の確証が得られないため、いじめ指導も体制見直しもしないこととなり、本事実

からの教訓も見いだせないということになる。このような説明は担当指導主事も加わって用意され、母に説明されているが、市教委自身が大阪市いじめ対策基本方針を理解していないこととなる。このようないじめの認識は、法及び大阪市いじめ対策基本方針に反するものであり、一時はいじめがあったとの認識を聞いた遺族としては、裏切られたと感じたであろう。

(6) 当該校及び市教委は、第三者委員会の調査について保護者の同意が得られなかったと第二報で記載している。令和2年1月21日の遺族・支援者と校長及び市教委指導主事らとの面談でも第三者委員会の話が出されている。この時点で、当該校としてはいじめが確認できないが、第三者委員会の調査を勧めるということになる。いじめ防止対策推進法は、重大事態が生じて、その原因としていじめの疑いがあるときに、第三者も入った調査をするという構造を定めており、学校と遺族または保護者らの間にいじめの認識についての意見の相違がある場合に第三者委員会の判定を求めるという仕組みではない。当該校・市教委が遺族・保護者らに説明した第三者委員会の位置づけは誤っている。さらに言えば、遺族・保護者らは、当該校がいじめの事実は確認できないとしたことに不満をもっていて、そのいじめ事実についての当該校・市教委の理解が誤っていたのであるから、第三者委員会の調査に同意しなかったことも理解できる。

この点に関連して、大阪市いじめ対策基本方針では、第三者委員会による調査（改正後の基本方針では詳細調査）の実施について、保護者の同意を要件としている。しかし、設置者による重大事態の調査については、法は保護者の同意を要件としておらず、保護者の協力を得られない場合でも、可能な範囲の調査をすることを求めている。本件のように保護者の同意を得られない段階でも必要な調査をする途を設けることが必要ではないかと思われる。

## 第4 提言

### 1 市教委に対する提言

市教委として、本件を通じて明らかになった当該校の課題は、当該校だけではなく、大阪市立諸学校でも同じように抱えている可能性があることとみて、以下の措置をとることが必要である。

ア 本件を踏まえて、市教委としては、各校いじめ防止基本指針の制定がなされているか、大阪市いじめ対策基本方針に即したものであるか、かつ各校いじめ防止基本指針に定められた制度や活動が実施されているかについて点検することが必要である。

また、本事案発生前にも大阪市においていじめ重大事案が発生し、第

三者委員会の調査報告書が提出されていた先行事例があった。先行事例が市教委を通じて各学校に伝達され、また管理職会議や研修を通じて教訓提言が共通認識となっていたかを点検し、本件報告書も当該校のみならず、大阪市立諸学校に対し今後の教訓とするように周知されたい。

イ 大阪市立の各学校に対し、大阪市いじめ対策基本方針に従ったいじめ対策組織が構成され、活動しているかについて調査・点検すること。本件において、当該校のいじめ対策組織が組織され、活動していたならば、集団的に本件児童についての意見交換がなされ、注意の払い方は異なるものとなっていたであろう。そこから、本件児童と周辺の児童との関係性も違ったものとなり、本件児童に対するいじめ行為や、男子児童■いじめ事案を通じた教職員の本件児童に対する見方が異なっていた可能性がある。いじめ防止組織の確立と活動がなされているか、当該校以外の諸校に対しても、実態を調査して有効ないじめ防止と対処が図られるように指導・助言されたい。

ウ 各学校のいじめ対策実施にあたって、法及び大阪市いじめ対策基本方針の趣旨、特にいじめの定義が理解されるように管理職及びいじめ対策組織の担当教員に対する周知・研修をすること。

エ 児童生徒の心の状態を把握し、問題を発見したときに各校が専門家の援助を得られるような仕組みを整備すること。

学校は、児童生徒の学校生活への負担感を見落とさず、適切に対応していく必要がある。本事案が自死に至った要因として、本件児童が抱いた学校生活への負担感や嫌悪感に気づく機会が何度もあったにも関わらず、それに教職員が気づかず、何もできていなかったことが重大な問題である。

学校のなかが負担で嫌なのか、特に、本件児童は、3年及び4年時における学力経年調査に付随する調査において、2年連続で「学校に行くのが楽しいと思わない」という回答を行って、学校生活上の負担感を表明し、さらには、それが学年では少数回答であったにもかかわらず、何ら学校は組織的な対応をしていなかったのであるから、アンケートなどの記述を見落とさず、さらに児童生徒にきちんと尋ね、もし明確な答えがえられなければ、さまざまな情報を集約してその原因を探っていくことは、学校がぜひとも行うべきである。一般的には、これは不登校の予防や対応と共通する。適切な不登校への対応は、朝自宅まで担任が迎えに行き学校に引っ張ってくることではない。学校の何をその児童生徒がしんどいと思っているかをていねいに探り、それを軽減する手立てをあれこれ工夫することが、学校が行うべき対応になる。

これができていない学校が多い。担任等の教職員の児童生徒の心情に関わる能力をあげていく必要もあるし、あるいはスクールカウンセラー

のさらなる配置の必要もある。特に小学校でのスクールカウンセラーはまだ手薄で不足していると懸念される。

オ 各学校に対し自殺事案が起こったとき、『自殺の背景調査の指針』に従った調査が必要であることを周知すること

カ 大阪市は政令市であり、大阪市教育委員会は、都道府県の教育委員会から独立し、助言・指導を受けることはない。これは大阪市教委が判断を誤ると、一般の市町村教育委員会とは異なり、都道府県からの指導などが無いことを意味する。すなわち、大阪市教委の判断の誤りは非常に危険である。

本事案を振り返ると、市教委自体が現在の体制でいじめ事案や自殺事案などに専門的に対処できるのか疑問が生じる。それを解決するためには、大阪市教委の中に、いじめ及び自殺に専従する指導主事をつくることを検討すべきではないかと考える。

## 2 当該校に対する提言

ア 法及び大阪市いじめ対策基本方針の趣旨を理解した上で、当該校のいじめ防止基本指針を改定し、教職員に周知すること

イ 大阪市いじめ対策基本方針に従った校内いじめ防止委員会を組織し、定期的会合を開いて、いじめ防止対策の検討、アンケートの実施と分析、児童や保護者からの訴えを組織的に検討し、いじめ事案であると認定したとき、あるいは疑いがあるとみたときにその対処を決定・実行し、引継ぎができるように記録を残すこと。

ウ いじめ事案の対処、解決にあたっては、法及び大阪市いじめ対策基本方針に基づき、加害者とされる児童に対しても、加害の原因を把握して内面に触れる指導をすること。

エ 児童の言動・行動に留意し、注意を要する児童がいれば、学校よりまたは市教委を通じて専門家の援助を得て、家庭及び専門機関との連携をとること。

以 上